

令和 3 年 6 月 定例会

# 浪 江 町 議 会 会 議 錄

令和 3 年 6 月 8 日 開会

令和 3 年 6 月 16 日 閉会

浪 江 町 議 会

# 令和3年浪江町議会6月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号 (6月8日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	13
高野 武君	14
紺野榮重君	32
佐々木茂君	53
渡邊泰彦君	70
散会の宣告	86

## 第 2 号 (6月9日)

議事日程	87
出席議員	90
欠席議員	90
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	90
職務のため出席した者の職氏名	90
開議の宣告	92
議事日程の報告	92
請願・陳情の付託	92
議案第48号から報告第5号の一括上程、説明	92
延会の宣告	131

### 第 3 号 (6月15日)

議事日程	133
出席議員	135
欠席議員	135
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	135
職務のため出席した者の職氏名	135
開議の宣告	137
議事日程の報告	137
議案第48号の質疑、討論、採決	137
議案第49号の質疑、討論、採決	138
議案第50号の質疑、討論、採決	139
議案第51号の質疑、討論、採決	140
議案第52号の質疑、討論、採決	140
議案第53号の質疑、討論、採決	141
議案第54号の質疑、討論、採決	141
議案第55号の質疑、討論、採決	142
議案第56号の質疑、討論、採決	142
議案第57号の質疑、討論、採決	143
議案第58号の質疑、討論、採決	143
議案第59号の質疑、討論、採決	144
議案第60号の質疑、討論、採決	144
議案第61号の質疑、討論、採決	145
議案第62号の質疑、討論、採決	146
議案第63号の質疑、討論、採決	147
議案第64号の質疑、討論、採決	148
議案第65号の質疑、討論、採決	148
議案第66号の質疑、討論、採決	149
議案第67号の質疑、討論、採決	150
議案第68号の質疑、討論、採決	151
議案第69号の質疑、討論、採決	152
議案第70号の質疑、討論、採決	152
議案第71号の質疑、討論、採決	153
議案第72号の質疑、討論、採決	154
議案第73号の質疑、討論、採決	155
議案第74号の質疑、討論、採決	155
議案第75号の質疑、討論、採決	156
議案第76号の質疑、討論、採決	156
議案第77号の質疑、討論、採決	158

延会の宣告	161
-------	-----

第 4 号 (6月16日)

議事日程	163
出席議員	165
欠席議員	165
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	165
職務のため出席した者の職氏名	165
開議の宣告	167
議事日程の報告	167
議案第78号の質疑、討論、採決	167
議案第79号の質疑、討論、採決	174
議案第80号の質疑、討論、採決	174
議案第81号の質疑、討論、採決	175
同意第2号の質疑、採決	175
同意第3号の質疑、採決	177
同意第4号の質疑、討論、採決	178
同意第5号の質疑、採決	178
報告第1号の質疑	181
報告第2号の質疑	181
報告第3号の質疑	181
報告第4号の質疑	181
報告第5号の質疑	181
報告第6号の質疑	182
浪江町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	183
請願・陳情審査報告	184
請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	184
発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	185
日程の追加	186
浪江町議会議員定数調査特別委員会委員の選任について	186
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	187
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	190
町長挨拶	191
閉会の宣告	192

浪江町告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和3年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年5月7日

浪江町長 吉田数博

1 日 時 令和3年6月8日（火）午前9時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	武	藤	晴	男	君	2番	紺	野	豊	君
3番	吉	田	邦	弘	君	4番	佐々木	恵	寿	君
5番	小	澤	英	之	君	6番	半	谷	夫	君
7番	紺	野	則	夫	君	8番	佐々木	茂	君	君
9番	山	本	幸	一郎	君	10番	高	野	武	君
11番	渡	邊	泰	彦	君	12番	松	田	司	君
13番	平	本	佳	司	君	14番	佐々木	勇	治	君
15番	山	崎	博	文	君	16番	紺	野	榮	重

不応招議員（なし）

# 6月定例町議会

(第1号)

令和 3 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 3 年 6 月 8 日（火曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（16名）

1番	武 藤 晴 男 君	2番	紺 野 豊 君
3番	吉 田 邦 弘 君	4番	佐々木 恵 君
5番	小 澤 英 之 君	6番	半 谷 夫 君
7番	紺 野 則 夫 君	8番	佐々木 正 君
9番	山 本 幸一郎 君	10番	高 野 武 君
11番	渡 邊 泰 彦 君	12番	松 田 孝 司 君
13番	平 本 佳 司 君	14番	佐々木 勇 治 君
15番	山 崎 博 文 君	16番	紺 野 榮 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 吉 田 長 数	副 博 君	町 佐 藤 長 良	樹 君
副 町 小 林 長 弘	教 典 君	育 笠 井 長 淳	一 君
代表監査委員 山 本 邦 一 君		總務課長 選挙管理委員会書記長 横 山 秀 樹 君	
企画財政課長 西 健 一 君		産業振興課長 清 水 中 君	
農林水産課長兼 農業委員会事務局長 金 山 信 一 君		住宅水道課長 木 村 順 一 君	
		教育委員会事務局 教育次長 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長 蒲 原 文 崇 君	
建設課長 戸 浪 義 勝 君			
会計管理者兼 出納室長 中 野 隆 幸 君		住民課長 柴 野 一 志 君	
健康保険課長兼 浪江診療所事務長兼 仮設津島診療所事務長 掃部関 久 君		介護福祉課長 松 本 幸 夫 君	

職務のため出席した者の職氏名

事務局長  
吉田厚志君

次長兼係長  
中野夕華子君

書記  
鎌田典太朗君

---

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和3年浪江町議会6月定例会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうをささげたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございました。ご着席ください。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場の出入口の開放等の対策を実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。また、報道機関から撮影の申出があります。これを許可したいと思いますので、ご了承ください。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いします。

---

### ◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、令和3年浪江町議会6月定例会を開会します。

（午前 9時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、5番、小澤英之君、6番、半谷正夫君、7番、紺野則夫君を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会期の決定を議題にします。お諮りします。今期定例会の会期は、配付のとおり、本日から16

日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの9日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。8日、9日、15日及び16日を本会議とし、10日から14日までは委員会等のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

---

### ◎行政報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、行政報告を行います。

行政報告は、町長からお願いします。

町長。

[町長 吉田数博君登壇]

○町長（吉田数博君） おはようございます。

本日ここに、令和3年浪江町議会6月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告に先立ち、改めて東日本大震災により亡くなられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大による社会全体への影響はなかなか終息が見えず、町民の皆様におかれましては、大変なご不安とご負担の多い日々をお過ごしのことと存じます。

そういう中、5月15日に初めて職員の感染が確認されました。まず、庁舎内全体の消毒を実施するとともに、接触職員を確認し、該当職員は自宅待機としました。また、保健所の判定で濃厚接触者、濃厚接触とならなかった一部職員についても、町が独自でPCR検査を実施し、状況把握と感染拡大の防止に努めました。

なお、PCR検査の結果は全て陰性でした。

役場機能が停止し、住民サービスの停滞を招くことのないように、

引き続き、感染防止対策を徹底してまいります。

東日本大震災発生から10年が経過し、4月末現在の町内の居住人口は1,034世帯、1,648人となっております。前年同期から160世帯、273人増えており、徐々にではありますが、町内で暮らしを再開する町民は増え続けております。

しかしながら、このように人口だけを見ても、ふるさとの再生は遠い道のりであります。これまでの10年を踏まえ、引き続き、持続可能なまちづくりに努めてまいりますので、議会及び町民の皆様には特段のご理解とご協力をお願ひいたします。

それでは、3月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告いたします。

浪江町議会議員一般選挙について、ご報告します。

令和3年4月30日任期満了に伴い、4月18日を投票日としていた当該選挙については、立候補の届出のあった方が定数と同数であったため、無投票となりました。

当選された議員の皆様方には、いまだに課題が数多く存在する当町の再生・復興に向け、ご尽力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、新型コロナワイルスワクチン接種についてご報告いたします。

町内のワクチンの接種状況につきましては、予約をいただいた475人の65歳以上の方に対し、1回目の接種を5月18日から開始し、27日に無事終了することができました。改めて、応援をいただいている医師の方に感謝を申し上げます。

なお、2回目の接種につきましては、本日6月8日から開始し、17日に終了する予定となっております。

その後の接種につきましては、ワクチンを十分に確保した上で、仮予約をされている65歳以上の方を優先としながら、64歳以下の方の接種も進めてまいります。

また、町外に避難されている65歳以上の方ですが、県外の方には3月26日に一斉に、県内の方には避難先自治体の接種計画に基づき、接種券等を段階的にお送りをしております。

町外に避難されている方は、それぞれの避難先自治体で接種を進めていただいておりますが、特に人口の多い自治体では、接種の予約にご苦労されていると伺っております。ご不安と焦りを感じいらっしゃることと存じますが、国は、7月中に希望する高齢者の接種を完了するとの方針を示しておりますので、何とぞ、冷静な対応をいただけますようお願いを申し上げます。

次に、浪江町震災・復興記録誌についてご報告いたします。

発災から10年を節目とし、昨年度より、発刊に向けて準備を進めてまいりました。本誌は単に出来事を記録として残しておくだけではなく、およそ100人の幅広い年代の町民の方々へ聞き取りを実施し、それぞれの10年の記憶や思いを記録に残すことも大きなテーマとして取り組みました。現在、校正作業が終了し、今月末には、町民の皆様へ順次発送してまいります。

次に、大堀防災コミュニティセンターの竣工についてご報告します。

令和3年3月31日に竣工した当施設は、平常時には住民の集会や団体等の活動で使用し、災害時には避難所として活用するものです。収容人数はおよそ100人で、防災備蓄倉庫や消防車両の車庫もございます。本年度は当施設での避難訓練を予定しており、町民の皆様とともに防災意識を醸成し、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

次に、復興加速化に向けた要望活動についてご報告いたします。

4月12日に自由民主党東日本大震災復興加速化本部、4月24日に公明党東日本大震災復興加速化本部の町内視察に際し、両本部長へ浪江町の復興・創生に向けた要望書を提出し、10年経過した今もなお避難指示が続いている帰還困難区域の再生に向けた取り組み、及び第2期復興・創生期間における復興事業の加速化を強く要望いたしました。

また、6月1日には、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会会长として、復興大臣などに対し、帰還困難区域の復興・再生に向けた要望書を提出し、特定復興再生拠点区域の整備に対する支援と、拠点区域外の避難指示解除に向けた国の方針を今月中に明示することについて、本年2月26日に続き、重ねて要望したことろあります。

引き続き、議会とも連携をしながら、復興の加速化と浪江町全域の避難指示解除の実現のため、積極的に要望活動に取り組んでまいります。

次に、指定ごみ袋配布事業についてご報告いたします。

町内の違反ごみの解消と生活ごみの分別、並びに収集方法の周知を目的として、6月上旬より町内に居住する世帯を対象に、指定ごみ袋7種類の無料配布を順次行っております。今後、新たに町内居住となりました世帯へも引き続き配布をすることで、正しい分別はもとより、ゴミの減容化、リサイクルに努めてまいります。

併せて、花いっぱい運動の一環として、福島ひまわり里親プ

プロジェクト様よりご寄贈いただきましたヒマワリの種を配布しております。

次に、町外の復興公営住宅の入居状況についてご報告いたします。

3月31日現在、県営及び市町村営合わせて1,401世帯、2,442名の方が町外の復興公営住宅への入居決定を受け、新たな住環境での生活を送っております。

次に、道の駅なみえのグランドオープンについてご報告いたします。

整備を進めてまいりました大堀相馬焼の製造体験販売施設と、地酒の製造販売施設、なみえの技・なりわい館が完成しました。同時に本館に無印良品が出店し、3月20日にグランドオープンしました。町の復興のシンボルとして、町民同士、来訪者との交流の場、情報発信の場として多くの方々に親しまれる施設を目指し、今後はさらに内容の充実を図りながら、日々進化する道の駅を目指してまいります。

次に、プレミアム付商品券販売事業についてご報告をいたします。

今年度で5年目となります当事業につきましては、6月12日より販売を開始いたします。今年度は1人当たり3万円、プレミアムを含む4万5,000円分の購入ができます。地域経済活性化という本来の目的と、これまでの実績、経験を踏まえ、多くの皆様にご購入いただけますよう努めてまいります。

次に、企業誘致の取組についてご報告いたします。

藤橋産業団地に4社目となる富士コンピュータ株式会社浪江工場が完成し、5月1日に開所式が執り行われました。当工場では、福島ロボットテストフィールドで研究を進めてこられた介護A.I.ロボットの製造が行われます。

また、南産業団地につきましても、現在整備を進めていますが、工期どおりの竣工を迎え、完成後、速やかに企業が立地できるよう、誘致活動に取り組んでいるところであります。

今後もあらゆる機会を捉え、整備する団地全てにおいて企業が立地できますよう、場合によっては私自身が企業訪問を行うなど、積極的な誘致活動に努めてまいります。

次に、ゼロカーボンシティ・水素社会の実現に向けた取組についてご報告いたします。

3月5日、トヨタ自動車の豊田章男社長に福島水素エネルギー研究フィールドを視察いただきました。これを受け、トヨタ自動車では、当町をはじめ福島県内において、様々な水素エネルギーの利活用実証が進められることになりました。

5月22日から開催された富士スピードウェイ24時間耐久レースでは、トヨタ自動車が水素内燃エンジンを搭載した車両で参戦し、F H 2 Rで製造された水素を燃料として、無事完走を果たしました。

大会スタート直前に、豊田社長とリモートにて、水素社会の実現に向けての懇談をさせていただきました。

大会中、水素の源である浪江の水、N A M I E W A T E RのP Rも行っていただきました。

他の取組といたしましては、マルチ水素ステーションの整備に向けて、地元事業者に対する水素関連事業の説明会を開催いたしました。そのほか、現在、環境省事業による簡易充填設備の実証事業をはじめ、モビリティー、生活インフラ、産業利用等あらゆる面での活用に向けた実証事業を展開しております。

引き続き、ゼロカーボンシティの実現に向けて、積極的に水素エネルギーの普及推進に努めてまいります。

次に、町内での水稻の作付状況についてご報告いたします。

今年度も水稻作付が町内各所で始まりました。各経営体から提出された水稻生産実施計画書の集計をしたところ、約170ヘクタール作付される見込みでございます。2年前には27ヘクタール、昨年度は89ヘクタールの水稻作付面積でして、営農再開面積は順調に増えております。また、この秋には、カントリーエレベーターの完成を予定しており、来年度以降のさらなる作付面積拡大を期待しております。

また、水稻だけではなく、そのほかの品目についても営農が拡大するよう、町としては各種支援事業に取り組んでまいります。

次に、浪江町酪農復興事業に関する連携協定についてご報告いたします。

6月3日に、町、福島県酪農業協同組合、全国酪農業協同組合連合会の3者で、酪農復興事業に関する連携協定を締結いたしました。協定の内容は、浪江町における畜産振興、復興牧場の整備、運営支援、耕畜連携の推進に関するものでございます。当協定に基づき、地元住民の皆様と連絡を密にして、酪農業の再生、及び農業復興に資する取組を進めてまいります。

次に、請戸漁港内における水産業共同利用施設についてご報告いたします。

東日本大震災復興交付金を活用し整備を進めてきた漁港周辺の水産業共同利用施設については、令和2年度末の漁具倉庫の完成をもって完了いたしました。

今後は本格操業を見据え、請戸産の海産物の魅力を発信するP R

事業など、ソフト面の支援に力を入れ、水産業の振興に努めてまいります。

次に、教育行政関連についてご報告いたします。

3月12日、なみえ創成中学校において卒業式が行われ、2人の生徒が卒業いたしました。新型コロナウイルス対策のため、規模縮小、時間短縮の中、小学生や地域の方々からのビデオメッセージを交えながら、保護者、教職員、支援者の代表による心温まる式となりました。

3月23日には、なみえ創成小学校、津島小学校にて卒業式が行われました。なみえ創成小学校からは5人、津島小学校からは1人の児童が卒業しました。中学校と同様に、規模を縮小した中ではありましたが、在校生も全員出席をしてお祝いをし、心温まる卒業式でした。なみえ創成小学校の卒業生は全員なみえ創成中学校に、また、津島小学校の卒業生は福島市内の中学校に進学をいたしました。

なお、津島小学校は今回が最後の卒業式となりました。式典終了後には休校式を行い、津島小学校長による校旗の返納が行われました。式では、児童代表から津島小学校の思い出や、地域の皆さんへの感謝の言葉が述べられました。

4月5日には、浪江にじいろこども園の入園式、進級式を行いました。園児数は、新入園児は11人、進級児は16人で、計27人となりました。

4月6日には、なみえ創成小学校・中学校の入学式が行われました。小学校入学児童が4人、中学校入学生は5人に新たに1人の転入生を加え、小学校は22人、中学校は9人で今年度の教育活動が始まりました。

教育委員会では今年度から、学校以外の場所で子供たちが自然に触れ合う活動を通じて、友達と仲良く、心身ともに成長する活動として、子ども週末チャレンジ講座を開設いたしました。

5月15日に第1回目として、酒田地区にて田植え体験活動を行い、小学生9人と保護者が参加しました。初めに、JAの方から田植えの方法や注意点の説明を受け、その後、親子で田植えを行いました。子供たちは泥に足を取られながらも、楽しそうに取り組んでいました。

今後、農作物の収穫体験や稻刈り体験、釣り体験、遺跡発掘体験、スキーボードなどをお予定しております。

町民の皆様を対象とした生涯学習についてであります。本年度、楽しく学び、交流できる場として、地域ふれあいチャレンジ講座を開設しました。

5月29日には、講師を迎えてコーヒー講座を開催し、多くの町民の方が本格的なコーヒーの入れ方を学び、交流を深めました。今後は、報徳仕法講座や、ふれあいハイキングなどの講座を予定しております。

次に、聖火リレーについてご報告いたします。

3月25日、東京2020オリンピック聖火リレーが町内で実施されました。浪江小学校をスタートし、3人の町内ゆかりのランナーによりリレーされた聖火は、ゴール地点の道の駅なみえへ向かい、ゴール地点手前からは、なみえ創成小学校の児童たちがサポートランナーとして一緒に走りました。聖火をつなぐトーチの燃料として、オリンピック史上初めての水素が使用され、その水素は浪江町産でございます。聖火は、大きな拍手に包まれながら道の駅へゴールいたしました。

以上、3月定例会以降、現在までの取組についてご報告させていただきました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例改正及び廃止案件12件、契約の締結及び変更案件16件、土地の取得案件1件、和解案件1件、令和3年度の補正予算案件4件、同意案件4件、報告案件5件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

[町長 吉田数博君登壇]

○町長（吉田数博君） ただいま報告させていただいた中で、訂正をお願いしたいと存じます。

皆様、お手元の資料の5ページでございますが、企業誘致の取組についての報告の中で、富士コンピュータ株式会社浪江工場が完成し、正式には「5月10日」と申し上げるべきところを「5月1日」と申し上げてしまいました。改めて訂正の方をお願いし、おわびを申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で行政報告は終わりました。

---

### ◎一般質問

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっています。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となりま

す。質問は自席で行います。

なお、一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁とともに簡潔にお願いします。

---

### ◇ 高野 武君

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君の質問を許可します。

10番、高野武君。

[10番 高野 武君登壇]

○10番（高野 武君） おはようございます。10番、高野武であります。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。させていただきます。

なお、方法としては、通告書の記載どおり、一問一答方式で行いたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

まず初めに、あの大震災から10年もの歳月が流れ、いまだに帰還困難区域での避難指示解除並びに除染の見通しも立たず、帰るに帰れない町外避難者の心情を考えたときに、今さらながらに、原発事故からの復旧への歳月の長さを痛感しております。

並びに、町長、副町長、課長をはじめ職員、特別職の方々と一体になり、新生浪江町整備のための活動を評価するとともに、日々、目に見える形での復興を実感しております。

今後とも、町の将来像を示した第三次計画の早期完遂を目指してのさらなる活動に期待をいたしまして、質問に移りたいと思います。

それでは、記載どおりの順番で質問をいたします。

まず初めに、前年度で整備計画が完了した請戸漁港の漁具倉庫の件であります。

浪江町の基幹産業でもある請戸漁港整備で、残るのは港湾事務所所管の外構工事となりました。このスピードには、我々漁業者も驚きとともに感謝でいっぱいあります。その中で、最後の整備となりました漁具倉庫も、漁業者への鍵の引渡しも終えて、供用開始となりましたが、その時点で、初めて使い勝手の悪さに気がつきました。

それは、漁業者が考えていましたイメージとは、震災前は漁具倉庫兼作業場としての利用でしたが、説明では、漁具の保管場所としての利用と、電気、水道が整備されていても、軽微な魚の解体や冷凍、冷蔵の保管ぐらいしか利用できないということあります。整備以前の設計段階や要望ではどうなっていたのかは、私には分かりませんが、申請当時は、住むところも仮設住宅やアパートなどで、自分の住宅を確保するために頭がいっぱいいで、使い勝手までは考え

が及ばなかつたのではないかと理解しております。

その間にも、国からの補助事業で操業に必要な漁具資材を購入し、倉庫の必要性は次第に切迫してまいりました。

一部の漁業者はコンテナなどを購入し、親戚、知人等に頼んで置いてもらつたり、南相馬市に住民登録のある漁業者もおりますので、鹿島区の真野川漁港に整備された漁具倉庫に頼んだりと、各自いろいろと苦労しての保管でした。そんな中、請戸漁港に漁具倉庫が完成し、これで片道30分以上もかけて資材を片づける手間が省けると、大きな期待もありました。

ところが、利用説明の中で、刺し網操業の場合、一番手間のかかる作業である帰つてからのごみ取り、網さばき等はいけないとのこと、どこで作業をしたらいいのかと声が上がりました。

現在は試験操業の中で、乗組員の人数で刺し網反数や漁獲数量制限の中で、連日海中に入れた網を次の日に揚げ、水揚げ後の港内の船上作業、いわゆるごみを取り、次回のために整備するわけですが、取ったごみを港内に捨てたり、保管をしておけば環境や悪臭のもとにもなります。

また、テレビなどで見る各地の漁港風景は、無断使用か許可を得てかは分かりませんが、単管パイプを組んだりしての仮設での小屋をよく見かけますが、これは景観や環境美化のためにも決して感心した事例ではありませんし、近年では、相馬港で作業中の漁船員が船上で熱中症のために亡くなつた事例もあります。

これから本格操業に移行すれば、操業時間、労働時間も大幅に伸びることは必須であります。これに加えまして、熱さ、寒さ、風雨対策を考えたとき、どうしても室内での作業にならざるを得ません。

以上、長々とご説明を申し上げましたが、これらの点をご理解の上で、この施設は町で整備していただいたものでもありますので、漁具倉庫利用に関しての規制変更等はできないものか見解を伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

施設の利用制限については、浪江町水産業共同利用施設及び管理に関する条例施行規則の中で定めております。内容といたしましては、「公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき」、「施設又は設備器具を損傷するおそれがあるとき」、「その他管理上の支障があるとき」となつております。具体的に制限項目を設けているものではございませんが、補助金の性質上、漁具倉庫については共同利用施設として位置づけられていることから、施設内における個人の

作業場としての使用は制限があるものと思われます。

しかしながら、請戸漁港における漁業従事者の多くは、原発事故の影響により町外での生活再建を余儀なくされ、また、今後予定されている本格操業を見据えると、現地での軽作業は必要不可欠であると思われますので、ご要望いただいた内容について関係機関と協議してまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 高野武君。

○10番（高野 武君） 今ほどの答弁でございますけれども、やはり先ほど申ししたとおり、本格操業ともなれば、長時間の労働、また残れば次の日になりますけれども、いま少し、どういうふうな形なのか具体的な説明をお願いできればと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

具体的な件につきましては、今後、相馬双葉漁業協同組合との協議や周辺自治体の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 高野武君。

○10番（高野 武君） やはり、指定管理者でもある相馬双葉漁協とも協議の上、協議していただければ、もっと詳細な内容が我々に容易に伝わるのではないかと思います。

私もですが、自宅の隣に倉庫を造りましたが、あくまでも保管のためであって、ごみ取りとかの作業はできません。なぜならば、複数回使用した漁具というのは、魚のかけらとかが完全には取り除くことができませんので、保管中に臭いが発生し、近隣の住宅にも迷惑がかかります。それ以上の作業ともなれば、言うまでもありませんが。そこで、周りに住宅もなく居住者のいない港湾施設内の漁具倉庫を作業場として利用できれば、後から質問する震災遺構等を見学に訪れる人たちのためにも、周辺の環境美化、臭いの問題等を少しでも取り除けるのではないかと考えます。

さらには、本格操業に入る前の漁業者のためにも必要不可欠な事案でもありますので、ぜひ規制の変更を国・県等に要望と言うよりも、協議の上、漁業者の立場に寄り添った解決策を見いだせるよう強く求めまして、次の質間に移りたいと思います。

次は、震災遺構としての請戸小学校は、秋頃のオープンを目指し整備中でありますが、本年4月末に地元出身者数名に対し教育委員会からの要請で、見学と運営に関しての懇談会がありました。その

中で気づいた点を何点か意見を共有したいと考えて質問をいたします。

まず第一に、見学者の安全面ですが、屋外通路の鉄板、これは降雨時や履物によっては、滑ったりして転倒の危険性が高まると感じますが、どんな対策を考えているのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問にお答えします。

屋外通路の安全対策につきましては、今後、発注いたします外構工事におきまして、滑り止めテープを貼るなどの対応を考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 高野武君。

○10番（高野 武君） これはあくまでも鉄板関係だと思いますけれども、そのほかにも校舎に入る階段の手前のグレーチングですか、これもハイヒール等ではかなり挟まるおそれがありますので、危険だと思います。そういう方面も、やはり見学会等を通しながら、もっと詳細な危険箇所を見つけていただけるようお願いをいたします。

それと、少人数での来館者、これに関して、やはり案内人とかそういう者はつかないと思いますので、監視カメラ等の設置は当たり前とは思いますが、危険箇所の立入り等、そういうものに対しての啓発というか、注意というか、そういう方面はどういう方向で考えているのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

危険箇所への立入りへの対応につきましては、注意喚起の張り紙掲示や、ベルトパーティションを設置するなど、危険箇所へ近づけないような対策を講じます。

また、屋外の一部については、決められたルート上からご視察いただくよう、通路となる部分の路面を色分けをする予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 高野武君。

○10番（高野 武君） 了解しました。

（2）番になります。

請戸小学校は海岸線のすぐ近くに位置をしながら、最大波高15メートルとも言われる大津波にもかかわらず、引率の先生方の行動により、誰一人の犠牲者を出すこともなく、全員が無事避難できましたことは、本当に奇跡に近い出来事でもあります。このことを津波

の教訓となる展示物とともに、見学者や後世に伝えるべきと考えます。さらには、先人たちが築いた地区の歴史に関する資料なども展示するべきではないのかと思いますが、そこで、語り部等のほかに、展示物の募集状況などはどうになっているのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

地区の歴史に関する資料の展示でございますが、管理棟を入り一番最初の部屋に地区の歴史や写真をパネル化したものを展示してございます。また、校舎の2階の教室の1つは請戸小学校の歴史や思い出の品を展示するスペースとなりますので、地区の資料も併せて展示をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 高野武君。

○10番（高野 武君） 地区の資料ということですけれども、請戸地区も人口が正直少なく、ましてや存廃の危機に直面している現状でもあります。そこで、現在、請戸地区に残っている貴重な資料ですね、大字に関しての資料の、今、復元作業を現段階で行っております。この資料に関しての実際復元が完成したとしても、展示する場所が現在の状況ではございません。

そこで、震災遺構の整備された事務室等なり、やはり地元の方々が大字請戸に対しての、やはり昔は我々の先祖はこういうところで生活をしていたんだ、こういう品物が存在していたんだというような形のスペースも多少は設けていただけないものかと考えますが、見解を伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

震災遺構は来館者に震災の脅威や教訓を伝えることを目的とした施設でございますので、できれば地域の方々に語り部やスタッフなどでご協力いただきたく、現在、お声かけをさせていただいております。こういった方々のご意見もいただきながら、展示物の収集、そして展示なども検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 高野武君。

○10番（高野 武君） 先ほど申しましたほかに、また現在、語り部募集、まだ継続中とは思いますが、現在ではどのような段階、状況になっているのか、それを伺います。

併せまして、管理運営方法、これはどういう状態になるのか現在

の段階ではまだ分かりませんけれども、その状況、管理運営に関して、これは当然どこかに委託するものとは思いますけれども、その辺の赤字になった場合の対応策、これをどういうふうな考え方をしているのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

語り部の集まり程度でございますけれども、現在、請戸地区出身の方々にご紹介をいただきながら、語り部の方、スタッフになっていただけた方のほうを、今、募集をしているところでございます。

管理運営につきましては、ご協力いただけた方の集まり程度を考慮し、どのような管理体制が最善なのかを検討してまいりたいと考えております。

また、赤字、黒字の件でございますけれども、赤字、黒字に関わらず町の施設でありますので、管理費につきましては町の予算からの支出ということで考えております。

当該施設は入館料を徴収する施設でありますので、管理費見合いの収入が得られるよう、来館者を増やす取組として、県伝承館とのコラボレーション企画や、道の駅などの町内施設との連携、また独自イベントなどを開催してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 高野武君。

○10番（高野 武君） 赤字の対応の場合は了解をいたしました。

なお、語り部などの募集に関してですけれども、やはりこれは津波体験者、そういう人が語ることによって、もっとリアルに聞く人には伝わると思いますが、当時のことを忘れない人が多い中で、募集もかなり難しいものとは思いますけれども、これも広報活動に力を入れていただきたいと思います。

なお、参考までにですけれども、当時の先生とか学生とか小学生の体験談を基にしたような資料なども作成して展示をしていただければ、もっと伝わりやすいのかなと思いますし、また、当時の先生とか引率の先生ですね、そういう方が現在どういう状況になっているか私は存じませんけれども、そういう先生からの体験談とか、もっと、できれば語り部等に採用していただければいいなとは思いますけれども、まだ本人の定年とか職場の関係もいろいろとありますので難しいとは思いますけれども、そういう方面も対応していただければなと思います。

あと、併せまして、私も震災後に初めて校舎を見学しました。その中で、震災当時に止まったと思われる時計のほかにも、津波の痕

跡というか高さ、どこまで到達したのかというようなことを探したんですけれども、実際、見つかりませんでした。できれば、短い時間でもありましたので分からなかったのかも分かりませんけれども、もし気がつけば、海拔表示と一緒にここまで到達したんだというような表示もしていただければ、より実感として分かるのかなと思いますので、これもぜひご検討くださるようお願いをいたします。

次に移ります。

(3) 番になります。

モニタリングポストの設置場所として、震災遺構駐車場周辺にはぜひ必要と思われます。なぜならば、原発の解体工事がその後何年続くか分からない中で、不慮の事故対応ばかりではなく、現状はどうなのかを来館者にも知っていただくことを考えれば、数字を見ることによる安全性の確認、何よりも線量の低さを知っていただくことにより、農、海産物の安全性もアピールすることができます。

そこで、請戸地区には何か所のモニタリングポストが設置されているのか、その場所も伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） ご質問にお答えします。

モニタリングポストの設置場所ですが、請戸地区には、原子力規制庁により請戸集会所、浜街道の境松付近、大平山靈園の3か所、環境省により請戸橋から請戸漁港の途中に1か所、福島県により旧請戸小学校グラウンド南西地点に1か所、計5か所に設置されています。

なお、震災遺構施設付近への設置につきましては、町でもその必要性を感じておるところでございまして、現在、原子力規制庁との調整を行っているところであります。

○議長（佐々木恵寿君） 高野武君。

○10番（高野 武君） 5か所ということで了解をいたしました。

先ほど申しましたが、請戸小学校の、やはりいろんな方々が、大勢の方々が訪れるということは、当然、自分で線量とかそういう表示を知りたいという方々が大分いらっしゃるのではのかなと思います。ましてや、外部から見学する場合には、原子力発電所のすぐ近くの場所にこの震災遺構があるということで、ぜひ目に見える形での表示をお願いしたいと思います。

あと、今おっしゃったような請戸集会所の跡地だとは思いますけれども、あそこの場合の線量の表示は確かにありますし、設備を見る限りは、リアルタイムか何かは知りませんけれども、送信してあるのかなとは思います。けれども、あそこは作業員だけが通る

場所であって、一般の方々に目に触れる場所ではないのかなと私は考えます。であれば、そのモニタリングポストの表示を我々の目につく場所に移動、移設、その辺はできないものか、その辺を伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 関係機関との協議により、移設、移動も可能と伺っておりますので、その辺は関係機関と協議してまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 高野武君。

○10番（高野 武君） ぜひともそういう方向で検討をして、やはり我々のほかにも、一般の方々の来館者のためにも、請戸地区は安全であるよと、農産物も海産物も安全であるよというような表示を分かりやすくしていただけるよう求めまして、次に移りたいと思います。

この次に伺います焼却灰の搬送でモニタリングポスト関係はもう一度取り上げますので、そのときに再度伺います。

次に、大きな3番目に移ります。

棚塩仮設焼却炉に関しての件ですが、本年2月13日、23時3分、震度6弱、3月17日、震度4、3月20日、18時9分、震度5弱、最近では、5月1日、5月14日にも震度4、これらの地震が町内でも観測されました。幸いにもこの地震による津波は発生しませんでしたが、少し落ち着いてから心配になったのは、高濃度の焼却灰が保管されているエリアでした。被害が議会に報告がないということは、重ねてあるフレコンバックが崩れたりして、灰の飛散はなかったものと理解しております。あったとしても、外部には漏れなかった、影響はなかったからか私には知るよしありませんが、併せて思い出されますのは、2019年10月12日から13日にかけての台風の水害であります。

そこで、同年9月定例会での答弁を参考に質問をいたしたいと思います。

台風水害では高瀬川堤防の越水も発生、最近頻繁に起ころる大地震、これは幸いにも津波は観測されませんでした。しかし、このところの自然災害は全く予想もつかず、地球温暖化のせいなのか、被害も年々甚大になってきております。

そこで、再度確認をしたいと思いますが、津波浸水区域内の焼却灰の保管についても、国・県との早期の搬出等の安全対策を協議するとの答弁でしたが、いつ頃にどのような協議を申し入れ、どんな回答があったのか、協議の相手方とともに、初めに伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えします。

焼却灰の早期搬出につきましては、環境省が毎年輸送計画の策定をしており、その前段で町と事前協議を行っているところでございます。

前回の質問以降、2019年と2020年の事前協議時に福島地方環境事務所に対して、津波ハザードマップを考慮した早期の全量搬出について申入れをさせていただいております。

また、福島県が開催する中間貯蔵施設への輸送に関する地区別会議というのがございまして、その際の事前アンケートにおいても、福島県中間貯蔵施設等対策室宛てに同様な内容の意見を改めて提出したところでございます。

結果といたしましては、福島地方環境事務所からは「中間貯蔵施設の受入量の関係から各市町村の搬出量が配分されていることから、計画的な搬出となってしまうが、引き続きできるだけの搬出をしていく」との回答をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 高野武君。

○10番（高野 武君） 現在の答弁を聞く限り、あまり進展はなかったように聞こえますけれども、まず、これからも粘り強く交渉を続けていただきたいと思います。

今現在、処理水問題が出ているときに、自然災害等で焼却灰が水に浸かったり流されたりでもすれば、漁業ばかりではなくて、近くにはカントリーエレベーターも建設されておりますので、町全体の問題としてこのダメージは計り知れないことを申し上げて、次に移りたいと思いますが、関連の詳細は後にも質問をいたします。

（2）番です。

2019年当時、保管中の焼却灰の最大数値は17万ベクレルとの説明でしたが、帰還困難区域の建物解体が増えれば、もっと高線量の灰は出ないのか疑問ですので、現在の最高数値はどのぐらいで、どれぐらいの量が保管されているのかを伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えいたします。

現在保管しております焼却灰の最高汚染濃度につきましては、4万6,000ベクレルパーキログラムとなっており、保管料といたしましては、令和3年4月末現在、1万1,543立方メートル、重量でいきますと約9,500トンとなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 高野武君。

○10番（高野 武君） 了解をいたしました。

（3）番です。

本年3月の全員協議会の席上において、環境省より本年度の焼却灰輸送計画は5,600立方メートルとの報告がありました。この量は現在保管中の一部だけなのか、それとも今年中に焼却して発生する量も入っての数字なのか、また、1日何立方メートルを何月頃に何回ぐらいに分けて運ぶのか、併せて本年の焼却予定トン数も伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えします。

焼却施設から中間輸送貯蔵施設への輸送計画に基づく輸送につきましては、本年度焼却予定分も含めて5,600立方メートルを予定しております。予定はしているところでございますけれども、輸送時期、それから1日の輸送量等については、現在調整中となっているところでございます。

また、本年度の焼却予定廃棄物につきましては、約5万3,000トンを予定しております、これまでの焼却実績から焼却灰の発生量については、7,950立方メートル程度となる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 高野武君。

○10番（高野 武君） 先ほどの最高線量の保管灰ですか、焼却灰、4万6,000ベクレルと伺いました。これは中間貯蔵施設への搬入、あくまでも中間貯蔵の場合には8,000ベクレル以下の数字と伺っておりますが、この輸送計画の5,600立方メートルの中には、先ほど伺った4万6,000ベクレル、その高線量の焼却灰は入っているのか伺います。

前回はフレコンバックを二重にして保管していると伺いましたけれども、それを運ぶトラックは普通のダンプカーなのか、それとも箱型の形状のものなのか。高線量の焼却灰を入れるには、遮蔽効果があるとは思えませんので、トラックの形状等も併せて伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 先ほどの汚染濃度、4万6,000ベクレルということで、輸送計画との関連性についておただしのことかと思います。

焼却灰の関係は8,000ベクレルではなくて、10万ベクレルで中間

貯蔵施設行き、それからそれ以下ですと、特定廃棄物埋立処分施設というのがございまして、旧のエコテックのことございますけれども、そちらのほうに行くことになっております。輸送量の関係でいきますと、先ほど申し上げました5,600立方メートルというのが中間貯蔵行き、それから9月頃までに5,400立方メートル、これとは別に旧エコテックのほうに搬出を予定しているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、中間貯蔵行きの輸送計画に乗る1日分の量、台数につきましては、現在のところ調整中となっておりますが、旧エコテックのほうに搬出される分につきましては40から50立方メートルということで、10トンダンプで大体1日9台、3台で3往復程度というような形で計画されているところでございます。

それから、ダンプの形状ですけれども、ちょっと車のことはあまり詳しくないですけれども、通常の10トンダンプのほうに積み込みいたしまして、除染土壌と同じような形状のもので、車両に遮水シートを引いて、その上に焼却灰の入ったフレコンバックを積んで、この上にシートで覆って輸送を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君）　高野武君。

○10番（高野　武君）　今伺いました中間貯蔵施設、これは10万ベクレルまでは大丈夫だという回答でしたけれども、今、先ほどおっしゃいました旧エコテック、ここにもまた別に運んでいると。この区分けというか、線量というか、どういう形での選別をしてその2か所の輸送になるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君）　住民課長。

○住民課長（柴野一志君）　線量につきましては、先ほど申し上げました濃度で10万ベクレル以上、以下で、以上ですと中間貯蔵施設行き、それから以下ですと旧エコテックに行くというような形で分けております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君）　高野武君。

○10番（高野　武君）　令和3年度3月末の保管量、これは3万8,500立方メートルと伺いましたので、その件をいま少し掘り下げて質問したいと思います。

近年の台風、水害はかなり広範囲で甚大な被害をもたらしております。そのことを考えれば、梅雨どき、台風シーズンには在庫が少ない、ないような搬出計画を作成すべきと考えますので、その件に

ついて町ではどのような考え方を持っているのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えします。

議員おただしのとおり、気象条件等、様々な条件を考慮した輸送計画の作成、それから保管量とすべきところであるとは考えております。

しかし、現在のところ、様々な状況を踏まえながら、県全体の仮置場の諸条件を踏まえてその輸送計画を策定し、実施されているところでございます。

町といたしましても、改めてございますけれども、住民、それからその近隣で働く事業者の方々に不安のないような計画となるように、引き続き、環境省と協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 高野武君。

○10番（高野 武君） 焼却灰というのは、申し上げるまでもなく、フレコンバックに詰めて県内の各地に散らばっているものとは違いまして、燃やして灰にするということは、線量も濃縮されるということでありまして、ましてや灰となりますれば、水に浸かったりすれば、溶けて流れ出す可能性も考えられます。

そこで、県内の輸送計画の一部ということですが、先ほど申し上げたとおり、県内でこれほどの高線量の焼却灰が保管されている場所はあるのか。また、棚塩地区以外に何か所あるのか。また、それらはハザードマップ内の浸水区域内に相当する区域内にありますのか。併せまして、最高線量とか保管量も分かればお願いをしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 県内の高線量の灰が保管されている焼却施設ということでのご質問だと思いますが、県内の焼却施設につきましては、中間貯蔵施設の敷地内にある双葉、大熊以外では、現在、灰の搬出を行っているところにつきましては、葛尾村の仮設焼却施設と、それから二本松市にございます安達地方の仮設焼却施設となっております。2施設とも県で公表しているハザードマップの対象とはなっておりません。

最高濃度のほうでございますけれども、こちらのほうにつきましては、公表されている資料で令和2年度、1年間の数量の中で一番高いところをちょっと抽出させていただきましたけれども、12万ベクレルパーキログラムでございました。安達地方については、4万

1,000ベクレルパーキログラムとなっております。

保管数量についてでございますけれども、2施設につきましては保管数量の公表を行っておりませんでしたので、確認は取れませんでした。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君）　高野武君。

○10番（高野　武君）　他町村のことをとやかく言うつもりはございませんけれども、ただ、私が気になったのは、やはり焼却灰の輸送に関して、浪江町の場合には、この次に質問することと関連しますけれども、やはり津波の関係上、また大雨洪水河川のすぐそばであるといういろんな気象状況を考えたときに、やはり優先順位をこの数量を基に参考に検討していただけないかという思いから質問をいたしました。

次に移ります。

前回の答弁では、焼却灰の保管はフレコンバック等で二重に袋詰めにして、高さ4メートルの場所で保管していると伺いましたが、この高さは請戸川堤防の決壊、越水時の想定でも灰が水に浸かるとのない高さなのか。また、ハザードマップでは津波も考慮しての想定なので、それは除外して、その見解を伺いたいと思います。

なぜならば、津波の破壊力では、あのような施設で安全の確保、これはかなりの論外と思いますので、以上の件を考慮してにおいての答弁をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君）　住民課長。

○住民課長（柴野一志君）　ご質問にお答えいたします。

保管場所の高さの件とハザードマップの関連性についての件だと思いますけれども、令和2年度、町のほうで公表しております洪水のほうのハザードマップでございますけれども、そこにおいては、焼却灰の保管庫の先ほどから議論させていただいている場所、位置については、0.5メートル未満の浸水区域となっております。そういったことからも、ハザードマップ上では、先ほど4メートルの話がございましたけれども、浸水してそれが移動するようなことはないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君）　高野武君。

○10番（高野　武君）　私が危惧したのは、要するに現在の仮設焼却炉、設置してある場所、あの辺には、当時、地元の方は大抵は分かると思いますけれども、ホリゲン沼という沼地がありまして、そこに明治、大正、大正よりも江戸時代に近くなるのかな、その辺あたり

には漁船とかいろいろな運搬船があそこに進入し停泊していたと伺っておりますので、かなり地盤が低いのではないのかなという懸念から質問をいたしました。

次に移ります。

大きな4番目です。

町整備の水産加工団地も立地企業が稼働を始め、道の駅等でも販売が始まり、少しづつではありますが販路も拡大しているようで、地場産業の振興と浪江町の広報活動にも大いに貢献しているものと考えております。

そこで、加工団地の目の前にある請戸地区の仮置場ですが、かなりの広さがあります。令和元年9月の定例会の答弁では、同地区には7万3,000トンもの災害廃棄物が保管されているとのことでしたが、しかしながら、本年3月の全員協議会の席上では、環境省からの報告資料では搬出計画の記載はありませんでしたので、なぜなのか伺いたいと思います。

併せて、現在の保管量も伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えします。

請戸仮置場につきましては、除染、家屋解体等で発生した廃棄物を選別する場所としての一時的な仮置場と位置づけられておりまして、このため除染土壌等の仮置場のように中間貯蔵施設等への輸送計画は作成しておらず、輸送計画とは別に搬出を行っているところでございます。

なお、ここで選別された可燃物につきましては、棚塙の焼却施設のほうに搬出をいたしまして、その後、輸送計画に基づいて搬出されております。

現在の請戸仮置場の廃棄物の保管量でございますけれども、令和3年3月末で2万1,300トンとなっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 高野武君。

○10番（高野 武君） 大変失礼をいたしました。通告書の記載の（4）番、モニタリングポストの設置場所の移動は可能なのかという点で、場所は、場所というよりも質問事項はちょっと前後してずれますけれども、議長の了解をいただけますか。ちょっと確認をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） どうぞ、続けてください。

○10番（高野 武君） （4）番です。訂正をいたします。

先ほどの震災遺構の件でもモニタリングポストの設置場所の質問

をいたしましたが、別の視点から再度伺いたいと思います。

それは、施設内では焼却灰をフレコンバック等に詰めて二重に重ねていると伺いました。しかし、市販されているフレコンバックの感覚では、二重にしてもそれほどの気密性があるとは思えませんので、何よりも放射線の遮蔽効果等はあるとも思えません。

それも、施設内だけならまだしも、搬出する際の作業で持ち上げたり下ろしたりすれば、空気の出入りも多少あると思いますので、多少の粉塵は出ないのか。もちろん建屋からの搬出前には線量計測をして安全確認はしていると思います。しかし、安全対策はこれでいいということはありませんので、搬出経路の監視体制の強化の件であります。

モニタリングポストは、焼却灰を搬送する浜街道の請戸橋から震災祈念公園までにはせめて2か所ぐらいは必要と思われますが、先ほどの答弁では、浜街道を通行する人が確認できる場所に設置してあるとは思えませんし、唯一、請戸、両竹行政区の境にあるモニタリングポストも、我々は通称境松と言いますけれども、あそこの根っこにあるんですけども、双葉方面へ向かう場合には、雑草とかいろんな木が生い茂っておりまして、確認することはできません。

のことから、モニタリングポストの設置場所の移動はできないのか。それとも、先ほど伺いましたけれども、協議をいたしますということでしたけれども、町の判断で移動は可能なのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） ご質問にお答えします。

原子力規制庁のモニタリングポストにつきましては、設置場所の見直しを図ることも可能ですので、効果的なモニタリングポストの運用のために、必要に応じ、配置や表示板の向きの変更、除草等の環境整理、これらの関係を関係機関に求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 高野武君。

○10番（高野 武君） 了解をいたしました。

私が思うには、浜街道は割と交通量が多いものですから、国道6号線にあるような表示方法、常に車を運転していてもぱっと頭の上にというか、目の前にある、ああいう形の表示もぜひ検討をしていただければなと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、順番が逆になりました。

大きな4番目に、今、課長の答弁がありましたので、フレコンバ

ックですね。請戸地区の仮置場の件で、フレコンバック、これがあるということは、我々一般の人には産業廃棄物なのか、または除染廃棄物なのか、この区別は一般の人はなかなかできません。そこで、この件に関して、外壁、要するに貯蔵施設の外壁、白い塀で覆われておりますけれども、これは産業廃棄物ですよというような分かりやすい表示、方法、そういうものを考えていただきたいなと思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 仮置場の表示、看板、案内の件でございますけれども、それぞれの仮置場に、恐らく議員おっしゃられるのは、すごく大きくて見やすいもののことと言われているのかと思いますけれども、現在のところ仮置場ごとに、例えばここは特定廃棄物の保管場所で、どういったものを廃棄物の種類として、例えばコンクリートがらだったり、製品くずだったりとかという種類を表記したものを、現在のところ看板として表示してあるだけは表示してございます。それがどういった程度のものになるかについては、ちょっと今後できるかについては、環境省のほうとお話をさせていただくような形になりますが、表示についてはされているというところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 高野武君。

○10番（高野 武君） 今後とも、やはり分かりやすいような表示方法をぜひ心がけていただきたいと思います。

（2）番です。

仮置場の前には水産加工団地もあります。時期的にこれからシラスの加工が始まりますが、この頃から南風も強くなりますので、粉塵等も予想がされます。ここに加工場があるということは、見に来た人も、買物に来た人も、目前が仮置場では景観上も好ましくないと思いますので、その上に風評等も懸念されます。この仮置場はいつ頃までに撤去完了する予定なのか。併せて、撤去完了後の利用計画等はあるのか、併せて伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えします。

請戸仮置場につきましては、本年度末までに一部の返地を予定しております。残る部分につきましては、現在も公共施設の解体工事等が進められていることから、継続して設置することとしております。

全体の撤去時期についてでございますけれども、引き続き対象事業の推移を確認しながら、環境省と情報の共有を図ってまいりたい

と考えているところでございます。

また、事業が終了して完了した際の敷地についての利用のほうでございますけれども、対象の敷地につきましては民有地でございまして、こちらについては原状復旧しながら所有者に返還されるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君）　高野武君。

○10番（高野　武君）　民有地ということで、かなり問題は難しいのかなと思いますけれども、私が個人的に考えることは、沖合に着底式の風力発電所関係の誘致はできないものか。地元には港もありますし、利用未定の広大な土地もあります。それらを活用したバックヤードの施設、つまり風力発電の保守、点検、保管施設等に利用できれば、固定資産税、メンテナンス要員等の人口増も期待できるのではないかと考えます。

町では令和2年3月に、国が推進する2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを宣言しました。これにも合致する政策ではないのかなと考えます。浪江町の取組を国内外にも発信する機会と捉えて、関係省庁、事業者に対し誘致活動をすべきと考えますが、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君）　産業振興課長。

○産業振興課長（清水　中君）　ご質問にお答えいたします。

洋上風力発電につきましては、最近、檜葉町の沖合で実証実験として導入されましたが、不採算ということで実証実験を中止、撤去となつたと聞いております。

それから、当町においても、請戸地区内での民間事業者による風力発電導入に向けた風量調査等を種々行った経緯がございますが、採算の取れる風量、発電量が確保できないということから導入を見送ったこともございました。

そういう状況から、沿岸部での風力発電につきましては、採算性の確保できるプロジェクトの誘致が現時点では簡単ではない状況にあります。

と言いながらも、ゼロカーボンシティの実現のためには、町内の再エネ利用を拡大していく必要がありますので、波力発電、そして風力発電の技術革新動向などを注視しながら、導入の可能性について幅広に研究を続けてまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君）　高野武君。

○10番（高野　武君）　やはり私が思うには、洋上風力というのは多分、

檜葉沖ですか、あそこの場合にはかなり距離も遠いと、まして浮体式であるということでの採算性の悪化が見込まれるということでしたけれども、ただ、あくまでも故障がなければ、単基、単体での発電風量等は十分にあるという解釈の下に一般公募したようですがれども、見つからなかつたようですがれども。

それと別に私が提案したのは、要するに固定式、着底式の風力、別に大型でなくても、今現在、秋田県沖あたりで大規模な風量発電のいろんな事業者と共同で開発している計画があると聞いておりますけれども、ただ問題は風力関係で、今、鹿島地区でも現在4基ほど稼働しておりますけれども、あそこでできることだったらば、請戸地区の沖合、要するに洋上であれば障害物もないということで、どうなのかなという思いで提案を申し上げましたけれども、やはりこれらも合わせましていま少し検討していただければなと思いますので、よろしくお願ひをいたしまして、次に移ります。

最後になります。

これは質問というよりも、提案でもあります。

先ほどから浜街道関係の件で、景観上が好ましくないとか、モニタリングポスト関係でも質問してまいりましたが、この街道沿いには双葉町の原子力災害伝承館、浪江町、双葉町、両町にまたがる復興祈念公園、震災遺構、水産加工団地、請戸漁港、整備の待たれるサケやな場と、ロボットテストフィールド、世界一の水素製造施設、C LT、直交集成材ですか、製造を目指す、これらの施設を見学にこれから大勢の方々が我が浪江町を訪れることが予想されます。そこで、何か景観とともに復興のシンボルのような並木通りにはできないものかと思いを巡らせましたときに、国道6号線のまねと言われるかもしれませんけれども、沿道沿いに桜並木、別に桜ではなくてもモミジやなんかでも結構なんですけれども、植樹したらどうかということを考えました。やはり常に多くの人々が見学に訪れると思えるこの浜街道にこそ、防災林の松林ばかりではなくて、心和むような街路樹でもあれば、それだけでも訪れてみたい場所になるのではないかと思いまして提案をいたしました。ご検討をいただけますか、伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

福島県に確認をしましたところ、議員おただしの県道広野小高線につきましては、街路樹等の植樹の計画はないようでございます。

道路の植樹に際しましては、通行車両の見通しや道路構造に支障にならないことが前提でありまして、道路占用の許可が必要である

ということでございます。また、植樹後につきましては、道路占用の申請者が維持管理をすることになります。

県道広野小高線沿線には、震災遺構、復興祈念公園、防災集団移転元地等がありますので、こちらの整備と合わせた景観や通行の安全性、維持管理の方法も含めまして総合的に検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 高野武君。

○10番（高野 武君） この道路は棚塩側の高台の上から見れば、割と直線に近い。それで、町内だけでも約3.6キロぐらいの直線距離、目視ですが、見た感じあります。やはり桜の満開、また紅葉の時期にはすばらしい景観になると思いますので、ぜひご検討くださることを申し上げまして、終わります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で10番、高野武君の一般質問を終わります。

---

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時40分まで休憩します。

（午前10時23分）

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時40分）

---

#### ◇ 紺野榮重君

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君の質問を許可します。

16番、紺野榮重君。

[16番 紺野榮重君登壇]

○16番（紺野榮重君） 16番、紺野榮重でございます。

議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

質問の要点は、持続可能なまちづくり、中心市街地整備事業、一団地事業の件、農業の件、新型コロナウイルス対応の件、災害発生対応の件であります。

質問方法は一括質問であります。

それでは、一般質問をいたします。

浪江町議会議員の改選となりまして、5月1日からスタートとなりました。私もその一人として執行部の皆さんと車の両輪のごとく、常に政策提言できるように心がけて活動してまいります。

3月11日で東日本大震災、原発事故から丸10年、足かけ11年とな

ります。一部地域を除き避難解除になってから5年目となります。しかし、今もって帰還困難区域は浪江町民人口の2割、面積8割を占めています。

10年前の避難のとき、原発の中心から5キロ、10キロ、20キロと強制避難となりました。浪江町庁舎は、津島支所、二本松の東和支所、さらに二本松市内の男女共生センター、そして高台の二本松北トロミに移動しました。今日に至るまで、他市町村にお世話になり支所を置くことの厳しさもありましたが、また多くの方々に情けをかけてもらい、支援をいただいて今日に至りました。我々はその支援をいただいたことの恩に報いるには、浪江町の復興と私たち自身の復興であると思います。さらには、他町村の方々が災害に遭われたときには、その恩返しができるような、そういうふうな心がけがなければならないというふうに思います。過ぎ去ってみれば、あっという間の10年がありました。

今年は東日本大震災から10年、これから10年の節目の年であると思います。町長は、これまでの復興は浪江町「町のこし」、これからは「持続可能なまちづくり」へと変換の年でもあると言われました。

持続可能なまちづくりとは何か、浪江町は今後どのような目標の中で浪江町を復興していくのか伺いたいと思います。

今まで一部地域を除き避難解除から4年、働く場所を確保するための4か所の産業団地の造成、その中で藤橋産業団地、棚塩産業団地、ほぼ誘致が決まった状況であります。藤橋産業団地は4つの会社が稼働、現在建設中のものもあります。棚塩産業団地には世界最大級の水素製造拠点、木材製品生産拠点、ドローンの発着場、復興牧場の計画、請戸漁港では30隻近くの漁船が本格操業に向けて試験操業されております。競り市場が再開をされました。魚の加工施設の建設、復興住宅の入居もされております。8月には道の駅のオープン、今年3月には寿酒造の酒造り、そして相馬焼の実演できる施設のグランドオープンとなりました。

持続可能なまちづくりを進めるに当たっては、急速な人口減少と少子高齢化に直面している中で、復興事業の推進と将来安心して暮らせる持続可能なまちづくりをされていくと思います。私はそのためには、10年の1つの節目の内で事業の見直し、特に公共施設等将来の維持管理が負担にならないようにしなくてはなりませんし、また、双葉郡での8か町村の協調の中で文化・スポーツ施設を町村ごと造らないように話し合いをする機会を設けてほしいと思います。

まずは、「町のこし」から「持続可能なまちづくり」とは何か、

具体的にお伺いしたいと思います。

ふれあいセンターなみえの跡地に令和4年度の供用開始をする予定で建設が進められております。そこには介護施設、公民館や図書館の機能、アスレチック施設、ボルダリング施設は特に重要と位置づけられております。社会福祉協議会の事務所はどのようになるのか、また介護施設はどのような機能を持たれるものになるのか伺います。

以前にあったもので、資料館は含まれないのか伺います。

社会福祉協議会、公民館の人員体制はどのようになるのかお伺いをいたします。

公民館活動等、浪江町内で開催できないために他町村施設をお借りしておられた文化・スポーツ大会など、町内開催にすべきと思いますが、どのように考えられますかお伺いをいたします。

次に、中心市街地整備事業についてお伺いをいたします。

震災前は浪江町の顔として町の中心として発展してまいりました。駅前の整備、復興することは町民の願いでもあります。改めて、この事業の目的をお伺いをいたします。

そして、この計画の概要、総予算、町の負担、財源を伺います。

浪江駅周辺の事業素案第1段階は、駅前の県道を斜めに配し、交通機能の利便性の向上、駅前の顔づくりに寄与とあります。オープンスペース、交通機能、商業機能の一体性を演出する舗装。新町通りの歩行者空間。第2段階で、自主再建、修復型まちづくりの誘導に資する道路整備とあります。

駅前の顔づくり、そしてオープンスペース商業機能の一体性を演出する舗装とは何か。新町通りの歩行者空間、それぞれの具体的な考えを伺います。

年次ごとの予定は、令和3年都市計画、令和4年基本設計、令和5年に用地取得、令和6年着手、令和7年整備、令和8年運用開始と記載されております。県、国の予算はどちらかというと予算見積りが甘いというふうに思います。事業が始まり、追加の予算とならないように、しっかりと見積り、計画していただきたいと思います。

この事業に対してのアンケートを取られましたが、アンケートの結果分析はどのようになりましたか。また、アンケート結果をどのように計画に生かされたか伺います。

中心市街地整備事業の町の負担と維持管理はどのくらいと見積もられているか伺います。

交流機能と商業機能、記載されておりますが、交流機能、商業機能とはどのような機能なのか伺います。

浪江駅の自由通路を設けるに当たり、線路南側の構想を伺います。町としての建設負担、自由通路は幾らで、維持管理の負担は幾らと見積もられているか伺います。

商工会の要望書が出されました。現時点での受入れ可能な点をお伺いいたします。

それから、国際教育研究拠点として浪江町に誘致できれば、浪江駅周辺の開発が生きると思います。町としての構想を伺います。

次に、農業の件をお伺いいたします。

浪江町の基幹産業は農業でしたので、浪江町が復興するには農業の復興が非常に大事だと思います。国、県、町の支援により、除染後、きれいな景観が保たれ、地域の住環境がよくなりました。今後も保全管理を進めながら、作物を作る営農になっていかなくてはならないと思います。それが営農再開と管理耕作であると思います。現在の作付状況は、水稻、トルコギキョウ、タマネギ、エゴマ等が主な栽培かと思います。

私も、農業の復興なくして浪江町の復興はないと思っておりますが、保全管理から管理耕作に向けての転換の中で、難しい時期となっております。特に田んぼに畑作物を作ることの難しさ、また、稻作も10年前とは違った農地管理と栽培の変わりようで、私も苦労の連続であります。

農地集積の難しさ、国、県、町の支援の下、農協を主体としたマッチング作業は、貸し手と借り手の中に立って、我々、管理耕作を営む上で大変ありがたい支援であると感謝申し上げます。

現在作付されている作物で令和2年度の実績と、令和3年度作付予定をお伺いをいたします。町は今後の浪江町の営農をどのように進めるのかお伺いをいたします。

管理耕作の補助金申請の場合、個人の農家は対象外、法人、組合組織でないと対象にならないということですが、そしてまた、申請手続の難しさ、どのような制度なのか、目的とするところは何か伺います。

太陽光発電のために農地の貸借をしたいと農家を回られている企業があるようですが、町としてはどのような方針で臨まれるのか伺います。今、太陽光発電も単価の面で厳しくなってきております。太陽光発電に対して制限する自治体も出てきております。町としての方針を伺います。

上ノ原で、群馬県から農業者が来てネギ栽培をされていると聞きますが、どのような組織で、どのような経営をされるのか伺います。そしてまた、浪江町の支援はあるのか伺います。

町内での米乾燥調製施設整備は令和3年9月稼働に向け整備が進められております。この施設の管理はどこが主体となって運営されるのか伺います。

そして、1か所300ヘクタールを予定しているとお聞きしますが、その範囲をどのように考えておられるのか伺います。引渡しがいつで、試験的な稼働日数も必要と思います。今年の収穫に大丈夫なのかお伺いをいたします。

震災前は各部落で野焼きが行われておりましたが、震災後は行われておりません。水稻栽培がされるようになります。カメムシの心配もあります。病害虫予防のための田畠の野焼き、町としての考え方をお伺いをいたします。

除染で仮置場に置かれている黒いトンバックは非常に景観が悪い。早期に片づけてほしいというふうな中で、現在、仮置場は何か所あって、返還状況と今後の見通しを伺います。

津波被害を受けたところは環境省で除染と瓦礫処理されたと思いますが、北幾世橋荒井地区などの畠は果たして処理されたのか疑問であります。一般的にどのような手法で工事をされ、引渡しされたのかお伺いをいたします。

新型コロナウイルス対策について伺います。

新型コロナで毎日、新聞、テレビで報道されない日はありません。ワクチンの接種が順調に進むかどうかが議論されております。残念なのは、日本は先進国でありながら、自国で製造できない、アメリカから輸入してのワクチン接種になります。また、コロナワクチンの接種率は世界で100番以下であります。接種が進み、普段の生活を取り戻しつつある欧米とは対象的であります。ワクチン接種でコロナが収まらないと、オリンピックも開催が危ぶまれる状況であります。

県は5月15日、独自の非常事態宣言発令。不要不急の外出自粛を求める。営業時間短縮、酒類の提供の飲食店の営業時間短縮の要請、社会経済に及ぼす影響は大変な状況であります。人口10万人当たりで多いのは、1番が大阪府、2番目が福岡県、岡山県、北海道、兵庫県、愛知県、東京都、佐賀県、大分県、奈良県の順であります。福島県は10万人当たり25.3人であります。それでも東北6県では最高という不名誉な状況であります。これは民報の5月16日の情報であります。

不要不急往来の自粛と、命と健康、医療を守るために、今後も協力をお願いしたいと知事が話されました。まん延防止等重点措置、緊急事態宣言、改正特措法、緊急対策と我々には分かりにくい法律

であります。

米国ファイザー製のワクチンの安全性が確認され、許可になりました。一般的には、医療関係者の接種に始まり、高齢者から先行接種が始まりました。浪江町では5月18日、65歳以上の高齢者の予防接種が行われました。今後どのような手順で行われるのかお伺いをいたします。一般的には医療従事者4万人、高齢者が65歳以上3,600万人以上、そして一般の方々へと大まかな順序と思います。浪江町の人口の1割が浪江町在住で、9割が他町村に住んでおられます。

心配しておられるることは、町外に住んでおられる方々であります。ある自治体では、優先するのは自分のところの市民、在住の方は終わってから連絡しますと言われたそうでありますけれども、好きで避難したわけでもないのにと不満をぶつけておりました。町外の方々がワクチン接種するまでに町はどのような手続をするのかお伺いをいたします。

次に、災害対応についてお伺いをいたします。

2月13日、午後11時7分、福島沖を震源とする震度6強、マグニチュード7.3の地震が発生しました。平成23年3月11日の東日本大震災を引き起こした太平洋沖地震の余震と発表されました。県内で震度6強を観測するのは震災以来10年ぶりということで、大変驚きました。改めて巨大地震が起こることを肝に銘じなければならない。そして、日頃の心構え、訓練の大切さを思い知らされました。喉元過ぎれば熱さを忘れることなく次の災害に備えなければなりません。

今回の地震、町の対応については、私の知る範囲では、浪江町ではすぐに避難所開設、スポーツセンター、8世帯11名、いこいの村、4世帯10名、避難所対応をされました。職員の方々には、手早く対応されたことに対し心から感謝を申し上げます。さらには、災害対策本部も設置されたこと、感謝申し上げます。

今回の地震、私も驚きました。孫の安全確保のための声かけをして、安全確認して外に誘導しました。我が家の中の安全確認、そして隣組の声かけをしました。さらに、町役場、避難所のスポーツセンター、いこいの村にて避難状況を確認して自宅に戻りました。停電の状況は幾世橋の限られた地域のみのようであります。津波の心配はない、廃炉の原発の放射能の心配も大丈夫とのことで安心をいたしました。

誰もが3.11の際の地震、津波、原発事故を思い出したのではないかというふうに思います。ちょうど震災後10年というふうな中で、もう一度災害に対する対応を検証したいと思います。

まず、災害の備えのための心構え、これをどのように町民に周知されているのかお伺いをいたします。

また、震災時の食料、3日間の蓄えが大切なことも思い出します。3.11災害では、津島の食料確保のために、農家に米を分けてもらつておにぎり対応をいたしました。この反省に立てば、農協、食料販売店との災害時の協力が必要となります。話し合いをされているのかお伺いをいたします。また、燃料、ガソリン確保も困りましたので、ガソリンタンク半分以上、心がけることも大事だと思います。ガソリンの備蓄はできませんので、各々が災害時を振り返り心がけなくてはならないと思います。

それから、原発が安全であるか頭をよぎりました。各地域、家庭では津波発生の際には避難場所を決めておくようにと言われています。原発事故が起きたと想定した場合の避難ルートは町として決められているのかお伺いをいたします。

10年前の3.11の際は、町長、議長が二本松市に出向き、三保市長にお願いをして、避難所開設をしていただきました。このことからすれば、事前に避難ルートを決めておくことが大事だと思います。

そして、放射能に対する安全策として、ヨウ素剤が町民に対して配られたかどうかも問題となりました。現在、浪江町にはヨウ素剤は確保されているのか、また最悪の状況のときはどのような手順で町民に配られるのかお伺いをいたします。

北幾世橋荒井地区は大水が発生すると被害常習の地域でありますけれども、排水の大型ヒューム管の逆流弁がつけられていないのが心配かと思います。どのように対応されているのか伺います。

現在、泉田川の堤防のかさ上げが、サイクルロードの整備がされております。心配するのは、北側の堤防と南側の堤防の高さですが、高さのバランスはどうなっているのがよいのか、そして現況はどうなのかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。不明な点があれば、再質問、再々質問をさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、町長。

○町長（吉田数博君） それでは、16番議員の質問について、私から持続可能なまちづくりの件と、国際教育研究拠点についてお答えをいたします。

「町のこし」から「持続可能なまちづくり」とは何か、具体的に伺いますということでございますが、これまで、浪江町では東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による全町避難という未曾有の危機的状況の中、「町のこし」をスローガンとして復興に取り

組んでまいりました。

そして、令和3年度より「町のこし」の延長線にあるスローガンとして「持続可能なまちづくり」を目指して、浪江町復興計画【第三次】がスタートをいたしました。

議員のおただしの持続可能なまちづくりについてですが、これまで引き継がれてきた浪江町の歴史、避難されている方の思いに応え、帰町できる環境を整備すること。これから町を担う子供たちが希望を持てるまちづくりを進め、次の世代にバトンをしっかりとつないでいくこと。そして、住んでみたい魅力的なまちづくりを目標として、「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」という復興の理念を掲げ、進めております。

浪江町復興計画【第三次】においては、5つの基本方針を規定しております。1つが「夢と希望のある産業と仕事づくり」として、ふるさと浪江の原風景と農林水産業の再生とともに、新たな産業と雇用の創出、商工業の振興や観光交流の推進を図ります。

続いて、2番目の「未来を担う人づくり」として、出産・子育て支援の充実、豊かな学びの場の環境づくり、芸術・スポーツといった生きがいを持って暮らせる魅力的なまちづくりを目指すとともに、被災の記憶と教訓を次の世代に、そして世界に向けて発信をすることとなります。

続いて、3番目の「帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり」として、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けて、全ての町民が生活できる環境の再生、まちづくりの顔である中心市街地の整備、防災・防犯体制を強化し、快適に安心して生活ができるまちを目指すとともに、再生可能エネルギーや水素などの新エネルギーを導入し、環境に優しいまちを目指します。

続いて、4番目の「健康と福祉のまちづくり」として、総合的な保健サービスや地域医療体制、介護・福祉サービスの充実を推進し、高齢者や障害のある方を含め、全ての町民が安心して暮らせるまちを目指します。

最後に、5番目の「絆の維持と持続可能なまちづくり」として、ふるさと浪江に戻ることができない町民との絆を大切にするとともに、交流人口の増加による移住・定住を推進し、居住人口を増やしながら、健全な行政運営に努めながら、本計画を着実に前進させ、持続可能なまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

続いて、国際教育研究拠点、浪江町に誘致をし、駅周辺開発できないかという質問にお答えいたします。

国際教育研究拠点につきましては、復興庁において基本構想の策

定を行っているところであります。その必要面積や建物の規模などが示されておりません。

国際教育研究拠点は福島イノベーション・コースト構想において整備されている拠点間の連携を深め、その役割を最大化する本構想の司令塔となる施設と考えております。

また、この拠点は研究によってもたらされる知恵や成果等を融合し、当地域の創造的復興を成し遂げるための中核となるものと期待をしております。

令和2年12月に国の復興推進会議において、いわゆる政府成案が決定されました。復興庁を中心に関係省庁と検討を行い、令和3年秋までに新法人の形態を決定すべく、令和3年度に基本構想を策定するとされております。

まずは、双葉地方の町村会において要望している双葉地方への誘致の実現を目指すとともに、県による意向調査においてしっかりと提案できるよう検討を進めてまいります。

今後とも国、県の動きを注視してまいります。

また、駅前周辺の整備事業につきましては、福島再生加速化交付金の一団地整備事業を活用し、居住者にとって魅力のあるまちづくりを行なっていくものであります。今年度は都市計画決定及び事業認可に向けて進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 1、持続可能なまちづくりの（2）社会福祉協議会の事務所はどのようになるのか、介護施設はどのようになるのか伺います。ご質問にお答えいたします。

浪江町社会福祉協議会は、令和4年度に開設予定の介護関連施設へ移転し、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、通所介護事業所の開設を計画しております。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） （3）以前にあったもので、資料館等は含まれないのかのご質問にお答えいたします。

文化財等の展示につきましては、現在整備中のまちづくり支援施設内に展示コーナーを設けることとしておりますので、埋蔵文化財調査の出土品や古い民具や農具など、また町内出身の偉人の紹介や閉校となった各小・中学校の品などを展示していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） （4）社会福祉協議会の人員体制はどうなるのか伺います。ご質問にお答えします。

浪江町社会福祉協議会は、平成29年3月31日の避難指示解除以降、徐々に活動の拠点を町内にシフトし、人員の拡充を図っております。最終的には30名程度になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） （4）公民館の人員体制はどうなるかのご質問にお答えいたします。

まちづくり支援施設の人員体制につきましては、施設ができますと図書や部屋の貸出業務、それから社会教育業務などを当該施設において行ってくこととなりますので、必要な人員確保に努め管理運営をしてまいりたいと考えております。

続きまして、（5）になります。文化活動、スポーツ大会、町内で開催するようにすべきというようなご質問にお答えしたいと思います。

スポーツ大会や生涯学習事業の開催につきましては、今後、施設やグラウンドが完成し町内拠点が整備されることとなりますので、町内での事業実施を基本に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、大きな2番、中心市街地整備事業の件、（1）この事業の目的は何かについてのご質問についてお答えをいたします。

浪江駅周辺を含む中心市街地では、被災した家屋の解体が進み、その後の土地利用が行われないまま、空き地が増加してきております。

中心市街地再生の先導整備として、交流機能、商業機能、居住機能等を整備し、駅周辺のにぎわいの創出を目指すことを目的としております。

続きまして、（2）計画の概要、財源、面積を伺いますの件についてお答えをいたします。

まず、1点目の計画の概要でございますが、浪江駅周辺整備計画につきましては、駅前ににぎわい創出を主眼に置いて、まちの顔の再生に向け、コンパクトなエリアに集中投資を行う先導整備エリアと、その投資効果を周辺エリアに波及させていくまちづくり推進エリアの2つの考え方を基本としております。

先導整備エリアにおきましては、駅東側にオープンスペース、居住機能、交流機能、商業機能を一体的に配置するとともに、駅西側

に公共公益サービス拠点を中心とする大規模集客拠点、交通結節機能を生かした移動拠点を整備する計画をしております。

また、人の移動の円滑化と、駅東西の連携を強化するため、自由通路の整備などを計画しております。

2つ目のその予算につきましては、今後基本設計に入りますので、その段階で精査をさせていただきます。

3点目の財源につきましては、復興庁の一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業としての採択を受けて、用地買収や造成工事、道路整備などを実施いたします。

また、商業・交流・居住の各機能の施設整備につきましては、現在、計画の趣旨に合致した財源を検討しており、今後、国などと協議してまいります。

4点目の面積につきましては、事業用地として新たに町が取得を目指す面積は約5ヘクタールですが、既存の道路や駅前広場などを含めた全体の事業想定区域は約8ヘクタールとなっております。

今後、地権者の皆様の意向を確認しながら事業区域をさらに精査してまいります。

続いて、(3)駅前の顔づくり、商業機能の一体性を演出する舗装、新町通りへの歩行者空間とは何かのご質問にお答えをいたします。

まず、駅前の顔づくりにつきましては、常磐線で浪江町を訪れた方が最初に降り立つ駅周辺を町の顔として、また相双地域の玄関口としての機能強化を図るため、魅力ある町並みを形成し、浪江らしさを生かすまちづくりを進めるものでございます。

次に、商業機能の一体性を演出する舗装につきましては、交流機能や居住機能を支える生活基盤としての商業機能の配置を進めるとともに、これらの機能と一体感の持てるような歩道と車道の整備を目指すものであります。

次に、新町通りへの歩行者空間につきましては、緑に囲まれた遊歩道のような通行空間を創出し、駅前から新町通りへのぎわいの誘導を目指すものでございます。

(4)アンケート結果分析はどのようになったか、アンケートによりどのように取り入れられたかのご質問にお答えをいたします。

昨年の7月に、浪江駅周辺地区に土地をお持ちの地権者の皆様に調査書を郵送し、今後の土地利用方針や土地の売却、賃貸、自己利用などの考え方をお伺いをいたしました。また、昨年の11月末からは、直接、地権者の方を訪問させていただき、意向の把握に努めて

まいりました。その結果、約8割の方が町の事業に協力したい、町へ土地を売却したいとの意向を示されました。

また、意向調査時には駅前整備に関する様々なご意見をいただきましたので、主には駅前の顔づくりとして新しいまちづくりを期待します等々ございまして、計画策定の過程で参考にさせていただいております。

続いて、（5）中心市街地整備事業の町の負担と維持管理はどれくらいと見積もられるか伺いますのご質問にお答えをいたします。

一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業における用地取得費や造成費等は、福島再生加速化交付金と復興特別交付税により措置される予定になっておりますが、交流・居住・商業の各施設等の整備につきまして、今年度において行う基本設計において詳細を検討しますので、その中で町の負担や維持管理の内容について精査しております。

（6）交流機能と商業機能とはどのような機能かについてのご質問にお答えをいたします。

まず、交流機能につきましては、共有型の広いスペースで仕事をするコワーキングスペース、レンタルオフィス、憩いの空間などをはじめ、移住・定住関連のワンストップ窓口の設置や地域おこし協力隊活動拠点などを整備する計画としております。

次に、商業機能につきましては、駅前という立地特性を生かしながら生活基盤に欠かせない品物の販売や飲食業も含めた店舗の整備を検討してまいります。

続きまして、（7）駅の自由通路、線路南側の構想についてのご質問にお答えをいたします。

まず、駅の自由通路につきましては、駅の東西にある機能の連携強化を図るとともに、駅東西間の往来の利便性を図りながら中心市街地全体の均衡ある発展を目指すものであります。

次に、線路南側の構想につきましては、地域スポーツセンターや現在整備を進めている地域公共施設などを中心とする公共公益サービス拠点及び交通結節機能を生かした移動拠点などの整備を進めるとしております。

（8）町としての建設負担費、維持管理費は幾らですかのご質問にお答えをいたします。

駅自由通路の建設負担費、維持管理経費につきましては、自由通路の仕様により大きく変動するものと伺っております。今年度、整備に係る基礎調査を行い、来年度、基本設計に入る予定でございますので、その中で概算費用を見積りいたします。なお、整備費につ

いては、国と交付金の協議を行ってまいります。

また、維持管理費につきましては、エレベーターの保守や通路、トイレ清掃等を想定しておりますが、こちらも仕様や規模により変動をいたします。

続いて、（9）商工会の要望書、受入れ可能な点はのご質問にお答えをいたします。

商工会の要望書は大きく6点ございます。

1点目の「人が集まるための仕組みをつくる」につきましては、交流施設や居住施設、駅前広場などのハード面、コワーキングスペース、交流機能などの施設利活用のソフト面の両面から有効な事業となるよう取組を進めてまいります。

2点目の「消費者が使いやすい商業エリアの構成」につきましては、食品、衣料品など生活に必要な商業施設の区画を駅前に配置をいたします。

3点目の「個店が出店可能な商業エリアの設計」につきましては、これから商工会に出店意向を確認を行いますので、その結果を受けて具体的な話し合いを進めてまいります。

4点目の「入居事業者への手厚い支援策を講ずること」につきましては、今後、国の制度なども含め検討してまいります。

5点目の「魅力的で身の丈に合った施設建設と町のデザインとすること」につきましては、駅周辺で面的な整備ができる貴重な機会ですので、財政面にも配慮しつつ、施設はもちろんのこと、空間全体のデザインにも工夫をしてまいります。

6点目の「町と商工会が連携を密にし、協同して事業を実施すること」につきましては、これまで事業素案の段階で5回、商工会に説明を行いました。今後、商工会に出店意向確認を行いますが、その結果を受けて具体的な話を進めてまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 大きな3、農業の件についてお答えします。

（1）現在、作付されている作物の実績及び今後の営農計画についてお答えします。

令和2年度の実績については、水稻89ヘクタール、飼料作物2ヘクタール、野菜類18ヘクタール、花卉類7ヘクタール、その他穀類等が18ヘクタールで、合計134ヘクタールでございました。

次に、令和3年度の作付予定につきましては、令和2年度のマッチング作業の結果及び今年度提出された水稻生産実施計画書により

ますと、水稻が174ヘクタール、野菜類が57ヘクタール、花卉類が7ヘクタール、その他穀類等が46ヘクタールで、合計284ヘクタールでございます。

今後の町の営農については、農地を貸したい人に比べ担い手が少ない状況でありますので、地域の担い手の集積に向けた営農再開支援と外部の担い手の誘致に取り組んでまいります。また、新規就農者や家族経営規模の農家等、多様な担い手への支援についても進めてまいります。

続きまして、（2）管理耕作の補助金申請の場合、個人の農家は対象外、法人あるいは組合組織でないと対象外となる、どうしてなのか、補助目的は何かについてお答えいたします。

営農再開支援事業の実施主体については、市町村、農業協同組合、農地所有適格法人、公社、農業者の組織する団体と実施要綱で定めています。よって、おただしのとおり個人は対象となっておりません。

営農再開支援事業の目的としては、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により農作物生産の中止を余儀なくされた避難区域や作付制限区域等におきまして、営農休止されました面積の6割で営農再開することを目標に営農再開を目的として行う農地管理、再開支援及び鳥獣害対策の取組や放射性物質等の吸収抑制対策等に対し支援することとなってございます。

個人が対象となる事業は、営農再開や規模拡大、新規作物の導入等について支援する、原子力被災12市町村農業者支援事業がございます。

続きまして、（3）太陽光発電に対して町として今後進めるのか否かについてお答えいたします。

浪江町復興計画【第三次】において、農林水産業の再興（1）農業の再開を重点施策として掲げておりまして、その中で町内全域の農地を再生し、農業の再開を推進しますと記載しております。

一部避難解除が行われた地域では、営農再開ビジョンを策定し、農地の保全や管理耕作等、営農再開支援事業に取り組んでいただいております。町としては、農業の再開に向け、これまで地域の皆さんと復興組合の設立、農地の保全管理、管理耕作等取組を進めているところです。通常、農地転用が認められていないような優良農地において、農地を活用しない大規模な太陽光発電計画については、復興計画との関連性から町で後押しすることは困難であると考えております。

農地全般に言えることですが、営農再開支援事業に取り組んでい

る農地はいずれ営農に取り組んでいただくことが基本であると考えておりますので、町としても引き続き営農に向けた支援を進めてまいります。

続きまして、（4）群馬県の方がネギ栽培を計画されていると聞きますが、どのような組織でどのような計画をされているかについてお答えします。

町内で新たに生産を開始する法人は、有限会社青高ファームと株式会社群馬電機工業です。両法人は群馬県内でネギ生産に実績があり、経営面積は両者で20ヘクタールを超え、前年度の販売実績は約7,000万円と聞いております。

両者の誘致に関しましては、令和元年度に立野地区の圃場において、福島さくら農業協同組合の協力の下、試験栽培を実施し、よい結果であったため、進出に向けて本格的に検討が始まりました。経営については別々であり、それぞれ独立した参入となります。本年4月23日には、川添長ネギ管理耕作組合が設立され、両者とも組合員となっております。

今年から作付が開始され、4月に上ノ原地区で5.4ヘクタールのネギを定植いたしました。将来的な作付面積を各々50ヘクタールに拡大していくことを目指しており、営農再開の促進と農業の担い手不足の解消につなげ、新たな品目の産地化を期待しております。町としても、営農再開支援事業、農業法人参入促進支援事業などにより支援を進めてまいります。

続きまして、（5）米乾燥調製施設は令和3年9月稼働に向けて進められておりますが、管理者はどこが主体になるのかについてお答えします。

両施設の管理者の選定についてはプロポーザルにより選定を行いました。4月30日から募集を開始し、各施設に1社ずつ申込みがありました。参加者から提出された参加申込書、企画提案書等を選定委員会で審査した結果、6月1日付で、荔宿地区の丸ビン式乾燥調製貯蔵施設の管理者は福島さくら農業協同組合、棚塙地区のラック式乾燥調製貯蔵施設の管理者は株式会社舞台ファームを優先交渉権者に選定いたしました。

今後は、施設完成後の契約締結に向け、施設運営等の詳細について協議を進めてまいります。

続きまして、（6）1か所300ヘクタールを予定と思いますが、作付予定の現状は幾らかについてお答えします。

各施設について、今年産米の受入れに向け、準備を進めているところです。基本的には、農家の生産方針により、乾燥調製貯蔵施設

の特徴を踏まえ選択していただくことになります。なお、自分で乾燥調製設備を所有している方もおりますので、今年の町全体で生産された水稻のうち、乾燥調製貯蔵施設を利用する予定の面積は110ヘクタールとなっております。

乾燥調製貯蔵施設が整備されることにより、各地において水稻作付の機運が一段と高まると考えております。各施設の稼働率が上がり、事業効果が発揮できるように取組を進めてまいります。

続きまして、（7）病害虫予防のための田畠の野焼き、町としての考え方についてお答えいたします。

病害虫予防のための田畠の野焼きは、産業物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条第4号の規定により、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却で、例外として認められております。

福島県では、東京電力福島第一原子力発電所事故後、田畠の野焼きにより放射性物質の飛散等の懸念があるとし、自肅を求める市町村が全県的に多い状況でございました。しかしながら、被災近隣の避難指示が解除され、営農再開された町村において、営農者から病害虫予防のための野焼きを行いたいとの要望があり、関係機関との協議の結果、条件付きで平成31年から飯舘村、令和2年から広野町が野焼きを容認しております。

野焼きに関しては地域の実施体制や消防団との連携が必要であると考えておりますので、状況を確認しながら関係機関と連携し、野焼き再開の可能性について検証してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） （8）仮置場は何か所あり、返還状況と今後の見通しはについてお答えいたします。

避難指示解除区域内の仮置場で未返還の除染土壌仮置場については、現在9か所となっております。除染土壌等の輸送継続中が1か所、回復工事中が8か所となっております。

この8か所の返還予定時期については、令和3年度4か所、令和4年度3か所、令和5年度が1か所となっております。

続きまして、（9）津波被害を受けられたところの除染と瓦礫処理についてどのような工事をされたのかについてお答えいたします。

津波被災を受けた地域の瓦礫等災害廃棄物につきましては、環境省が農地上にある瓦礫等については平成26年から平成28年の間、除去を行い、請戸仮置場へ搬送したところでございます。

また、除染については農地の災害復旧工事の計画等があり、災害

復旧工事をすることにより除染工事と同等の線量低減効果が見込まれるということから、除染については実施されておりません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 関連しまして、農地の災害復旧についてお答えいたします。

荒井前地区など一部を除く県道長塚請戸浪江線以南の農地については、平成29年度発注、農地用施設等災害復旧工事において瓦礫処理等を実施し、平成30年度末に完了いたしました。具体的な工事内容といたしましては、除草作業後に重機により堆積土のかき起こしを行い、その後、人力による瓦礫処理を2回ほど実施させていただいているところです。当課では、営農再開が見込まれる農地を地域との話し合いにより工事を実施したところであります。

北幾世橋荒井前地区周辺については、防災集団移転促進事業で買取りをした農地が多くあり、その当時は地域の農地活用の方針も定まっておらず、災害復旧事業の対象となっておりませんでした。改めて営農に向けた意向などの確認を行いながら、対応について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、4番の新型コロナウイルスワクチンの件についてお答えいたします。

まず、（1）浪江町の人口1割が浪江在住、9割が他町村に在住、周知どのようにされているのかの質問にお答えいたします。

今後の町内のワクチン接種につきましては、十分なワクチンの確保ができ次第、接種を希望されても予約ができなかった65歳以上の方を優先しながら、64歳以下の方の接種も進めてまいります。

また、周知につきましては、町内・町外ともに接種券に必要な情報を記載したチラシ等を同封するとともに、町ホームページ及びメールマガジン等でも随時、情報提供を行っております。

次に、（2）町外の方々が接種するまで、町はどのような手続をするのかの質問にお答えいたします。

町外の方に対しては、接種券を送付する際に住所地外接種届出済証を同封することにより、避難先自治体で接種を行えるようにしております。また、避難先自治体より連絡が入り次第、その自治体の接種計画に併せ、指定された日に指定された必要書類等を同封し、接種券を送付しております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 5、災害対応の件の（1）から（4）についてお答えいたします。

まず、災害に備えての心構え等の周知についてですが、浪江町防災ハザードマップには、災害時に対する日頃の備えや避難時の注意事項、避難場所等を記載しております。令和2年度には、これを各戸に配布しまして災害時に備えた基礎知識の普及を図りますとともに、まちづくり会社なみえ主催の「防災の集い」におきましては、これを用いながら防災の心構え等について周知を図ったところです。

また、今年度におきましては、県の浸水想定区域の見直しに伴い作成しました、洪水ハザードマップの配布に併せまして防災の心構え等について周知を図りますとともに、町ホームページでの防災情報の周知や防災訓練等により防災意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害時等における食料量販店との協力体制ですが、令和元年5月に、イオン浪江店と災害時における支援協力に関する協定を締結しております、この協定に基づき災害時における食料や日用品の供給が図られることになっております。

次に、原子力事故発生時におきます避難ルートですが、原子力被害時の広域避難経路としましては、複数のルートを設定しております。これについては、令和2年度に配布しました浪江町防災ハザードマップに掲載し、その周知を図っておるところでございます。

次に、ヨウ素剤の配布の方法ですが、町では、福島県配備の安定ヨウ素剤約3万個を備えております。これについては使用期限に応じて交換するなど、管理を行っております。

緊急事態に至った場合には、一時集合場所に集合していただき、その際に服用についての説明を行った後、配布、国の指示によってこれを服用させる手順としております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） （5）荒井地区の排水、逆流防止の弁、取り付けるべきと思うについてお答えいたします。

荒井地区の排水路については、県及び関係者にヒアリングを行ったところ、泉田川漁業協同組合の管理であることが分かりました。

ご指摘のとおり、降雨等で請戸川が増水し、排水路を逆流する可能性も考えられているところです。対応策として逆流防止装置の設置などが考えられますが、今後、県及び管理者と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） （6）請戸川堤防の高さ、右岸・左岸の堤防の高さバランスをどのように取られているかのご質問にお答えをいたします。

堤防の高さのバランスにつきましては、右岸・左岸とも同じ高さで計画をされております。請戸川の堤防につきましても、右岸・左岸とも堤体の高さは同じく計画をされているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 何点か、再質問させていただきます。

持続可能なまちづくりというふうなことでは、町長からるる説明がありました。

私は今後8,000人のまちづくりというふうな中で、人口、財政に見合ったまちづくりが大事ではないのかなというふうに思っております。

それから、次に歴史資料館等ありましたがというふうなことでの再質問ですけれども、今、歴史的な資料、現在はどこに保管されているのか、今後どのように保管されていくのか、お伺いしたいというふうに思います。

それから、国際研究拠点、浪江に誘致できれば浪江町の開発が生きるのではないかというふうなことにおきましては、町長は今、双葉郡の8か町村でいろいろ誘致について話されているというふうなことでありましたが、やはり双葉郡の中心のほうに国際研究拠点がなった場合には浪江が外れてしましますので、できるだけ浪江が中心となつたようなそういうふうな国際研究拠点になってほしいというふうに思うわけでありますと、何しろ双葉郡の中で火力発電所、原子力発電所と財政は豊かな町が多いわけですけれども、浪江町では原発あるいは火力発電所がない中で、自力で頑張るしかないというふうに思います。

そういうふうな中で浪江町民、執行部の方々、議会が一丸となって国際研究拠点の誘致をすべく頑張るべきだと思います。町長の考えをお伺いをいたします。

それから、管理耕作の補助金の申請、個人の農家は対象外、法人、組合でないと対象外となりますと、なかなか手続が煩雑で當農再開が難しい、できるだけ簡素化してほしいというふうなことでありますが、その辺は考えておられるのか、お伺いをいたします。

それから、太陽光発電としての今後のどういうふうにするのかと

いうふうなことでありますけれども、私の心配するのは、景観的にはよくないところもあります。心配するのは、いろいろ企業の事情によって後始末の問題ですけれども、許可をする際にはその辺も考慮して許可を出されるように考慮すべきだというふうに思います。その辺の考え方を伺います。

それから、今度、群馬県のネギ栽培が上ノ原で行われておりますけれども、聞くところによりますと、浪江農協に出荷されるというふうな中で、浪江町でもできるだけの支援をしてほしいというふうに思います。これは要望であります。

病害虫の予防で田畠の野焼き、町としての考えを伺いましたけれども、そういうふうな中でできるだけいろいろの状況でできない状況でありますけれども、行政区長等で話しをして音頭を取っていただきたいなというふうに思います。

それから、ヨウ素剤の件でありましたけれども、3.11の際はヨウ素剤の問題でいろいろありましたけれども、役場職員が直接配布をしてそういうふうなことをしていいのか、あるいは医師の助言が必要なのかというふうなことをもう一度お尋ねしておきます。

それから、請戸川の堤防、右岸・左岸のことを話されましたが、大体同等だというふうなことがありました。同じ高さだというふうなことありましたけれども、やはり洪水の際には水を遊ばせる方法、いわゆる霞堤の考えが大事だというふうに思うんですけども、人家のあるところはある程度高く、ないところはある程度低くすべきではないかと思いますが、町の考えをお伺いをいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、町長。

○町長（吉田数博君） 再質問の中で、国際研究拠点の誘致に向けての町の考え方ということのおただしかと思います。

そういう中で先ほどもお答えしましたとおり、まだ国から規模感が示されておりません。示されていないために詳細な検討ができる状況でございますが、これから様々な例えれば令和4年度の概算要求があると思います。そういう中で規模感が示されるのではないかと考えておりますが、規模感が示された段階でいち早く県とのヒアリングに向けてしっかり提案ができるように、今から準備を進めてまいりたい。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 再質問2点目、歴史資料館の文化財等は今現在どこに保管されているのか、また今後どうされるのかというご

質問にお答えいたします。

現在、収集した農具・民具、それから各小・中学校の資料につきましては、浪江高校の体育館に一時保管をしているところでございます。

今後につきましては、先ほどご説明したとおり、まちづくり支援施設の展示コーナーのほうに一部展示するという部分と、展示し切れない部分につきましては今後、収蔵庫を整備し、埋蔵文化財調査により発掘された出土品と共に、これら資料につきましても保管・保存をしていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 再質問1点目の管理耕作の手続が煩雑であることについてお答えいたします。

営農再開支援事業のメニューの一つである管理耕作でございますけれども、やはり県への申請となるため、計画の適正さであるとか、例えばリース事業であると導入する機械の価格の適正さというのはどうしても審査の対象となってしまいます。

このことに対して私たちとしては、早め早めに相談いただいて、一緒に内容を確認させていただきたいということと、メニューによっては官民合同チームの支援も受けることができますので、そういったものをご活用していただきながら対応していただければと思います。なかなか町判断で、簡素化というところまでは難しいのが現状でございます。

もう一つの太陽光なのでございますが、一方、小規模な太陽光についてですけれども、企業から個人宛てにダイレクトメールなどが届いていたり、事業者からの農地についての問合せなども増えてきているところでございます。

農地からの太陽光発電の転用に関しましては、基準に合えば転用できるということではあります、当然、一定の収支計画をクリアした上で太陽光発電事業としての申請を得て、F I Tの売電単価が決まっていると認識しております。

一方、撤去に向けての積立ての制度などもあるということでございますので、そういったところをしっかりと守っていただいて、申請者に不利にならないようにしていただきたいと思いますが、農地転用の審査の際は、周辺の営農に支障がないことということはしっかり見させていただいているところです。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） ヨウ素剤の配布の件ですが、こちらについては職員でも配布はできるかと思います。

ただ、これに当たっては医師なり、あとは保健師のほうもおりますので、そういた職員の指示に従って服用をしていただくようになろうかと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 再質問につきまして、請戸川堤防の高さの件でございますが、基本的に霞提を講じるのは大事というようなことでございますが、霞提につきましては、あらかじめ霞提としての体をなした整備がされていると考えております。

人家が多いところの堤防を高く、逆にないところは低くというようなことで堤防の高さに差をつけてしまいますと、堤防越水というような形で堤防を越えてしまいすると堤防を破壊する可能性がございますので、基本的には堤防は右岸・左岸とも同じ高さでの計画はなされているというところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 再々質問ではありますけれども、もう一度、双葉郡の町村は火力発電所あるいは原子力発電所というふう中で、財政が豊かだというふうに思います。そういうふうな中で浪江町は自力で頑張るしかないというふうに思います。再度、浪江町民、執行部、議会が一丸となって国際研究拠点の誘致すべく、頑張らなければならぬというふうに思います。そういうふうなことが大切ではないかというふうに思います。再々質問はありません。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、16番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

（午前11時54分）

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 1時30分）

---

### ◇ 佐々木 茂 君

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君の質問を許可します。  
8番、佐々木茂君。

[8番 佐々木 茂君登壇]

○8番（佐々木 茂君） 12年ぶりの議会であります、新人になったような気持ちで質問をさせていただきたいと思っております。

まず、除染についてなんですかけれども、現在、帰還困難区域の中で第1ステージと言われる除染が行われております。さらに、幹線道路には20メートルの際除染も始まりました。これも今まで国は際除染のことは言っていたといいつつも、あまりよく周知されていなかったような気がいたします。

それでは、いろいろ質問ばらばらになる可能性もありますけれども、一問一答方式でさせていただきたいと思っております。

際除染について、環境省が町道・県道・国道の幹線道路において20メートルの範囲と、さらに道路に面した農地1筆の範囲で除染が行われようとしています。

今後、家屋の解体まで含めて進めるということですが、この問題について3つの課題があると私は考えています。

1つは、際除染から外れたルートは今後どのように除染されるのか、除染されない地区は後回しになるのか、それとも一切除染をやらないでほっかぶりしてしまうのかということをお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

道路の際除染につきましては、平成29年12月に認定を受けました拠点内の線量を低減するために、約20メートルを基準にして国が除染を進めているものでございます。同じ道路に面していても、進入路が長いために除染の対象とならない方々がいらっしゃることは、十分に認識をしているところでございます。

6月1日に、本町を含みます原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会としまして、拠点外全ての帰還困難区域について、除染、家屋解体を行うように原子力災害現地対策本部長や復興大臣をはじめ関係大臣に強く要望しております。この問題が一日も早く解決するように粘り強く求めてまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） お願いをしているということでありますけれども、何か歯切れの悪いような答弁になっているように私は思っています。

環境省が幹線道路の際除染をやろうとしているときに、例えば町道でも奥に入った町道はその除染から外れているわけです。この問題を投げておいたのでは、「はい、際除染は終わりました。除染終わりました。」と最後に言われかねないというような感じで私はおります。後でまた言いますけれども。

あと家屋解体なんですが、帰還困難区域内における家屋解体については皆さんもご存じだと思うけれども、今の第1ステージの中の家屋解体は申し込めば全て解体します。しかし、際除染で20メートルに引っかかった家、これは家屋の解体を申請しなければ今後一切、解体しませんよと回答を環境省から私もらっているんです。こんなのはあり得ないと思うんです。

確かに除染もしてほしい、解体もしてほしい、しかしその解体の申込みをしなければ、あとは知らないよというやり方はどう思いますか、お答えいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

先ほど申し上げました要望の中で、除染と共に家屋解体についても、拠点外についても要望させていただいているというところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 確かに環境省とか復興庁に要望はされているというのは分かります。でも、脅すようなやり方で除染、家屋解体まで迫っている現状についてどう思うかということなんです。いいでしょう、そのぐらいの答えしか出ないと想いますので。

あと、家屋解体が仮に進んだとします。また、20メートルの道路側の除染も済んだとします。しかし、今、帰還困難区域にある家々というのは、意外と道路から50メートル、100メートル入っている家が非常に多いことは皆さんご存じだろうと思います。

それで、この奥に入ったような家、解体をしたいんだけども、除染をしてほしいんだけどもという人たちの希望に応えてあげなければ、いつか帰りたいという人たちに対してふるさとへの帰還に対する夢や希望がなくなってしまうんじゃないかなと。さらに、維持管理に頭を痛めてしまうんではないのかと、そういうような私は危惧を持っています。ですから、これについてしっかりと国に対して申入れをしていただきたいとこのように思っています。

テレビでも何人かが出ています。門口まで除染されるんだけども、その奥は除染されない、俺の家はいつやってくれるんだと。これは、分断を図るようなやり方につながりかねないと思っています。

ですから、私としてはしっかりと国と調整をしていただきたいということが1つと、幹線道路から外れた町道、例えば津島で言えば矢具野地区とか小阿久登地区とか広谷地の奥のほうの地区、これは全然、除染対象になっていない。ですから、今後、追加で際除染が行われるように、ぜひ町当局としても国に申入れをしっかりとしてい

ただきたいということをお願いしたいと思います。

それでも国が言うことを聞かなければ、もう私は起債を起こしても町単独事業でもいいからやるべきだろうとこう思っています。それはなぜか、町の建設業者の中でももう既に除染に対する仕事ができるようなそういう慣れがあります。ですから、国がやらなければ自分たちでやるしかないんだろうと、こういう気概でやるしかないんじゃないかなと私はこう思っていますので、ぜひともそういうことも検討をしていただければと思っています。

2つ目には、津島地区で第2ステージ、第3ステージのスケジュールについて、過去に住民の集まりの中で説明を受けたことがございます。現在、町としてこの問題についてどのように進められているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えします。

第1ステージは令和5年3月末までをゴールとしておりますが、その後切れ目なく第2ステージの整備が必要であると考えてございます。引き続き拠点外について、方針を早く国に示していただくよう強く要望してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 本当に国に申し上げているんですか。私たちは、例えば環境省や復興庁との折衝に何回も私たちは武藤議員も同じですけれども、直接お会いをして、町からこういう形で第2ステージ、第3ステージの問題について上がっているのかと聞いたら、聞いておりません、上がっておりませんという返事がありました。おかしいなということで、私は町に聞くしかないなとこう思っておりました。

だから除染計画とか何かは国から言わせれば、町が原案をつくって、国へあげて、県を通すかそれは分かりませんけれども、国に上げるというシステムがあるんだと。言えば応えられるんじやなくて、上げていかなければ受け入れられないというような話を何回もされた記憶があります。ですから、上げているのかどうか、もう一度確認の質問をします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 国で認めているのは、現在、我々の言葉で言っている第1ステージのところになります。

第2ステージ、第3ステージというのは浪江町独自で定めたステージでございまして、切れ目なく全域を除染していく必要があるということを国に強く訴えるために町独自で策定して、それを国に届けた、送ってあるというものでございます。

また、事あるごとに国の要人が来町された際などに、それにつきましては申し上げているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） そうすると、確認します。町から上位計画を上げた、国はそれを確認していますね。していなかつたらしていないでいいですよ、これからやればいいんだから。だけれども、国は来ていないと言うんだ。町独自のやり方でいいんです、それを国に上げていけばいいんです。国の預かり証とかもらってきたらどうですか。我々重要な書類なんて渡すときは預かり証というのをもらうんです、渡したでしょうと。国が来ていないと言うんだ。

要するに国は来ていないから、計画が立てられないと言っているわけです。金がないから、そういうふうに私たちにごまかしを言っているのかどうか、それは分かりません。ですから、今からでもいいんです、できなかつたらできないでいいんです。何も恥ずかしいことでも何でもない、我々がみんなで努力して一生懸命やっているというのを私は認めているわけですから、ぜひ上げていなければ上げる、復興庁のどこに上げたのか、後で教えてほしいと思います。これは後でいいです。今年か来年にもう一回、復興庁と私は個人的に折衝してきますけれども、それはぜひお願いをしたいと思います。

あと、町長になんすけれども、以前、町長は私たちに対して例えばアンケートでは帰還を考えている住民が非常に少ないので、躊躇しているんだというような話をされたことがございます。今でもその気持ちでいらっしゃるかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまのことございますが、私の今の基本的なスタンスとしては、一人でも帰る希望者があればそれに応えていく、これが町としての義務だと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ありがとうございます。

少しこの間のお話と違ったような気がしますけれども、やはり町長が除染関係でも町村の代表として頑張っている姿を、私は大変好ましく思っております。ぜひ私たち帰還困難区域に住んでいた人間が一人でも多く帰ってくることを願っていますので、ご協力をいただきたいと思います。分かりました。

じゃ、次の質問にいきましょう。

今、復興牧場について新聞発表を大分されております。でも、私は畜産業というのは小規模とか中規模くらいのならいいんだろうと思いますけれども、個人としての考えを申し上げますと迷惑施設で

す。

最初はよい環境とかきれいな施設として人がにぎわっていいなどそういうふうになりますけれども、現実は臭いやハエで皆さん困つていらっしゃる方が非常に多いと思います。福島の復興牧場でさえも、多分議会の方々も見に行かれたろうと思いますけれども、周りが非常に迷惑している。規模がちょっと大き過ぎたのかなという感じはしていますけれども、表はきれいです、でも裏はとんでもないことになっています。

実は、何でこの質問したかと言うと、私は室原の伊藤忠商事子会社シムコの養豚場の臭いで非常に悩んでいる。12年前まで議会におったとき、この問題1人で取り上げてきた。しかし、町は動いたといえども、ほぼ改善が見られませんでした。加倉、上ノ原、川添、権現堂、朝6時から8時半ぐらいの間、さらに夕方は5時頃から8時、9時ぐらいまで臭いがしておりました。洗濯物すら干せないというご意見もたくさんいただきました。一生懸命それを町とどうするんだということでやってきましたけれども、ほとんど前に進みませんでした。震災のおかげで豚がいなくなつたから、今では臭いはしません。もしあそこが除染が済んだらもう一回再開するなんていう話になつたら、私は体を張つてあのゲートで大暴れします。

そのぐらい迷惑施設だったということを考えてみれば、1,300頭のこの牧場も西風だと太平洋に臭いが行くからいいでしょう。しかし、北東の風や東風だとまともに棚塩から、ここも一応、幾世橋ですからここまで来るんです。来ないですか、来るんです。

そういう問題で、私はこの迷惑施設がどのような形で誘致されたのか、誰がその誘致に関わったのか、ぜひともお聞きしたいと思っておりましたので質問します。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

福島県酪農業協同組合は、東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた酪農業の再生に向け、被災酪農家とともに浪江町内に候補地を幾つか選定し、立野地区や棚塩地区の旧原子力発電所予定地のうち、棚塩産業団地として開発済み以外の土地について検討していましたと伺っております。

その後、令和元年8月に、正式に県酪農協の代表理事組合長から町長に対して棚塩産業団地南地区に復興牧場の整備に関してご提案がございました。提案に対しては検討していく旨のお答えをさせていただきました。

以上です。

- 議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。
- 8番（佐々木 茂君） 要は人が住んでいないから大規模な酪農の牛乳の生産地でしょう、それをつくりたいから、人がいない間にやつてしまおうというもくろみだったんじゃないですか、違いますか。
- 現在進められているから、今さらどうのこうの言っても仕方がない面があるかと思いますけれども、ハエや悪臭の問題についてお聞きします。どのようにされますか。
- 議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。
- 農林水産課長（金山信一君） ハエや悪臭についてお答えいたします。
- まず、ハエ等の害虫対策につきましては、実績のある防除薬剤メーカーにより、散布プログラムに基づき定期的に散布を実施する計画となってございます。なお、薬剤が人体に与える影響はないと伺ってございます。
- 次に、臭気対策ですが、牛舎床をスラットバーンと呼ばれる二重床にして、下の層に落ちたふん尿の定期的なかけ出しを機械的に行った上でバイオガスプラントへポンプ圧送し、そこからは密閉処理となり、ほとんど臭気を発生しない仕組みを予定してございます。加えて第三者機関の臭気判定士により敷地内外の臭気を定期的に判定することが可能ということですので、実施に向けて検討を進めてまいります。これらの対策により周辺住民の生活環境に影響が生じないよう、最大限対応してまいりたいと考えております。
- なお、地域と町、事業者による連絡協議会を立ち上げ、情報の共有や地域の声を反映する場をつくることを予定しています。今後も地域の皆さんに安心していただけるよう、町が責任を持って取り組んでまいります。
- 以上です。
- 議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。
- 8番（佐々木 茂君） 果たして管理監督ができますか、あなた方に。私は無理だと思う。シムコの1万頭の豚ですら、町に何とかしてくれと言っても浄化槽を造っているか見に行きました。しかし、1万頭のそれを浄化できる能力がないんです。浄化能力がないから、裏のため池にふん尿を流しておいてためておいて、夕方5時になってだつと開けて川にどんどん流してくる、そういうやり方やっていました。だから臭気が西風が吹くと権現堂どこに行っても臭い。
- 私、酒飲むの昔好きだったから、酒を飲んでいる飲み屋にすら入ってきた。誰だこの臭いは、あれだと言ったら黙っちゃった。
- 県酪連がどういう会社だか分かりませんけれども、正しいことやっているんじゃなくて、鬼の居ぬ間の洗濯じゃあるまいし、人がい

ないからここならいいだろうと。今どこでも畜産というのは造らせてもらえないんだ。要するに環境汚染が激しいから、分かりますか。

浪江は前は豚で困った、今度は牛の問題、さらに今、都路で3,000頭の和牛の生産をやろうとしています。この浪江町が復興に向けて一生懸命、町長をはじめ皆さん頑張っているときに牛の頭数でサンドバックですか、サンドイッチになっちゃう。

私は畜産が悪いなんて言っているんじゃない。臭いとかそうした公害問題が心配ないのか、皆さんがそれをちゃんとコントロールできるのかということを心配している、だからこういう質問やっていく。

それでは、普通、迷惑施設と言われるような施設においては、大体環境アセスメントというのをやられるんだろうと思う。今回、国の予算で町がやるから、行政がやるからアセスメント必要ないと思われているかもしれません、皆さん、これは居抜きで建物を建てて、土地も二十何ヘクタール貸して、そこに企業が入ってきてやるんでしょう。この企業が環境アセスメントするのは当たり前じゃないですか。町の事業だからやることない、たしかアセスメントは公共の国とかそういう事業を起こす場合はやることないんです、ある程度。

まるっきり民間に与えて、アセスメント必要ないと誰が決めたんですか。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

復興牧場は、環境評価法及び福島県環境影響評価条例において環境アセスメント対象外の事業となってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） だから環境アセスメントが必要じゃないというのは間違があるから、県酪連がどこに逃げ道をつくったかというと、町に進出したいけれども、町で施設を造ってくれないか、貸してくれないか、賃借料を払うから、町が前のめりになって環境アセスメントやらなくて済むようになったんじゃないですか。これなんて言うんですか。

私も昔、こうした産業廃棄物とかいろいろなものに携わってきました、勉強もさせていただきました。こういうやり口、姑息というんです。町が職員を使って牛を育てて、牛乳をつくって県酪連に売るというなら、これは1歩でも2歩でも我々協力しなくちゃいけない。居抜きで全部貸しておいてるにもかかわらず、これが環境ア

セスメント要らないなんて誰が決めたんだ、こんなの、おかしいと思いませんか。これを不正と言う、私は不正だと思いますよ、やり口が汚過ぎる。

県酪連が借りるから、県酪連としても環境アセスメントやりますよというのであれば、私は1歩でも2歩でもこんなこと言いません、引いて。やる気があるか、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えします。

環境への影響を個別に判断する第1種と第2種の事業がございまして、第1種に関しましては特定されております。

今回、牧場に関しましては、特定されていない第2種の事業の要件となります。第2種事業の面積要件は、法では75ヘクタール以上100ヘクタール未満、県条例では50ヘクタール以上75ヘクタール未満となっています。棚塩地区の大規模畜産復興牧場は事業面積が約24ヘクタールであることから、判断対象の面積要件を満たしておりません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 分かりました。そういうような面積とかそれで判断したというのであれば、それ自体が間違っているんだからいいでしょ、それでやれるならおやりなさい。

それでは、私が特にさらに心配しているのは汚水の排水なんです。1,300頭もの牛が水を飲む、当然、牛乳を搾るわけですから腹の中に子牛がいるわけです、それを産まなくちゃ乳が出ないわけですから。ということは、2,000頭に近い。浄化槽とか合併浄化槽でも何でもあるんでしょうから、そのぐらいの施設の規模が必要だと思っています。

その水を地下水を使うのか上水を使うのか、そしてどこに流すのか、教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

まず、施設で使う水ですけれども、地下水を予定してございます。それから、処理方法につきましては、県で定める水質汚濁法に基づく排水基準を満たす浄化槽を設置する予定としており、定期的なメンテナンスをしてまいりたいと考えております。

それから、放流先ですけれども、西側の水路に流す予定しております。

以上でございます。

- 議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。
- 8番（佐々木 茂君） 地下水何トンぐらい、くみ上げますか。
- 議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。
- 農林水産課長（金山信一君） くみ上げは1日当たり150トンを予定しております。
- 議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。
- 8番（佐々木 茂君） それでは、放流先が決まりました。水質汚濁法にのっとる、これは町が責任持ってやるというお話を聞きました。実は、一番問題になりそうなのが、この大腸菌まみれの水を棚塩海岸に放流するということです。棚塩海岸といったら、請戸の漁業の要するに米を作る田んぼです。ホッキ貝がおる、アイナメがおる、カレイがおる、ヒラメがおる、実は畜産業の一番難しいところは女性ホルモン、雄はそんなに要らない、雌牛を育てる、要するに女性ホルモンが環境ホルモンといって川を通して今度は海に流れるわけです。ということは、海の魚が雌化しちゃう、これ漁業破壊につながるんだろうと思うんです。
- 今は大丈夫かもしれません、5年、10年たつたら必ず雌化して雄がいなくなる、こういう話しさしたことがありますか。さらに、それを漁師の皆さんに説明したことはありますか、お聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） まず、お答えします。

海の魚が雌化するというお話は、今改めてお聞きしたところで、今後ちょっと内容を確認していきたいと思います。

続きまして、漁業者の皆様に説明をしたかということですが、組合員の皆様にお集まりいただきて事業内容を説明しております。その際に、基準にのっとった排水をしますというお話をさせていただいて、内容を理解していただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 要するに、説明はしましたと、環境ホルモンのことは存じていなかったから説明できなかったということですね。

私、15年、16年前にやっているんです、実は同じような質問。東京の多摩川で、あそこの多摩川の上流地域には養豚場が多い。そして、汚水を流した、そうしたら鯉が雌化してしまった。産卵もできなければ産卵してもふ化しない、そういうことがあったから、それをもってここで一般質問の中で質問した経験があります。調べてみます、それで終わりでした。だからまた今度も調べてみますで終わりとするんでなくて、検討課題として常にやっていきたいということ

とを言っていただけだと思います。

実は、この牛についての住民説明会というのが町長は、僕は新聞で読んだだけなんですが、おおむね了解されたというように新聞には書いてありましたけれども、本当にそう思っていますかどうか、ちょっとこれを質問したいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 地元への説明につきましては、過去何回かにわたりて説明している。ただ、コロナ禍あって、コロナが非常に蔓延の危険があるということで、なかなか集まっての懇談といいますか、説明ができなかったと。その中であっても2回ほど私が直接出席をして、説明をさせていただきました。

その中でやはり議員がご心配の件は指摘をいただきましたけれども、県酪連あるいは事務方としてしっかりそれにお答えができたということで、おおむね理解をいただいたという判断の下に、今回の県酪連、全酪連との連携協定に至ったというふうに認識をしております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 今、町長からご説明ありましたけれども、私はちょっと聞いているんだけれども、棚塩地区で大体6割以上の方が反対ではないのかと。しかし、原発の誘致議案のときと同じように、住民が2つに割れているんじゃないかというお話を聞いています。それで、今後この牧場に関しては住民組織が監視団体でもつくっちゃおうかなという話すらしていると聞いております。だから同意書に判を押したの区長だけではないかなという話も、漏れ伝わってきてているわけです。

要するにこれが住民理解の下でつくられたウエルカムの牧場であれば、私もそんなに問題意識はしません。だけれども、この問題がやっぱり私が町を今離れて避難生活を送っていますけれども、ふるさとがあのシムコのような状況になるのではないかと大変心配しているからこういう質問をさせていただきました。しっかり監視、行き届かない場合は町が責任を取ると、町の施設であるからぜひこういうふうにやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

収益が何か、年間500万ぐらい入ると万歳万歳やっているけれども、何億もかけて500万の収益ではペイしないんだろうと私は思います。幾ら県酪連がもうけるんだか分からんけれども、固定資産税その他貸与しているから入らないでしょう、町に、税金は町の施設だから。

ただ、土地の使用料として500万入るなんて前の議会で説明ありました。もう少し企業に優しい、来てくれたからじゃなくて、迷惑施設なんだから、それなりに対価を求めるような考え方で前に進んでいただきたいなと思っています。

じゃ、次の質問に移ります。

選挙についてなんですけれども、今回、私たちも選挙があって、無競争ということで議会に参加をさせていただく機会があることに感謝しておりますけれども、通常、私もそうなんですが、議員または政治活動をさせていただくときに選挙人がどこに住んでいるのか、実は把握していない人が多過ぎる。それで、選挙人名簿を見せていたいたことがあったんですけども、私はそれで手紙出したことがある、届かない、半分も届かない。それは選挙権を持っている方が要するに郵便局に住所変更していないんです。だから分からない。

それで、私は今回、条例のあれ使って選管に問合せした。そうしたら、選管もやるなと思った。ノリ弁当でした、真っ黒。何が選管で話し合われたのか、さっぱり分からぬ。ですから、今、選挙人名簿を使ってその人に町のお知らせでも何でもいい、送ったら届くと思いますかどうか、お聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（横山秀樹君） ご質問にお答えします。

選挙管理委員会では、選挙に関しましては「広報なみえ」や町ホームページへの掲載のほか避難住民届、これにより町に届出のあつた避難先あるいは送付先へ選挙のお知らせ等を送付することによりまして、有権者への周知を図っておるところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 私たちが有権者がどこにいるか、避難先がどこなのか、町は分かっていても、一般町民が今後選挙に出ようとか町のために働くと思った場合、どうやって連絡したらいいですか。

選挙人名簿を見せられて、その住所にだって町内のどこどこ地区の住所しか載っていないじゃないですか。あなた方もそれをやればいいんだよ、どのぐらい届いて、どのぐらい戻ってくるか、テストケースでやってみたらどうですか。

私たちは選挙される側だから、有権者に一人でもご挨拶したいというのこれはこれは当然なんです。届かないんだ。ですから、どうしたらしいんですか、教えてください、お聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（横山秀樹君） 現制度では、避難者住民データを立候補者の皆様方に提供するということは難しいところでございます。

方法としましては、やはり後援会組織を活用していただくとか、あるいはこれまでの立候補活動をされている方の経験者の助言を求めるとか、そういう方法で対応していただくようになるかと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 本当にそれが答えですか、あなたはそれしか答えられないのですか。個々人の後援会活動を通して勝手に調べる。

いいですか、避難先名簿を我々は知りたいわけ。押しかけるわけでも何でもない、でも全く知らない政治活動をやっている方々からはがきが届いたり、封書が届いたりする人も中にいるんだ。何で俺の住所知っているんだという私に連絡がたくさん来ました。これ不平等じゃないですか、公職選挙法なめているんじゃないですか、皆さん。

選挙人名簿と例えばその脇に避難先一緒に入っていれば、私らはいろんな活動を通して今こうやって頑張っています、お知らせするときに住所が分からないので、選挙人名簿開示請求をして、そして書けばいいだけの話。これも見せなければ、どこにどの人が住んでいるかさっぱりわからない。

私、二本松の団地にいます。約300世帯いる。でも、同じ団地でも顔を合わせない、誰がどこの人だか分からなくなっているのよ、みんなあか抜けちゃって立派になっちゃたから。本当にそういう状況なんです。ですから、私はぜひとも選管はもう一度皆さん大変だろうと思いますけれども、よく相談されて避難先住所まで公開しなければ、一部の人が知っていて、一部の人が知らないというのは不平等、私はあると思う、絶対ある。それで、ぜひこの開示をお願いしたいと思います。それは平等・公平・公正なまちづくりと町長言っているじゃないですか、そういうようにしてぜひ分かるようにしていただけないかと思います。

そうでなければ、私たちは選挙人名簿で書類出します、戻ってきたら町が弁償するかとしないでしょう。自分で探せと、京都や九州まで行って探してくるんですか、浪江の住民、どうやって探すんですか。ある人は選挙のときどこに住んでいるか分からないから、渋谷の駅前でマイク握った人もいました、過去には。これじゃ駄目だ、住民がどこに避難しているか分からないで、私たちは政治活動しているんです。自分の後援会だけでいいじゃないかと言っても、後援

会組織が小さければ届くわけがないんだ。ぜひ検討というか、実行に移していただきたいと思っています。ぜひお願ひしたい。

イノベーション・コスト構想について、町長にお聞きしたいと思っています。

先ほども紺野榮重議員から質問がありました。私はなぜこのイノベーション・コスト構想が必要であるかというと、この町は人口が今1,600人、2万2,000の町が1,600人まで減ってしまった。誰がこうやったのか、国と東京電力でしょう。これを元どおりに人口戻すためには、このイノベーション・コストしかないんだろうと私は思います。だから町長はじめ、議会も何とか浪江を中心に着地できないんだろうかという思いはみんな同じです。浪江の人口増やすためには、ぜひ頑張っていただきたいなと思っています。

それで、町長、残念ながら町長の言っていることが我々に伝わってこない。町外にいて新聞ぐらいしかないです。それで、町長が先頭切って、これは俺の町に持ってくるだということを意欲をひとつ語っていただけませんか。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 先ほど16番議員にもお答えしたとおりで、それ以上申し上げるついは何もないわけでございますが、議員の気持ちと私は全く同じだと思っておりますけれども、前段として双葉郡の首長会で、まず双葉地方で誘致をしようとそのことからまだ1歩も条件が変わったわけでもありませんので、今のところは双葉地方にということで、もし先ほどもお答えしましたとおり、国から立地について問合せがあった場合はしっかりと提案できるように今から心がけてまいりたい、そういうことでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 町長、よろしくお願ひします。頑張ってください。

それでは、最後の質問になります、時間がありませんので。

実は、今回、震災受けて放射能災害において文化施設、またいろんな資料館とかまた小・中学校が廃校ということになって、それに残された備品や資料が大分散逸されてしまいました。解体による例えば農業の農耕の歴史を刻んだ農機具や民具がどんどん廃棄処分にされていったり、問題が起きまして、私はこの町の歴史と文化を必ず残さなくちゃならないんだと強い意欲と意識を持ってほしいんです。今、国から金が来ているんだから、今しかチャンスがないんだろうと思います。このことは私は教育委員会に行って、何度も申し上げました。

それでは、そのときの1つの約束したんだかどうか分からんけれども、民俗資料収集関係の詳しい学芸員を今年から採用するというような話を3年前に聞いていました。今年、採用されましたか、お聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

民俗関係に特化ということではございませんが、文化財全般を担当する有資格の職員を採用し、教育委員会事務局に配置してございます。

現在は、様々な町の取組による敷地造成工事等が多数あることから、主には埋蔵文化財調査への対応を中心に、それから相馬流れ山踊りや各地区の芸能保存など無形文化財の継承支援に従事していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 本当にそうなんですか。学芸員、いろんな全般的にできると言っているけれども、古墳時代のこうした考古学的な学芸員と民俗の踊りや文化を残すための学芸員というのは種類が違うんです。だから精通した人をやっていきますと、そんなのうそつきだ。私にはこういったはずだぞ、民俗資料とかそういう民俗芸能に詳しい学芸員を今年度から採用するから、3年前に聞いている、今年採用していないじゃないか。私がいかれたポンコツ男だからそういうことを言ったのかどうか、俺は分からん。でも、私は何度も言ってきた。

今、失われていくんです。里のほうも残しておきたい農機具だってあるんだけれども、除染とか今後のこと子供に負債を残さないということで解体して、消滅させている人もたくさんいらっしゃる。そのためには何をしなくちゃいけないか、子供の話ししゃ申し訳ないよ、30人そこそこの子供も大事、でも民族の歴史も大事なんだ。

この町には博物館というのはない、民俗資料館というのもない。民俗資料館をこの町で持っているのは私1人なんだ。だけれども、町は一つも協力してくれなかつた、見向きもしなかつた。だから津島でも今、家屋がこれから解体どんどん町長のご尽力によって第1ステージ、第2ステージと行くんでしょうけれども、どんどん解体されて。

それと、学校にある先生方、昔の校長先生の歴代の掲額写真はどこの学校にもあった、理科室には化石とか骨の標本とかそういうのは小・中学校には必ずありました。大会旗とか優勝トロフィーとか

歴史の刻まれたものがたくさんありました。先ほどの話聞いていたら、浪江高校の体育館にあると。そういうのをお笑いという。吉本じゃないけれども、お笑いという。

民俗芸能とか今、各公民館とか何か家が解体されるからそこに集積して集めておくけれども、カビが臭くて掃除もできない中で、これも立派に保存・継承していくかなくちゃいけないんです。町はこうした文化財を残す活動とか何かやりましたか、お聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

現在までに収集した農具・民具、それから各小・中学校の資料につきましては、今ほどご質問ありましたとおり浪江高校体育館のほうに一時保管という形にさせていただいております。

今後は収蔵庫を整備をして埋蔵文化財調査により発掘された出土品と共にこれら資料につきましても保管・保全、そういったものをしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 僕、うそつかれているような気がして、収蔵庫、そして今まで農機具とか何かを保管している今話しましたよね。何が大事で何を歴史的に残さなくちゃいけないものか、それは誰が判断する、学芸員でもない、誰が判断するんですか。そういうのをうそつきと言うんだ。収蔵庫、収蔵庫を造るということは展示室も造らなくちゃいけない、でないとただの倉庫でしかない。そういうのは私は答弁としておかしいと思う。しっかりした上位計画つくって、博物館的なそういうものを造ってこの町の歴史を残していくと。これは今後私、何度も質問していきますから覚悟しておいてください。

それじゃ、時間も押し迫ってまいりましたので、この町の歴史ということで代表的な有名人、例えば民謡で言えば原田直之先生とか作曲家で言えば天才と言われた古関裕而さんに対して奇才と言われた佐々木俊一先生がいらっしゃいます。さらに、大堀の田尻生まれの田尻さんという方は大堀ゆかりの人です。ポケットモンスターの作者です。私は、この町に将来の夢や希望を与えるんだったら復興牧場なんてどうでもいい。町全体が一致協力をして、こうした佐々木俊一先生を顕彰する記念館、今資料が散逸しています。しかし、議員O Bである佐々木英夫さんが協力してもいいよという話をされているのも事実です。

西に古関裕而さんの記念館があるんだったら、奇才である佐々木

俊一先生の記念館みたいなものを造る計画とか、さらに原田直之先生を顕彰して記念館を造って浪江町から出たんだよということをやっていたいなとそういう夢を持って、さらに22年前に私はふるさと浪江に帰ってきましたけれども、そのときから一貫して言っていることは、ポケットモンスターは浪江町のモンスターだと、田尻さんが子供のときに大堀でヘビやカエルとかザリガニを見て、それをイメージして作ったのがポケットモンスターの動物なんだ、怪物なんだ。

それで、これは今後とも質問させていただきますけれども、ポケットモンスターの著作権は小学館にあります。でも、小学館でこの頃眠らせている。ですから、浪江町と小学館がコラボをしてキティーワールドとかああいうところに負けないようなものを造ろうとか、そういう機運をやって、子供たちや若い人に夢と希望を与えるようなそうした教育委員会であり、教育長、お願いします。これを今後しっかり検討委員会でもつくって、私は協力すると言っているから、だからやりませんか。最後に1つだけ答えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

私も田尻さんとは何回かお会いして、いろいろと町おこしにポケモンというコンテンツが使えないかというのもお話はさせていただいたことがあります。ただ、なかなか版権の問題であったり、それまでは難しいというお答えをいただいて、まだいまだにやり取りはさせていただいておりますので、ただすぐにできるものではない。町も何も考えていなかつたというよりは、そういうことも一つの検討材料として、今、田尻さんとはお話はさせていたいでいたという状況は報告させていただければと思います。お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 確かに著作権の問題で、版権とかいろいろな問題があると思います。これは小学館にあると思います。

しかし、町と小学館がコラボして、この町でそういう施設を造るから協力してよというようなお願いを町長を先頭に始めれば、私はかなうのではないのかとそういう希望を持っています。ぜひ頑張ってください。

それでは、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、8番、佐々木茂君の一般質問を終わります。

ここで14時45分まで休憩といたします。

（午後 2時29分）

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 2時45分）

---

◇ 渡邊泰彦君

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君の質問を許可します。

11番、渡邊泰彦君。

[11番 渡邊泰彦君登壇]

○11番（渡邊泰彦君） 議長より質問の許可が出ましたので、通告に従って一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問事項の全般は浪江の将来像という壮大な項目を挙げておきましたが、浪江の将来どうなるんだというようなことを中心にご質問させていただきます。

国は、令和3年度から令和7年度までの5年間を第2期復興・創生期間と位置づけ、福島県の事業予算としては約1.1兆円の財源フレームを確保しています。

また、浪江町において、令和3年3月に浪江町復興計画【第三次】が策定されました。いよいよ浪江町の復興も新たなステージに入ってくるのかなという実感があります。

そこで、1つ目は、この第2期復興・創生期間の5年間で、浪江町が存続できるような持続可能なまちづくりを進めなければならぬというふうに思っています。多分この5年間が復興するための最後のチャンスだなというふうに私自身は捉えております。そこで、その最重要課題、この5年間で進めなければならない重要な課題としてどんなことに取り組んだらいいのかということを町にお尋ね申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの質問にお答えをいたします。

持続可能なまちづくりのためには、まず帰還困難区域の再生、農林水産業などのなりわいの再生、駅周辺などの中心市街地の再生、移住・定住による居住人口の再生とともに、再生可能エネルギーなどの革新的事業による新たな産業と雇用の創出のこの5つが必要であると考えております。

いずれにしましても、最重要課題としてこの問題について取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 町長から今お答えいただいたとおり、5つの重要課題と。ただ、私がちょっと思うには、様々な復興のための施策

ということはいろいろこれまで行ってきたわけですが、私の自分自身の考え方とすると、いろんな施策というのは浪江町の居住人口を増やすということが最終目的なんだろうなというふうにいつも感じています。復興のためにハード事業、ソフト事業、どんなにすばらしいものであっても、浪江町の居住人口を増やさなければ、すなわち人がいなければ復興が進まないというふうに考えております。

そこで、ほかのまちの例を少し挙げさせてもらって申し訳ないんですが、女川町というまちが宮城県にあります。2011年震災前、人口が約1万、現在2021年、10年たって6,000人、大体人口が40%ほど減ったと。今6,000人の町というふうにしてやっているんですが、マリンパル女川、私も何度か視察に行かせていただいたんですが、そこを中心として復興がほぼ完成状態になってきているという実感があります。その中でちょっといろいろお話を聞いた中で、やはりなぜこんなに復興がうまく進んだのかということをお尋ねしたら、やはり人口が残っていたからだと。

浪江町は今現在1,600人、向こうは今6,000人。復興をするに当たって様々なハード事業、ソフト事業があるんですが、やはりそれを利用する、それを起こしていく、そういった人がいなければ復興そのものが進んでいかないなという実感がありました。

そこで、町民がもちろん帰還していただくことが最優先課題ではありますが、今後の浪江町にとっては新しい浪江町民、すなわち居住人口を増やすということが必要不可欠だと思っています。移住・定住の施策を成功させることができが持続可能なまちづくりを左右するポイントになり、移住・定住に関しては企画財政課に定住推進係、これタスクフォースに近いものがあるんですが、今年度の予算編成においても様々な施策を上げております。現在の進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

移住・定住に関する予算につきましては、令和3年度当初予算におきまして約1億3,000万円を計上してございます。

このうち課題解決型地域活動支援事業につきましては、現在、地域おこし協力隊1名及び地域おこし企業人1名が活動を開始しております。具体的には、当町の震災前の概要や震災後の動き、復興の進捗状況などについて理解を深めるところからスタートいたしまして、その上で課題と考える点、その解決の手法などについて活動計画を検討している段階でございます。

7月より、2次募集のメンバーも含めて3名が加わる予定でござ

いますので、活動内容についてさらに具体化して実行に移してまいりたいと考えてございます。

また、福島再生加速化交付金を活用する事業につきましては、4月より復興庁の公募が始まっておりまして、現在、交付決定を待っている状況でございます。交付決定が下り次第、各種事業に着手してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今、活動状況というか、進捗状況をご報告いたいたんですが、その中で地域おこし協力隊が1名だと。

そこで、2番目のほうに移る前に、地域おこし協力隊の目的は何だということに戻るわけなんですが、総務省で行っている事業であります、基本的には地域ブランドや地場産品開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図ることが最終目的になっているんです。地域協力隊というのは、ただ単に浪江に入って活動するだけではなくて、最終的にはそこに定住していくだくということが大前提なはずなんです。今、課長のほうからご説明いただいた今入っている地域おこし協力隊というのは、実際はどういう活動を行っているか、教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

浪江町で募集しております地域おこし協力隊でございますが、移住者の呼び込みのために当町の魅力を発掘したり、あるいは創造したり、それを発信することが活動の大枠でございまして、具体的な取組につきましては、隊員自ら考えて動くことで実効性のあるものができると考えておりますので、現段階はその活動計画をまとめていく段階でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 浪江町の移住・定住支援カタログが作成されて、私も持っているんですが、そこで地域おこし協力隊を募集したり、移住・定住を推進しているということはよく分かっています。

ただ、その中で今、総務省自体の地域おこし隊に関する考え方がある程度変更がありまして、変更というか、変化したというか、企業型地域おこし協力隊、事業承継型地域おこし隊、新たなものが総務省から提案されているわけです。そういう新たな新しい変化に対して町はどんなように対応しているのか、ちょっと教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 地域おこし協力隊につきまして、令和

3年度より、新たにお試し地域おこし協力隊ですか、あるいは地域おこし協力隊インターンなどの制度ができているところでございます。お試し地域おこし協力隊というのは2泊3日程度のもの、それからインターンというのは2週間から3か月程度のものがメニュー化されたものというふうに認識しているところでございます。

こうしたメニューも移住者の呼び込みの一つになり得ると考えておりますので、制度の内容につきましてはよく検討してまいりたいと考えております。

それから、事業継承型ですか課題解決型は、従来からあるものというふうに認識しているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 総務省が行っている事業の中に、総務省と中小企業庁が連携してやっていることなんですが、事業承継に興味のある地域おこし協力隊の参加者と後継者に悩む中小企業経営者のマッチング、それともう一つは、事業承継ネットワーク地域おこし協力隊との連携、そしていろんなイベントをやるとそういう形でマッチングが行われているんです。

それがどういうふうになっているかということは、例えば浪江の地域おこし協力隊の募集を見ると確かにこういった形で募集しますよと、でもそこで任期が終わったらどうなるんだ、どういうふうなものが目的なんだということを書く欄がないんです。結局、地域おこし隊のそもそもその最終目的は何かということは、多分浪江できっちり理解していないのかななんていうふうに思っておりまして、やはり移住・定住、例えば起業して3年間の任期が終われば企業を起こして定住するだとか、どこどこに就職して腕を磨くだとか、そういった形のものがないとなかなか定住できないと。

少し別なデータを言うと、地域おこし協力隊に入ったメンバーで、日本全国でどのぐらいの人が定住しているのかということ6割の人が定住している、そういうデータが総務省であります。ただ、1つここで気をつけなきゃいけないのは、要するに3年間の任期が終わって1年後のデータなんです。それが2年後、3年後、4年後、5年後となるとどうなっていくのかということは、どんどんやっぱり定住率が下がっていくというか、だから6割というのを最初から信じることができないというか、移住・定住というのはやっぱりずっといてもらうということが基本だと思いますので、地域おこし協力隊の募集も若干方法を変えたほうがいいのかなというふうに思っています。

それで、そこの変更というか考え方の一つとして成功例がありまして、これもネットで調べれば出てくるんですけども、ミッショ

ン型、フリー型というのが最近はやっておりまして、ミッション型というのは月曜日から金曜日までフルタイムで活動する、もう一個、フリー型というのは3日間だけ活動をして、あとは自由に例えばそのまちの起業するための準備をするだとか、まちのいいところを発見して自分の定住の足がかりにするだとかそういうふうなものもできてきてているんですが、そういったことで企画財政のほうでやり方をちょっと見直すような検討はできるかどうか、お尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ただいま議員から活動の日数で分けるというようなご提案をいただきましたが、日数で分けるというところまでは考えておりませんが、募集段階で、町で設定した課題に対して地域おこし協力隊が活動を通じて解決を図っていく活動のほかに、協力隊の人たちが独自に町の課題であると思った部分についてその課題解決方法などを考えたり、地域の企業や地域の人たちとつながりを持って、できれば卒業後、3年後にそういった活動を通じて就業なり起業していただきたいなというところは思っているところでございまして、ぜひとも日数で分けるというところまではまだ検討はしておりませんが、そういった新たな課題解決の活動もしていただきたいと考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 要するに定住意向のある地域おこし隊員の大体7割が宿泊業、生産、加工、販売、飲食業など何らかのことを考えているというデータも実はあります、やはり来る隊員の気構えというのがここにはあるのかなと思いますけれども、要は定住率が6割ですよ、定住している人の7割が活動状況でこういうことを考えていて、自分で起業するというか、事業を始めるとかそういったことで考えているというデータも実は課長、あるわけなんです。

もう一つの方法としては、空き店舗などを利用した起業型地域おこし協力隊または後継者のいない事業者の事業継承型地域おこし隊、こういったものもちょっとまちの名前は言えないですけれども、ほかのまちではこういう募集の仕方をしていて、それに地域おこし協力隊ということで募集をしているという現状もあるわけです。ちょっと後で資料が欲しいと言えば、これあげますけれども。

それと、やはり日本全国で今、地域おこし隊をいろいろやっているわけですが、やはりそこは募集の仕方がかなり難しい、なかなか集まらないということで、やっぱりプロのそういった地域おこし協力隊を集める会社が実は日本全国にはかなりあるわけです。

どれがいいのかということは私もよく分からんですが、ただ、

実績を上げているところがあります。1つは、今申し上げました空き店舗とか事業継承型を中心に地域協力隊の募集をかけている会社があります。もう一つは、地域おこし協力隊の起業も支援するんだとそういったことで募集をかけている、そういういたプロがあるわけです。

浪江町独自、すなわち浪江のいいところ、こういうことができるんですよ、こういうものがあるんですよとそういったものを全部全て最初の募集段階で調べて、まず活動をしてくださいねと、その中で起業を目指すんですよと。最初からそれありきの募集の仕方もしているんです。これいろんなネットワークも必要ですし、いろんなノウハウも必要なので、なかなか役場の中でいろいろ企画してやるというのも非常に困難だと思うので、そこはひとつプロにお願いしてプロの方の募集に乗ると。

一応、地域おこし協力隊のほうの資金というかお金に関しても、地域おこし隊員の募集等に関する経費200万円、そんなような形である程度お金をかけることは認められると思うんですけども、課長、そういった考え方というのはできるでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

議員がお挙げになった例というのは隣の南相馬市の例かと思いますが、南相馬市の小高区におきましては、地域内で不足している事業ですとかサービスなどを洗い出しまして、その担い手となり得る起業家を呼び込んでいると聞いているところでございます。その呼び込みについて、全国的に起業家の支援を行っている一般社団法人ネクストコモンズラボに委託していると認識しているところでございます。

浪江町におきましては、地域おこし協力隊の活動を通じて町の課題を見つけて、その解決を図る活動を地元事業者等と連携しながら行っていくこととしているところでございます。隊員が活動期間満了後に定住するためには、起業ないし就業をすることが必要でございますので、議員おただしの手法も含めてその支援体制につきましてどのような方法があるのか、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 課長のありがたい答弁をいただいたので、これに関しては終わりたいと思うんですけども、今、課長のほうで私わざわざ名前出さなかつたんですけども、出していただいたんですけども、お隣の駅前をちょっと見て歩いていただくと、地域お

こし協力隊が出した店が結構あるんです。自分で起業して、そこで花屋さんをやったりいろんなことをやって、やっぱりプロが集めた地域おこし協力隊がそこで花開いて、そこのまちに定住するというのが非常に目につくわけです。

町長もお考えとは思いますが、やっぱり浪江の定住人口を増やすということは、要するに居住人口を増やすということはそんなに簡単なことではないと思うんです。やっぱりある程度結果を出していかなければいけない、地域協力隊のお金だけを使っていろんな事業をするんではなくて、やっぱりそれが実を結んで居住人口が増えていくと、例えば1人、2人、3人、4人、5人、浪江にとっては非常に1人でも2人でも必要だと思うんです。特に若い方が地域協力隊は多いので、やっぱり若い方の定住にもつながるので、ぜひ今年度は企画財政を中心として施策をきっちり遂行するようなことで、結果を出していただきたいというふうに思います。

次に、これは福島イノベーション・コースト構想になってしまふんですけども、先ほど来、8番議員とあと16番議員から国際教育研究拠点についていろいろご質問をして、そこで納得しようかなとは思ったんですが、私なりにちょっとと考えていることがあったので、別な角度からご質問させていただきます。

まず、国のイノベーション・コースト構想、今までいろんなものが展開されてきましたけれども、ここに来ると、被災地の復興・創生に取り組んでいくためにはやっぱり持続可能なイノベーションが必要だと、ただ単に変革するだけではなくて、それが持続していくかなければいけないと、それによって双葉郡の人口が増えていく。

元に戻ることはなかなか難しいというふうには思いますが、その中で浜通り地域の復興・創生を目指す新たなプロジェクトとして、国際教育研究拠点の誘致がいろいろ話題になっているんだと思います。町長何度もおっしゃっているんですが、これに関してはやはり事前準備はしますけれども、なかなか表に出せないと。双葉郡の中の不文律みたいなのがあるのかななんてちょっと自分では思うんですが、ただやっぱりこの誘致、もしうまくいかなかった場合のことを考えると、かなり厳しい浪江町になってくるのかなと。多分この5年間の中の第2期復興・創生期間の中で、これが超目玉になっているんだなというふうに私は思っているんです。

その中で福島県浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議というのがありますと、これ15回開いていますと、議事録も15回全部見たんですけども、最終的に概要が発表されているわけですが、この中には2023年の春に一部開所、2024年には本格開所

というふうにスケジュールが載っています。もう一つは、分散することは駄目ですよ、一極集中にしてくださいねとそういったるるいろいろあるんですけども、魅力的な研究タウンということでそういったプレゼンテーションをする町が取れるのかななんて自分では思っているんですけども、町のプレゼンテーションの仕方として、今どんなことを考えているのか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

先ほど来、16番議員、そして8番議員にもお答えをさせていただいたところでございます。

やはり国際教育研究拠点については、イノベーション・ココスト構想において本構想の司令塔なるものと位置づけをされていると考えております。そういう中で政府においては、令和2年12月に推進会議において、成案を令和3年の秋までに得るというふうに決めたところでございまして、残念ながら今もってその規模感が示されておりません。

なかなかその中で詳細な検討策を提言案をまとめるというのは非常に困難を極めるわけですが、今、議員がおただしのように有識者会議において6つの視点が示されたところであります。1つ目が、福島イノベーション・ココスト構想の既存施設や福島第一原発との連携、2つ目が生活環境、3つ目は交通アクセス、4つ目が参加される大学あるいは企業等の意向、5つ目が避難指示が出されていた地域、6つ目が分散型ではなくて集約型であること、その辺を踏まえながらしっかりと双葉郡に誘致を図る、その上で県とのヒアリング等がある場合においてしっかりと準備を続けていきたい、そんな思いでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） その規模感ということなんですが、この有識者会議の取りまとめを見るとたくさんのヒントが隠されておりまして、例えば1つは国際教育機関の人員規模ということもこの中に入っておりますし、基本的には研究者、大学院生、産学官連携、運営スタッフ等々が約600人だと、既存のイノベの人数が400人で約1,000人、それに関して産学官連携による地域への関連、要するに雇用を含めるとプラス5,000人とそんな規模がまず1つ示されています。

さらには、立地地域の条件として、要するに買物、教育、医療、介護福祉、交通手段の生活環境整備、まちづくりができていること、それともう一つは研究者やその家族等を受け入れる生活環境、それ

に対するインフラ、商業施設等を研究タウンとして装備するという2点がまず立地の中に入っているわけです。

もう一つは、参考例として、まず1つが筑波学園都市、それとあと山形の鶴岡、それともう一個が千葉県の柏、要するに柏の葉ですよね。こここのところの例が出ていまして、そこに研究者のスタッフが何人ですよ、その関連企業が何人ですよというふうにそこが参考例だよというふうなこともこの中にイメージとしてうたっているんです。それから発想すれば、600人、合計で1,000人、それで5,000人の関連企業となると、千葉の柏市の教育施設と山形の鶴岡の教育施設とちょうど間ぐらいの大きさになるのかなというと、大体規模的イメージは私も柏の葉は視察してきたんですけども、大体規模的にはこのぐらいかなという想定が多分できるんです。

やっぱり柏の葉の場合は電車を走らせたんです、駅まで。本当は交通の便悪かったんですけども、そういうことがやっぱり条件として必要になってくるんです。それで、それに増して新しく柏の葉タウンといったかな、住宅地をずっと開発していったんです。そもそもこの場所は何もないようなところだったんです。そこに駅を造って、研究機関を造って、そこにいる方の住まいをというふうにどんどん開発していくってその駅前が大都市まではいかないですかとも、それなりのまちになってきたと。

そういうことをやっぱりここから読み取って、どのぐらいの規模かというのを想定して、なぜかと言うと、例えば何の募集もそうなんですけれども、募集してすぐ締切りみたいのが国は得意なので、やっぱりこっちで規模をある程度想定してプレゼンテーションを、多分何もなしでどうですよという決め方はそういう乱暴なことは副町長、しないですよね。やっぱりある程度のプレゼンテーションがあって、そこで一番いいところを選ぶみたいなところが出てくるんじゃないのかなと思ったんですけども、そういうこともちよっと考慮に入れていただきたいと思うんですけども、副町長、どうでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 副町長。

○副町長（小林弘典君） ただいま議員おただしの国際教育研究拠点の選定に関するおただしだと思いますが、再三来、町長からも答弁していただいておるところですが、国・県のほうから具体的なスケジュールであったり、選定方法等については示していただいていないというのが現状でございます。

ただ一方で、各町村含め関心が高いというところも承知しております。

町長からも答弁していただいているところでございますが、しっかりと準備をさせていただいて、提案できるようにしていきたいと思います。そのためには魅力ある、住んでいただける町というものを各種復興事業を活用しながら整備していくことがまず大事だと思っておりますので、しっかりと対応を考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ほかの町村では、例えはある町では有志団体による国際教育研究拠点が整備されることを受け、勉強会を開催している町があったり、あとはある町では来年度から10年間まちづくり施策の最上位計画に位置づけて、国際教育研究拠点の誘致を盛り込むなど政府にアピールしている町もある。さらには、ある町では廃炉国際共同研究センターがあって、それと連携したところに誘致をしたいんだというようなことで、これも勇み足ということではないと思うんですが、それなりのアピールに入っているんです。それで、最上位計画に入れたんだよということを政府にアピールして、それを見るとどうも10ヘクタールぐらいの土地を上げているんです。

じゃ、そういうのをやらなきゃいけないかということではないと思うんですけども、やっぱりライバルとなる町もそれなりにアピールをしているのが実は現状だと思っているんです。ですから、やっぱり我々も負ける勝負をやるわけにはいかないと思うので、我々も当然ご協力させていただきますけれども、町のほうももう少し積極的にやっていただければと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 先ほど来のやり取りの中でもやはり先例に倣った想定をした計画を立てろということかもしれません、なかなか一概に規模感が分からぬ中では難しいということでございますが、議員もご承知のように、商工会においても国際教育研究拠点について勉強会を開催されたと伺っております。

そういう町民の、あるいはこういった今議論させていただいている皆さん方の思い、それを考えると非常に関心の高さといいますか、事の重大さがうかがい知れると思っておりますので、私の持論でございます持続可能な町をつくっていく、これ非常に大きな力に推進力になろうと考えておりますので、しっかりと準備をしていきたい。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） イノベーション・コスト構想がいろいろ展開されていますけれども、やっぱりサスティナブル・イノベーション、すなわち持続可能な変革、それに対してこの教育機関というのは合致しているものですから、例えばこの中にもうたっていますけれども、アメリカのハンフォード・サイト、これが教育機関の成功例で出ているんですけども、人口が1万5,000人だったところが現在は何十万人にもなっているんです。このハンフォードはやっぱりプルトニウムの生成が行われて、それが放射能漏れしたというんですか、汚染された、汚染が発生した地域で、1940年に1万8,000人だったのが10年後には5万人、現在は29万6,000人。

ちょっとこれ夢物語みたいなものなんですが、このぐらい持続可能なものをきっと町で展開していくば、いずれ29万人とはならなくても1万8,000人と言えば、我々浪江町は3万人近くいたわけですから、それをやっていくと30万ぐらいの都市になっちゃうかも分からんんですけども、やはりそういった前例もあるわけです。

やっぱり国際教育機関というのは、いかに変革ができる研究機関かということがこれで一目瞭然分かると思うんです。そんなことで、ぜひ力を合わせ、我々ももちろん協力します。何とか執行部のほうも頑張っていただいて、新たな町をつくりましょう。

次の質問ですが、浪江町はゼロカーボンシティを宣言しています。水素タウン構想ももちろん棚塩のほうでやっているんですが、パイプラインの実証、マルチ水素ステーションの整備、トヨタ自動車との協力などでF C Vの台数を増やす考えだというふうに聞いております。

持続可能なエネルギーによる持続可能なまちづくりの最大のポイントを町はどのように考えているか、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

持続可能なエネルギーによるまちづくりは、冒頭に町長が答弁したようないろんなファクターを組み合わせてこそ実現するものであります、その中でやはり重要なものがエネルギーでありますので、再生エネルギーの導入拡大と地産地消の仕組みづくり、不安定な再エネを安定化させるための蓄電池や水素の利用拡大、効率的なエネルギー利用のためのエネルギーマネジメントやスマートコミュニティ事業の推進など様々な取組が必要になってきます。

その中で特に必要なことは、浪江町全体でそういった取組を推進することだと考えております。町民や事業者の方々のご理解とご協力をいただきながら一丸となって、このゼロカーボンシティを実現

していくことが最大のポイントだと認識しております。

昨年度制定した環境基本条例を皮切りに、今年度はゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップや施策等を取りまとめた計画の策定を進めてまいりますので、その中で町民、事業者の皆様への普及啓発等も進めてまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ちょっと今の課長の説明だと分からぬところがたくさんあり過ぎるので、再質問みたいにしますけれども、事業者に水素をいろんなもので利用してもらう、そのためには水素が必要だというふうに私は思っているんです。例えば1つの小さな例ではありますが、水素車の導入。浪江町で走っている車は全部、水素車だというぐらいにならないとカーボンスタンダード、要するに二酸化炭素の排出抑制はできないですから。現在、MIRAIを買うとちょっと調べたんですけども、大体700万ぐらいどうもするようなので、国と県の補助で百何十万か来て570万ぐらい。その570万の車を浪江の皆さん何とか買ってくださいねというと、なかなか厳しい金額になるというふうに私は思っています。町がお金がないだか、ちょっと分からぬですけれども。

さらに、もう一個は問題になってくるのは水素の充填の問題になってくると思うんです。やっぱりガソリンスタンドがないところでガソリン車は走れないと同じで、水素ステーションがないところには水素車は走れないんだということを考えたときに、やはりいち早く水素ステーションを整備するということがゼロカーボンシティを目指すためには住民の協力を得るということであれば、水素ステーションに関しても早々に進めなきやいけない事項なのかなと思うんですけども、課長はどんなふうに思っていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

ご指摘のとおり水素ステーションがないためFCVが購入できない、FCVが普及していないため水素ステーションの採算が合わず整備できないという課題を抱えております。

町では、令和3年1月に住友商事と復興まちづくり水素利活用に関する連携協定を締結し、その中でマルチ水素ステーションの整備を進めることを合意しています。現在、住友商事株式会社と共に検討を進めておりますが、最低スケジュールでも令和5年度半ば以降の整備となる見込みです。

ステーションの整備に向けては町民、地元の事業者の皆様、水素

関連の事業者の方々の参画・ご協力が必要でありますので、先日、商工会の皆様へのご説明を行いました。そのような形でコミュニケーション取りながら、整備に向けた動きを加速させてまいりたいと思っています。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 浪江町は年内に簡易水素充電器を浪江町役場の駐車場に設置して、そして町内事業者を対象にF C Vの普及啓発に向けて実証事業を始めるというふうになっているんですけども、課長、そこの整合性はどうなっているんですか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 全協でも再三ご説明していますとおり、今、実証実験の段階で、一般の方に今年中にできる水素ステーションでの充填はできないということが非常に課題であります。

これは公用車中心の充填になりますけれども、そのほかにもやはり今言った住友商事との一般に充填できるマルチ水素ステーション、さらにはこれより先んじて何かできないかということも模索しながら、なるべく早くステーションで皆様に水素を提供できるような努力をしてまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 自動車メーカーとしては相当でかいトヨタ自動車のほうがいろんな発信を実はしております、要するにゼロミッションということをトヨタではうたっています。

トヨタは、新聞記事で申し訳ないですけれども、県と協力してといふか、福島県の多様な地域特性を生かしつつ、世界に先駆けた水素社会とカーボンニュートラルの実現に向けたチャレンジを着実に始めるというのも発信していますし、さらにはほかのまちなんですが、水素で走る燃料電池トラックを活用した物流の社会実証をしている、そこが浪江ではなくて残念ながら、いわきと郡山。

こういったことが県内の市町村でも行われているんです。やっぱり我々とすれば水素の町というプライドといったらおかしいですけれども、あれだけの水素製造拠点を設けているわけなので、こういったほかのまちに先にやられるというのは、なかなか浪江町民としてはどうしたんだというふうに思ってしまうんですけども、やっぱりそういうものを大手と一緒にになって、車なんかはいすゞとかそういった大手のメーカーと話合いになっているようなんですが、その辺の情報をきっちり収集して、いろんなものが浪江で水素を使ったものができるんだというような努力と言ったらちょっと語弊があるかも分からないですけれども、そういう情報もぴしっと張ら

せて交渉事に当たる、それがやっぱり課長の役目だと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、トヨタ自動車の社長が来訪した際にも、やはり福島県の中で30万都市を中心に進めていくと。これは採算の関係もあって、そういうお考えを発表されましたけれども、最大の水素拠点のある浪江町といたしましてもそういうところと連携しながら、その他様々な実証実験も頭出しが出て立ち上がってきますので、それでもって浪江町を実証フィールド、そして実装できるようなフィールドにしていきたいと努力していきますので、隨時、皆様にも情報を提供してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） もう一個、ちょっと角度を変えて1個だけ課長にご質問しますけれども、水素を活用したRE100団地構想なんですが、ここで説明を見ると水素を中心にいろんなものを動かすと。ゼロカーボンシティを宣言している町なので、それに要するに当てはまったREの産業団地を整備する。

今現在、団地の開発がいろいろ始まっているわけです。そこに誘致企業が入ってきて、果たしてそこまで水素が実用化されるスケジュールにはなっているのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 国といたしましても、やはり車、そして生活インフラ、産業利用という3つの分野において水素利活用をしていきたいというお考えでありますので、RE団地を進めるということはそれに合致している方法でありますが、F H 2 Rの水素をどれだけ活用できるかというのは今はこれから調整でありますが、当然その3つの分野において、RE100団地においても活用できるよう、今いろいろと検討、構想を固めている段階であります。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ちょっと水素の質問はここでやめますけれども、水素をやっとイノベで誘致できたと、そこで水素が始まっているんだと。やっぱりそれに向けて、あの誘致するに当たっても相当な努力を浪江町はしたはずなんです。やっと来たものをやっぱりこっちで有効活用していくということが我々の役目なんだと思うので、ぜひ今いろいろ課長のほうからお話しさりましたが、パイプラインの件も今、一生懸命やっているんだと、そういうものをぜひ日の目が見るようなスピード一さでやっていただきたいと思います。

次は、すみません、ちょっと時間が押してしまったので、7番飛

ばします。8番にすみません、いきます。8番も途中で終わるかも知れませんが、すみません。

いよいよ中心市街地の再生計画に入りました。浪江駅周辺整備が策定され、先導整備エリアの商業機能のこれの運営主体と整備方法の進捗状況をお尋ねしたいと思うのですが、私も商工会員になっていまして何度か説明会もありましたが、駅前の商業施設というのは4分の3の補助金だとか町の公有地に建てるんだとかいろいろあります、最終的に商業施設を建てるんだ、そこを運営するんだというのは本当の主体はどこになるのか、ちょっと教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

商業機能の運営主体と店舗整備につきましては、民間での計画をしております。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ちょっと確認しました。

当然、民間じゃないといけないと私も思っています。そこで、いろんな商工会のほうでもいろんな説明を受けながらそういうことで見学をしようと思っていますが、なかなか出店が希望者が出てない、ちょっと挫折がかかるてきているのがあって、今現在、今度は会員個人に向けて出店の希望を取り出しているんです。随分前にアンケートは来ているんですが、回答がやっぱり来ていないというのが今、現状なんです。

道の駅が今あって、道の駅にいろんなものを出しています。商工会とすれば、そういったどうもイメージがまだ残っています。要は建物を建てるときにも建てました、5,000万円かかる、4分の3の補助をもらって4分の1は自分で出します、運営をやるのも自分でも運営するというような方法だと思うんですが、どうもそこが浸透していない。例えば要望書なんかも見ると、出店した方に関しては人件費や家賃、水道光熱費等の補助を柔軟的に出してくれというような要望になっているということは、町の説明の仕方がちゃんとしていないからだと思うんですけども、課長、その辺をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

これまで商工会の皆様に5回ほど、昨年度説明をさせていただきました。このたびは6月中旬に、商業機能の計画の説明会を商工会の方々に再度、実施をする予定であります。それを踏まえまして、6月末までに商業機能の出店の意向のある方を募りまして、それで

そこから話を進めようというようなことで説明会を予定しておりますので、そこできちんと運営の仕方とかそういうことについて説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 要望書の6番に、町と商工会が連携をして共同して事業を実施することと書いてあるんです。要望書ですよ、もちろん。

やっぱりいろんな商売の仕方というのはあるんだと思いますけれども、基本的に自分で責任を持って自分で店を開いて、そこで運営していくかないと持続可能な店にはならないんです。全部いろんなものをやってあげて、全て手取り足取りやって店をやってもらうと一時的にはできるかも分からないですけれども、それが持続可能な商業施設になるかというと、そうではないというふうに私は思っているんです。ですから、何回も言ってくどくて申し訳ないですけれども、商工会の商店を希望する方がいて、そこで説明する場合にはきっとシステムをしっかり説明をして納得の上で出してもらわないと、いやというふうになつたら後でトラブルの元になると思います。

ただ、課長も認識としてあるかと思いますが、なかなか出店は厳しい状況であるということは分かっていると思うんです。その中でもやっぱりそういった苦難を乗り越えて出店して、何とか町の商業施設を維持するということに関しては、なかなか勇気も要るんだろうというふうに思っています。その辺を含めて町ができるところはどこなのか、ここからは自分でしっかりやってくださいねとそういったことをきっと説明していただきたいと思います。要望になります。

それと、中心市街地エリアのまちづくりビジョンというのを見て、どうしても気になるところが1個ありますし、先導整備エリアと駅西側の公共公益施設、既存施設というのがあって、この間、課長に工程はどこの工程だと言ったら、先導整備エリアの工程だというふうに私いただいたんですけども、それ以外のエリア、要するに最初にやるところ以外のところというのは、実際とすれば大体どのぐらいから計画が始まるのかというのをお聞きしたいんですけども。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） まず、先導整備エリアにつきましては、町のほうで主体となって進めさせていただきたいと思います。

その後のまちづくり推進エリアにつきましては、この町で整備するところを格として、民間の方々の投資を今後期待しながらまちづ

くりに反映できればというようなことで考えております。  
以上です。

- 議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。
- 11番（渡邊泰彦君） 時間ないので、そのまちづくり推進エリアも先導整備と連携する公用用地としてストックだけはしておくんですか。
- 議長（佐々木恵寿君） 建設課長。
- 建設課長（戸浪義勝君） まず、こちらの先導整備と連結する公共用地ストックということで中央公園、町の中心でもありますので、まずそこと浪江小学校の跡地につきましては今回の整備には入れませんが、今後の活動の何らかのできるかと思いますので、そこは一団地事業とは別にストックというようなことで考えております。
- 議長（佐々木恵寿君） 以上で、11番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

（午後 3時43分）

# 6月定例町議会

(第2号)

## 令和3年浪江町議会6月定例会

### 議事日程（第2号）

令和3年6月9日（水曜日）午前9時開議

- |       |                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 請願・陳情の付託                                              |
| 日程第 2 | 議案第48号 浪江町税特別措置条例の一部改正について                            |
| 日程第 3 | 議案第49号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正について          |
| 日程第 4 | 議案第50号 浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正について   |
| 日程第 5 | 議案第51号 浪江町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について                      |
| 日程第 6 | 議案第52号 浪江町手数料徴収条例の一部改正について                            |
| 日程第 7 | 議案第53号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第54号 浪江町下水道条例の一部改正について                              |
| 日程第 9 | 議案第55号 浪江町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について            |
| 日程第10 | 議案第56号 浪江町水道事業給水条例の一部改正について                           |
| 日程第11 | 議案第57号 浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正について                        |
| 日程第12 | 議案第58号 浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について                     |
| 日程第13 | 議案第59号 浪江町保育所条例の廃止について                                |
| 日程第14 | 議案第60号 工事請負契約の締結について（浪江地区公共施設新築工事（建築））                |
| 日程第15 | 議案第61号 工事請負契約の締結について（浪江地区公共施設新築工事（機械設備））              |
| 日程第16 | 議案第62号 工事請負契約の締結について（つしま活性化センター改修工事）                  |
| 日程第17 | 議案第63号 工事請負契約の締結について（上ノ原ため池環境保全整備工事）                  |
| 日程第18 | 議案第64号 工事請負契約の締結について（堤上ため池                            |

		環境保全整備工事)
日程第19	議案第65号	工事請負契約の締結について（菅原橋橋梁災害復旧工事（下部工））
日程第20	議案第66号	工事請負契約の締結について（丈六公園整備工事 その2）
日程第21	議案第67号	工事請負契約の締結について（先人の丘整備工事）
日程第22	議案第68号	工事請負契約の締結について（地域公共施設外構整備工事）
日程第23	議案第69号	工事請負契約の締結について（運動公園倉庫トイレ新築工事（建築））
日程第24	議案第70号	物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付軽積載車購入）
日程第25	議案第71号	物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-1型）購入）
日程第26	議案第72号	物品購入契約の締結について（浪江町乾燥調製貯蔵施設用パレット購入）
日程第27	議案第73号	物品購入契約の締結について（浪江町乾燥調製貯蔵施設用フォークリフト・ホイルローダー購入）
日程第28	議案第74号	工事請負契約の変更について（聖沢ため池環境保全整備工事）
日程第29	議案第75号	工事請負契約の変更について（春卯野ため池環境保全整備工事）
日程第30	議案第76号	土地の取得について
日程第31	議案第77号	和解について
日程第32	議案第78号	令和3年度浪江町一般会計補正予算（第1号）
日程第33	議案第79号	令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第34	議案第80号	令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第35	議案第81号	令和3年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第36	同意第 2号	苅野財産区管理会委員の選任について
日程第37	同意第 3号	津島財産区管理会委員の選任について
日程第38	同意第 4号	農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者等又はこれに準ずる者とすることにつ

いて

- |         |     |     |                                            |
|---------|-----|-----|--------------------------------------------|
| 日程第 3 9 | 同意第 | 5 号 | 農業委員会委員の任命について                             |
| 日程第 4 0 | 報告第 | 1 号 | 令和 2 年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について               |
| 日程第 4 1 | 報告第 | 2 号 | 令和 2 年度浪江町一般会計事故繰越し繰越計算書について               |
| 日程第 4 2 | 報告第 | 3 号 | 令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計事故繰越し繰越計算書について |
| 日程第 4 3 | 報告第 | 4 号 | 令和 2 年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について        |
| 日程第 4 4 | 報告第 | 5 号 | 令和 2 年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書について                |

出席議員（16名）

1番	武 藤 晴 男 君	2番	紺 野 豊 君
3番	吉 田 邦 弘 君	4番	佐々木 恵 寿 君
5番	小 澤 英 之 君	6番	半 谷 夫 君
7番	紺 野 則 夫 君	8番	佐々木 正 君
9番	山 本 幸 一 郎 君	10番	高 野 武 君
11番	渡 邊 泰 彦 君	12番	松 田 孝 司 君
13番	平 本 佳 司 君	14番	佐々木 勇 治 君
15番	山 崎 博 文 君	16番	紺 野 榮 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 吉 田 長 数 博 君	副 町 佐 藤 長 良 樹 君
副 町 小 林 長 弘 典 君	教 育 笠 井 長 淳 一 君
代表 監査 委員 山 本 邦 一 君	総務課長兼 選挙管理委員会書記長 横 山 秀 樹 君
企画財政課長 西 健 一 君	産業振興課長 清 水 中 君
農林水産課長兼 農業委員会事務局長 金 山 信 一 君	住宅水道課長 木 村 順 一 君
建設課長 戸 浪 義 勝 君	教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長 蒲 原 文 崇 君
会計管理者兼 出納室長 中 野 隆 幸 君	住民課長 柴 野 一 志 君
健康保健課長兼 浪江診療所事務長兼 仮設津島診療所事務長 掃部関 久 君	介護福祉課長 松 本 幸 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長  
吉田厚志君  
書記  
鎌田典太朗君

次長兼係長  
中野夕華子君

---

### ◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。  
ただいまの出席議員数は16人であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
(午前 9時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎請願・陳情の付託

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。  
今期定期会において受理した請願1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。  
なお、所管常任委員会は、会期中に審議の上、議長宛てに報告願います。

---

### ◎議案第48号から報告第5号の一括上程、説明

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。  
日程第2、議案第48号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてから日程第44、報告第5号 令和2年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてまでを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。  
よって、日程第2、議案第48号から日程第44、報告第5号までを一括議題とします。  
日程第2、議案第48号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第48号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均

一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、議案第48号資料によりご説明いたします。

1 ページを御覧ください。

2、主な改正の内容でございます。

第4条の2、地域経済牽引事業促進区域における課税免除。課税免除の対象となる固定資産の取得期間について、令和5年3月31日まで延長するものでございます。起点となる基本計画の同意日が平成29年9月29日、変更計画の同意日が平成29年12月22日であるため、現在、令和4年12月21日までが対象となる期間となっているものでございます。

第5条、原子力発電施設等立地地域における不均一課税。不均一課税の対象となる固定資産の取得期間について、令和3年3月31日から令和5年3月31日まで延長するものでございます。

3、施行期日でございます。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の浪江町税特別措置条例の規定は、令和3年4月1日から適用するとしたるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第49号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第49号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島復興再生特別措置法及び東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 議案第49号資料に基づきご説明いたします。

1 ページを御覧ください。

2 の主な改正の内容でございます。

本条例に規定しております復興産業集積区域の課税免除の対象となる固定資産の取得期間について、令和3年3月31日から令和6年3月31日まで延長するものでございます。

3、施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の浪江町復興産業集積区域の町税の課税免除に関する条例の規定は令和3年4月1日から適用するとしたるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第4、議案第50号　浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第50号　浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島復興再生特別措置法第26条及び第38条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　住民課長。

○住民課長（柴野一志君）　議案第50号資料により説明いたします。

2の主な改正の内容でございます。

第2条を御覧ください。

第2条、企業立地促進区域内における課税免除といたしまして、こちらの課税免除の対象となる固定資産の取得期間について、令和3年3月31日から令和8年3月31日まで延長するものでございます。

次に、第3条、避難解除区域等内における課税免除といたしまして、こちらも課税免除の対象となる固定資産の取得期間について、令和3年3月31日から令和8年3月31日まで延長するものでございます。

3、施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用するとしたものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第5、議案第51号　浪江町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第51号 浪江町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、行政手続における押印の見直しに伴い、行政手続の簡素化を図るため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、議案第51号資料によりご説明いたします。

1 ページを御覧ください。

2 の改正の内容でございます。

第4条第4項につきましては、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合の固定資産評価審査委員会への審査申出書について、審査申出人等の押印を不要とする改正でございます。

第8条第5項につきましては、審査に関わる口頭審議において、固定資産評価審査会は関係者に対して口述書の提出を許可することができますが、提出者の署名及び押印について不要とする改正でございます。

3、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行することとしたものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第52号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第52号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料の規定について所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 議案第52号資料によりご説明いたします。

1 ページを御覧ください。

2 、改正の内容でございます。

個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの再交付等の手続に関する手数料徴収事務が地方公共団体情報システム機構から市町村長に委託されることに伴い、別表中22の2、番号、種類、金額に

ついて削除するものでございます。

3、施行期日でございますけれども、この条例は令和3年9月1日から施行するとしたものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第7、議案第53号　浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第53号　浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、子ども子育て支援法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君）　それでは、議案第53号資料によりご説明いたします。

2、主な内容でございますが、第1階層の区分に児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者である保護者を加え、ファミリーホームへの委託児童が特定教育・保育施設等を利用する場合の利用者負額を0円とするものであります。

施行期日は、交付の日から施行し、令和3年4月1日から適用するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第8、議案第54号　浪江町下水道条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第54号　浪江町下水道条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町公共下水道事業会計の合理化等のため、使用料に関する規定について所要の改正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君）　議案第54号資料によりご説明いたします。

1ページを御覧ください。

浪江町下水道事業では、震災後の人ロ減少や居住地域の変動、施設・管路の変更時期の到来により、施設設備の統廃合を計画し、また事業経営においては、経費節減、広域化、共同化に取り組んでおります。今回の改正はその一つであります。

改正内容になりますが、下水道条例により、使用月と使用料の徴収方法について定めておりまして、現在は、全下水道区域について毎月検針し請求しております。それを、隔月、2カ月に1回検針し請求することに変更するものです。

この改正によりまして、郵送料、印刷代等で年間約189万円の経費削減を見込んでおりまして、今後の人口増加により削減額はさらに大きくなります。

2ページからは新旧対照表になります。後ほどご確認いただければと思います。

1ページに戻りまして、最後、この条例は、令和4年1月1日から施行するものです。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第9、議案第55号　浪江町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第55号　浪江町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町農業集落排水事業会計の合理化等のため、使用料に関する規定について所要の改正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君）　議案第55号資料によりご説明いたします。

1ページを御覧ください。

浪江町農業集落排水事業におきましても、震災後の人ロ減少や居住地域の変動、施設・管路の更新時期の到来により、施設設備の統廃合を計画しており、また事業経営においても経費節減や広域化、共同化に取り組んでおります。今回の改正はその一つであります。

改正内容になりますが、この条例は、使用月と使用料の徴収方法について定めておりまして、現在は、全区域について毎月検針し請求しております。それを、隔月、2カ月に1回検針し請求することに変更するものです。

この改正により経費削減を見込んでおりまして、年間約13万円を見込んでおります。今後の人口増加により削減額はさらに大きくなります。

2ページからは新旧対照表になります。後ほどご確認いただければと思います。

1ページに戻りまして、最後に、この条例は、令和4年1月1日から施行するものです。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第10、議案第56号　浪江町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第56号　浪江町水道事業給水条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町水道事業会計の合理化等のため、料金及び手数料に関する規定について所要の改正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君）　議案第56号資料によりご説明いたします。

1ページを御覧ください。

浪江町水道事業では、3月定例会全員協議会においてご説明しましたとおり、再生加速化交付金等を利用した施設の統廃合や経費節減のための合理化を推進しております。

今回の条例改正はその中の一つであり、主な内容は、給水条例第28条と32条については、料金の算定と徴収方法について定めておりまして、現在は全給水区域について毎月検針し請求をしております。それを隔月検針し請求することに変更するものです。この改正によりまして、郵送料、印刷代等で年間約310万円の経費削減を見込んでおりまして、今後の人口増加により削減額はさらに大きくなります。

次に、第33条では、手数料について定めておりまして、現在、新設、改造、撤去、検査の4つの項目があったところを審査と検査の2つとするものです。施設、消火栓、使用立ち合い手数料については、周辺自治体の実態等を踏まえ、浪江町水道事業においてもサービス向上のため削除するものです。道路占用許可申請取扱い手数料については、指定給水装置工事事業者等が直接道路管理者と協議を行うことにより、申請者の費用及び事務負担の軽減ができるよう削

除するものです。

2ページからは新旧対照表になります。後ほどご確認いただければと思います。

1ページに戻りまして、最後に、この条例は、令和4年1月1日から施行するものです。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第11、議案第57号　浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第57号　浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町立学校において、今後、児童生徒数の急激な増加が見込めないことから、現在休校中の町立学校を閉校するため、所要の改正をするものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君）　それでは、議案第57号資料によりご説明申し上げます。

改正の内容でございますが、休校中であります津島小学校、津島中学校の閉校に伴い、浪江町立小学校及び中学校の名称及び位置を削る改正を行うものであります。

施行期日は、公布の日から施行するというものでございます。

資料下段が新旧対照表になってございます。別表中の津島小学校、津島中学校の名称、位置の削除をするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第12、議案第58号　浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第58号　浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町立学校において、今後、児童生徒数の急激な増加が見込めないことから、現在休業中の町立学校給食共同調理場を廃止するため、所要の改正をするものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君）　それでは、議案第58号資料によりご説明い

いたします。

改正内容でございますが、現在休業中の津島地区学校給食共同調理場の廃止に伴い、浪江町立学校給食共同調理場の名称及び位置を削る改正を行うものであります。

施行期日は公布の日から施行するというものであります。

資料下段が新旧対照表になってございます。別表中の津島地区学校給食共同調理場の名称、位置の削除をするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第13、議案第59号　浪江町保育所条例の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第59号　浪江町保育所条例の廃止についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災により休所状態となっていた津島保育所を廃止することに伴い、本条例を廃止するものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君）　議案第59号資料に基づきご説明申し上げます。

主な内容でございますが、（1）浪江町保育所条例の廃止、（2）浪江町公の施設の使用に関する条例の一部改正としまして、浪江町保育所条例の廃止に伴い、関連する浪江町公の施設の使用に関する条例について、附則により保育所の記述を削除するという改正を行うものでございます。

施行期日は公布の日から施行するというものでございます。

資料2ページをお開きください。浪江町公の施設の使用に関する条例の新旧対照表でございますが、第2条第1号の「保育所」を削り、以下を繰り上げるものであります。また、別表中の保育所の部分も同じく削るものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第14、議案第60号　工事請負契約の締結について（浪江地区公共施設新築工事（建築））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第60号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江地区公共施設新築工事（建築）について、地方自治

法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聰と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） ご説明いたします。

議案書を御覧ください。

1、契約の目的、浪江地区公共施設新築工事（建築）

2、施工箇所、浪江町大字川添字南大坂地内

3、契約の方法、指名競争入札

4、契約金額、1億5,620万円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額1,420万円）

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聰

6、工期、議会の議決を得た日から令和4年3月31日までとなります。

次に、議案資料1を御覧ください。

1枚目は、施設等の配置図になります。こちら旧浪江中学校のスポーツセンター跡地に整備を行うものです。赤枠で囲んだ部分が全体の敷地として、防災コミュニティセンター、消防車庫のほか駐車場を含めた外構の整備を行うものです。

右下の表を御覧ください。

工事概要ですが、防災コミュニティセンターは木造1階建て、326.6平方メートル、主なものとしましては集会室が2つ、和室、備蓄倉庫等で、平時は住民の方々の集会施設等として使用しますが、災害時には避難所としても活用することになります。次に、消防車庫は木造1階建て、63.34平方メートル、駐車場は50台分で、敷地全体としての面積は3,057.29平方メートルとなります。

そのほか、2枚目には防災コミュニティセンターの平面図、3枚目には立面図、4枚目には消防車庫の立面図、平面図。

議案資料2としまして、入札の執行結果表を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第61号 工事請負契約の締結について（浪江地区公共施設新築工事（機械設備））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第61号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江地区公共施設新築工事（機械設備）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社ナミエ設備、代表取締役、鈴木貞夫と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） ご説明いたします。

議案書を御覧ください。

- 1、契約の目的、浪江地区公共施設新築工事（機械設備）
- 2、施工箇所、浪江町大字川添字南大坂地内
- 3、契約の方法、指名競争入札
- 4、契約金額、6,380万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額580万円）
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字酒田字東3丁目17番地2、株式会社ナミエ設備、代表取締役、鈴木貞夫
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和4年3月31日までとなります。

次に、議案資料1を御覧ください。

1枚目は、施設等の配置図です。

右下を御覧ください。

本件は、議案第60号の浪江地区公共施設新築工事に係る機械設備工事で、防災コミュニティセンターに空気調和設備、換気設備、給排水衛生設備、給湯設備及び消火設備、消防車庫に給排水衛生設備、屋外には災害時の断水にも対応できるよう地上式貯水槽及び消火設備の整備を行うものです。

なお、2枚目には防災コミュニティセンターの空気調和設備、3枚目には換気設備、4枚目には給排水衛生設備、5枚目には消防車庫の給排水衛生設備、6枚目には地上式貯水槽の図面。

議案資料2としまして、入札の執行結果表を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第62号 工事請負契約の締結について（つしま活性化センター改修工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第52号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、つしま活性化センター改修工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの議案の番号を読み違えまして、正しくは議案第62号の間違いでございました。訂正してお詫び申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書により説明いたします。

- 1、契約の目的、つしま活性化センター改修工事
  - 2、施工箇所、浪江町大字下津島字松木山地内
  - 3、契約の方法、指名競争入札
  - 4、契約金額、1億4,410万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,310万円）
  - 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶
  - 6、工期、議会の議決を得た日から令和4年3月25日
- 議案資料1で説明いたします。

議案資料1は、配置図及び改修対象施設の平面図となります。本工事は、特定復興再生拠点区域に位置づけられている津島地区において、拠点施設となるつしま活性化センター及び直売所について、帰還町民等の交流の場、将来的な支所機能としての活用を目的とした改修工事となります。

今回の工種については、建築工事、電気設備工事、機械設備工事となります。工事内容と数量について表に整理しております。

主なものとして、建築工事については、屋根の塗り替え、外壁塗装吹き付け、アルミ製建具取替え、ふすまや障子の張り替え、床ワックス仕上げ、天井のクリーニングとなっております。

次に、電気設備工事については、照明器具、誘導灯、火災報知器、街灯の交換、テレビ共聴設備の設置となっております。

機械設備工事については、事務室等の空調機の交換や水回り等の

衛生部品の交換、床暖房ボイラーの交換となっております。

直売所についても、つしま活性化センターと同様に屋根や外壁の改修、照明器具交換のほか空調設備の設置、プロワー機器の修繕を含んでおります。

1枚おめくりください。

つしま活性化センターの平面図となっております。赤いエリアについては、今回の改修箇所となっております。青いエリアについては、今回改修対象外の箇所となります。この青いエリアについては、震災以前は企業組合等により地場産品を活用した食品加工施設として利用されておりました。現時点では、利用方法が定まっていないため復旧を見送りましたが、今後、活用方法が具体化した場合には、施設復旧について検討してまいります。

もう1枚おめくりください。

直売所の平面図となります。前ページと同様に、赤いエリアについて今回改修箇所となっております。

議案資料2を御覧ください。

入札の執行状況が記載されております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第17、議案第63号　工事請負契約の締結について（上ノ原ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第63号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、上ノ原ため池環境保全整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北土木株式会社、代表取締役、鈴木仁根と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、上ノ原ため池環境保全整備工事
- 2、施工箇所、浪江町大字川添字中上ノ原地内
- 3、契約の方法、指名競争入札
- 4、契約金額、5,775万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額525万円）
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120

番地 1、東北土木株式会社、代表取締役、鈴木仁根  
6、工期、議会の議決を得た日から令和 4 年 5 月 31 日  
次に、議案資料 1 を御覧ください。

本工事は、農業用ため池の管理を行う農業者の被ばくを防止する目的で、放射性セシウム濃度が 8,000 ベクレル・パー・キログラムを超える底質の除去を行うものです。黄色の範囲が 25 センチメートル、緑色の範囲が 15 センチメートルのバックホーによる直接掘削となります。面積は 5,856 平方メートルです。また、当該ため池の事前調査による放射性物質濃度は、図に示したとおりです。

次に、議案資料 2 を御覧ください。

入札状況が記載されております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第 18、議案第 64 号　工事請負契約の締結について（堤上ため池環境保全整備工事）を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（吉田数博君）　議案第 64 号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、堤上ため池環境保全整備工事について、地方自治法第 234 条第 1 項の規定による指名競争入札により落札者となった豊工業株式会社、代表取締役、岩野廣秀と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、堤上ため池環境保全整備工事
- 2、施工箇所、浪江町大字末森字堤ノ上地内
- 3、契約の方法、指名競争入札
- 4、契約金額、2 億 6,950 万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,450 万円）
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字樋渡字土渕 2 番地 3、豊工業株式会社、代表取締役、岩野廣秀
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和 4 年 10 月 28 日

次に、議案資料 1 及び 2 により説明いたします。

本工事は、農業用ため池の管理を行う農業者の被ばくを防止する目的で、放射性セシウム濃度が 8,000 ベクレル・パー・キログラムを超える底質の除去を行うものです。

当該ため池は、親子ため池で、上流側が堤上第1ため池、下流側が堤上第2ため池となります。

議案資料1を御覧ください。

堤上第1ため池の平面図となります。黄色の範囲が30センチメートル、緑色の範囲が25センチメートルのバックホーによる直接掘削となります。面積は8,640平方メートルです。

次に、議案資料2を御覧ください。

堤上第2ため池の平面図となります。第2ため池については、ポンプ浚渫と直接掘削の混合施工となります。黄色の範囲が台船によるポンプ浚渫施工で、30センチメートルの浚渫深となります。緑色の範囲が15センチメートル浚渫のバックホーによる直接掘削となります。施工面積は7,320平方メートルです。

なお、第1、第2ため池の事前調査による放射性物質濃度は、図に示したとおりでございます。

次に、議案資料3を御覧ください。

入札状況が記載されております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第19、議案第65号　工事請負契約の締結について（菅原橋橋梁災害復旧工事（下部工））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第65号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、菅原橋橋梁災害復旧工事（下部工）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君）　それでは、議案書により説明をいたします。

- 1、契約の目的、菅原橋橋梁災害復旧工事（下部工）
- 2、施工箇所、浪江町大字井手字下川原地内
- 3、契約の方法、指名競争入札
- 4、契約金額、5億7,200万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5,200万円）
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶

6、工期、議会の議決を得た日から令和5年5月31日までです。  
続いて、議案資料1を御覧ください。

橋梁の一般図です。本工事は、令和元年発生台風19号により被害を受けました。高瀬川の井手地区に架かる菅原橋の災害復旧工事です。被災を受けました古い橋の撤去と新しい橋の下部工を造る工事です。

左上の側面図を御覧ください。

橋の上流から見た図面です。左が左岸、右が右岸です。今回復旧の橋の長さは、上から2本目の線の中央に記載されております。橋長46.3メートルです。図面の赤いところが今回の工事、下部工の表示で、緑色のところが上部工で、今後の工事の表示です。左側の橋の基礎がA1橋台、右側の橋の基礎がA2橋台、中央の表示がP1橋脚です。

工事概要を御覧ください。

上3行が橋台2基、橋脚1基の表示です。

続いて、法覆護岸工、左岸護岸75.5平方メートル、法覆護岸工、右岸護岸39.7平方メートル、根固め工28袋、上部工撤去工一式、下部工撤去工一式、仮設工一式です。

資料を1枚おめくりください。

上部工を撤去するための仮設の仮桟橋の図面です。仮桟橋を設置し、大型クレーンを使いまして流された古い橋げたを撤去いたします。

続いて、資料2を御覧ください。

入札の結果表です。後ほど御覧ください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第20、議案第66号　工事請負契約の締結について（丈六公園整備工事　その2）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第66号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、丈六公園整備工事その2について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、議案書により説明をいたします。

- 1、契約の目的、丈六公園整備工事その2
- 2、施工箇所、浪江町大字高瀬字丈六地内
- 3、契約の方法、指名競争入札
- 4、契約金額、3億2,780万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,980万円）

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶

6、工期、議会の議決を得た日から令和4年3月31日までです。

資料1を御覧ください。

全体計画平面図です。ピンク色で着色した範囲が本年度の工事範囲になっております。緑色で着色した範囲は昨年度の工事範囲です。左下の数字を御覧ください。本年度の施工面積が記載されております。本年度の施工面積は1万7,950平方メートルであります。

本工事は、主に中央の遊戯広場、多目的広場、園内道路等の工事をいたします。

資料2を御覧ください。

施設平面図（1）です。これ以降の図面には、工事の工種、数量がピンク色で記載されております。こちらは、主に新しく設置する遊具、柵などの施設の図面です。図面中央に複合遊具の表示があり、左上側にイメージ図を載せてあります。遊具の隣に防災四阿を設置し、そこから上に多目的広場を整備いたします。

資料3を御覧ください。

資料2の続きの図面です。多目的広場の続きで、ネットくぐりやローラー滑り台を設置いたします。園内道路を挟みまして、展望台へ続く階段が続きます。

資料3の右側の表を御覧ください。

工事概要です。擁壁工、L型擁壁32メートル、コンクリートブロック積み428.8平方メートル、側溝工618.6メートル、以下舗装工等代表的な工種と数量を記載しております。中段に遊具類としまして複合遊具、ローラー滑り台、ネットくぐり、ウッドデッキ遊具、はしご渡り、各1基ずつ整備をいたします。また、四阿は、六角四阿を2棟、防災四阿を1棟整備いたします。詳しくは後ほどご確認ください。

続いて、資料4、5は、園路広場設備工平面図です。境界ブロックや舗装工などが記載されております。

資料の6、7、8は、植栽平面図です。資料8に植栽の数量を記載しておりますので、こちらもご確認ください。

資料9は、入札の執行結果表です。後ほどご確認願います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第21、議案第67号　工事請負契約の締結について（先人の丘整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第67号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、先人の丘整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社、代表取締役社長、横山佳弘と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君）　それでは、議案書により説明をいたします。

1、契約の目的、先人の丘整備工事

2、施工箇所、浪江町大字請戸字大師堂地内

3、契約の方法、指名競争入札

4、契約金額、1億9,800万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,800万円）

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地

2、横山建設株式会社、代表取締役社長、横山佳弘

6、工期、議会の議決を得た日から令和4年3月31日です。

続いて、議案資料1を御覧ください。

平面図とイメージ図です。本工事は、旧請戸共同墓地を先人の丘として整備する工事です。旧請戸共同墓地は、東日本大震災による津波の影響で墓石等が流出しました。流出した墓石等は、瓦礫の片づけの際に敷地内に戻された状態になっております。利用者の方は、既にお墓を本墓地以外に移されております。工事については、資料の右下のイメージ図のような整備をいたします。

施設計画平面図を御覧ください。左側が北になります。敷地と隣接する西側の道路は、請戸地区に整備されました水産加工団地の東側の道路、町道北久保長田坊線です。平面図で南側の灰色のところが駐車場です。駐車場の中央から北側に向かって進みますと、円で示したところがいこいの広場です。右上に丸いサークルベンチを置きまして、休憩ができるようにいたします。このいこいの広場から敷地を周遊するように約2メートルの外周園路を配置いたします。

外周園路の中、図面の左中央の濃淡の線で示したところに墓地内にあります墓石等を集め、土で覆いまして丘の形状にいたします。丘の大きさは、直径が40メートル、中央の薄い線のところは頂上の10メートルを平らにいたします。平らな面の高さは、現在地盤から約5メートルの高さになります。図面中央いこいの広場の近くに赤い点線で示した四角の表示は、遺骨が出た場合に保管いたします合葬墓であります。

右側の工事概要を御覧ください。土砂掘削運搬3,628.2立方メートル、石関遺骨除去2,176.9立方メートル。こちらにつきましては、まだ遺骨が残っている可能性もありますので、探しながら作業を行います。張芝2,373.7平方メートル、U型側溝324メートル、アスファルト舗装駐車場838.8平米、アスファルト舗装歩道908.5平米、砂利敷き2,755.1平方メートル、石碑移設37基。なお、石碑の移設については、請戸地区内の記念碑等を敷地内に設置をいたします。

資料2を御覧ください。

入札の結果表ですので、後ほどご確認ください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第22、議案第68号　工事請負契約の締結について（地域公共施設外構整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第68号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、地域公共施設外構整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君）　それでは、議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、地域公共施設外構整備工事
- 2、施工箇所、浪江町大字権現堂字矢沢町地内
- 3、契約の方法、指名競争入札
- 4、契約金額、2億3,650万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,150万円）
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶

6、工期、議会の議決を得た日から令和4年3月31日までとなってございます。

次に、議案資料1を御覧ください。

本工事で整備するのは、図面で赤枠で囲っている箇所内の外構工事となってございます。

続いて、議案資料2を御覧ください。

工事の内容につきましては、右の表に施設ごとの内容を掲載しております。施設全体で101台の駐車場の整備、それから排水用側溝などの整備、またメッシュフェンスを敷地周りに設置をいたします。基本的に自動車が乗り入れする通路、駐車場部分は、アスファルト舗装車道施工となってございます。歩行者などが利用する通路などにつきましては、透水性コンクリート舗装施工としております。

また、図面上側のまちづくり支援施設の旧コスモス保育園の園庭であった部分については、人工芝工になってございます。

また、図面中央の駐車場部分の介護関連施設入口付近には、緑地帯を設けて、芝生張りまた四阿を設置することとなっております。

資料3につきましては、入札の執行結果表になってございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第23、議案第69号　工事請負契約の締結について（運動公園倉庫トイレ新築工事（建築））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第69号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、運動公園倉庫トイレ新築工事（建築）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聰と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君）　それでは、議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、運動公園倉庫トイレ新築工事（建築）
- 2、施工箇所、浪江町大字権現堂字矢沢町地内
- 3、契約の方法、指名競争入札
- 4、契約金額、7,700万円（うち取引に係る消費税及び地方消費

税の額700万円)

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聰

6、工期、議会の議決を得た日から令和4年3月31日までとなつてございます。

次に、議案資料1を御覧ください。

本工事で整備する施設の設置場所につきましては、運動公園の北側、資料の中で赤で色染めをしている部分でございます。

続いて、議案資料2を御覧ください。

施設の立面・平面図となってございます。構造につきましては、木造1階建てでございます。南側立面図を御覧ください。グラウンド側から、南側から倉庫トイレの出入口ということになってございます。下段の平面図を御覧ください。20平方メートルの倉庫が2室、隣に女子トイレ、便器が4基ございます。男子トイレは小便器3、大便器2、一番右側に多目的トイレとなってございます。

資料3につきましては、入札の執行結果表になってございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第24、議案第70号　物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付軽積載車購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第70号　物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、小型動力ポンプ付軽積載車購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社磐水社、代表取締役社長、渡辺守弥と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　総務課長。

○総務課長（横山秀樹君）　ご説明いたします。

議案書を御覧ください。

- 1、契約の目的、小型動力ポンプ付軽積載車購入
- 2、納入場所、浪江町大字幾世橋字六反田地内
- 3、契約の方法、指名競争入札
- 4、契約金額、1,122万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額102万円）
- 5、契約の相手方、福島県いわき市平字古鍛冶町4番地、株式会

社磐水社、代表取締役社長、渡辺守弥

6、納期、議会の議決を得た日から令和4年3月31日までとなります。

次に、議案資料1を御覧ください。

車両は、1、車両の概要にありますとおり、ベース車両はデッキバンタイプ、排気量660cc、乗車定員6名。ポンプにつきましては、2、小型動力ポンプ概要にありますとおり、性能が規格省令に定めるB-3級以上、セルスター式のものでございます。購入台数は2台で、配備先は第1分団と第5分団になります。

なお、議案資料2としまして、入札の執行結果表を添えてありますので、参考にしていただきたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第25、議案第71号　物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-1型）購入）を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第71号　物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、消防ポンプ自動車購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東部産業株式会社自動車部、代表取締役、菊池一隆と契約するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　総務課長。

○総務課長（横山秀樹君）　大変申し訳ありません。議案第71号の詳細説明の前に、議案第70号の説明のほうで訂正をさせていただきたいと思います。

議案資料1につきまして、この中で、私、車両の概要を乗車定員6名と申し上げたかと思いますが、4名の誤りでございますので、訂正させていただきたいと思います。

続きまして、議案第71号についてご説明いたします。

議案書を御覧ください。

- 1、契約の目的、消防ポンプ自動車（CD-1型）購入
- 2、納入場所、浪江町大字幾世橋字六反田地内
- 3、契約の方法、指名競争入札
- 4、契約金額、2,035万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額185万円）

5、契約の相手方、福島県いわき市内郷綴町金谷15番地4、東部産業株式会社自動車部、代表取締役、菊池一隆

6、納期、議会の議決を得た日から令和4年3月31日までとなります。

続きまして、議案資料1を御覧ください。

ベース車両は、1、車両の概要にありますとおり、消防専用車両3トン、排気量約4,000cc、乗車定員6名、主ポンプは、2、ポンプ概要にありますとおり、型式が高圧2段バランスタービンポンプ、性能が規格省令に定めるA-2級以上のものになります。配備先は第4分団になります。

なお、議案資料2としまして、入札の執行結果表を添えてありますので、参考にしてください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第26、議案第72号　物品購入契約の締結について（浪江町乾燥調製貯蔵施設用パレット購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第72号　物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江町乾燥調製貯蔵施設用パレット購入について、地方自治法第234条第1項の規定による制限付き一般競争入札により落札者となったトヨタエルアンドエフ福島株式会社、代表取締役、阿部賢輔と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　それでは、議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、浪江町乾燥調製貯蔵施設用パレット購入
- 2、納入場所、浪江町大字苅宿地内及び大字棚塙地内
- 3、契約の方法、制限付き一般競争入札
- 4、契約金額、1,067万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額97万円）
- 5、契約の相手方、福島県郡山市字外河原8番地3、トヨタエルアンドエフ福島株式会社、代表取締役、阿部賢輔
- 6、納期、議会の議決を得た日から令和3年8月30日

次に、議案資料1を御覧ください。

事業概要ですが、乾燥調製貯蔵施設運営に必要な米低温倉庫用パレットを購入するものです。パレットの概要といたしましては、寸法、縦1,250ミリメートル、横1,250ミリメートル、高さ150ミリメートル。材質、低発砲ポリプロピレン。重量、32.3キログラム。タイプ、両面二方差し仕様タイプ。差込口寸法、幅250ミリメートル、高さ80ミリメートル、中央けた幅400ミリメートル。対積載物、滑り止めテープ両面50ミリメートル幅を6本設置。対フォーク差し箇所、両面10カ所設置。水抜き穴、両面デッキ面に10パイの穴を168カ所。

納品場所として、400枚を大字荔宿の丸BIN式乾燥調製貯蔵施設、350枚を大字棚塩のラック式乾燥調製貯蔵施設。数量に差があるのは、低温倉庫の棚の数が両施設で違うためです。

また、資料2として、入札の執行状況が記載されております。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第27、議案第73号　物品購入契約の締結について（浪江町乾燥調製貯蔵施設用フォークリフト・ホイルローダー購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第73号　物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江町乾燥調製貯蔵施設用フォークリフト・ホイルローダー購入について、地方自治法第234条第1項の規定による制限付き一般競争入札により落札者となった福島小松フォークリフト株式会社、代表取締役、四家英彦と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　それでは、議案書によりご説明します。

- 1、契約の目的、浪江町乾燥調製貯蔵施設用フォークリフト・ホイルローダー購入
- 2、納入場所、浪江町大字荔宿地内及び大字棚塩地内
- 3、契約の方法、制限付き一般競争入札
- 4、契約金額、1,782万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額162万円）
- 5、契約の相手方、福島県郡山市日和田町高倉字大口原18番地90、

福島小松フォークリフト株式会社、代表取締役、四家英彦

6、納期、議会の議決を得た日から令和3年8月30日

次に、議案資料1を御覧ください。

浪江町乾燥調製貯蔵施設運営に必要な回転式フォークリフト、ハイマスト式フォークリフト、ホイルローダーを購入します。

丸BIN式乾燥調製貯蔵施設荅宿地区においては、回転式フォークリフトを1台、2段マストのハイマスト式フォークリフトを2台、ホイルローダーを1台導入するものです。

ラック式乾燥調製貯蔵施設棚塩地区においては、回転式フォークリフトを1台、3段マストのハイマスト式フォークリフトを2台、ホイルローダーを1台導入するものです。

次に、議案資料2を御覧ください。

今回導入するそれぞれの品目の仕様についてご説明いたします。

1、回転式フォークリフト。数量2台、最大荷重2,500キログラム、最大揚高3メートル、フォーク長1.07メートル、全幅1.15メートル、全高2.11メートル。用途としては、搬入車両からの糸、鉄コンテナに格納の積み下ろし作業や乾燥施設への荷受け口への糸の投入作業、回転させて投入に使用します。

2、ハイマスト式フォークリフト、2段マスト仕様。数量2台、最大荷重2,500キロキログラム、最大揚高時の最大荷重2,150キロキログラム、最大揚高4.3メートル、フォーク長1.07メートル、全幅1.15メートル、全高2.11メートル。用途としては、玄米の入った紙袋及びフレコンバッグを積載したパレットの移動作業や低温倉庫内における玄米積載パレットの搬出入作業に使用します。こちらの車両は、荅宿地区の丸BIN式乾燥調製貯蔵施設で使用します。

3、ハイマスト式フォークリフト、3段マスト仕様。数量2台、最大荷重2,500キロキログラム、最大揚高時の最大荷重1,600キロキログラム、最大揚高5.5メートル、フォーク長1.07メートル、全幅1.09メートル、全高2.06メートル。用途としては、玄米の入った紙袋及びフレコンバッグを積載したパレットの移動作業や低温倉庫内における玄米積載パレットの搬出入作業に使用します。こちらの車両は、棚塩地区のラック式乾燥調製貯蔵施設で使用します。棚塩地区の搬出入作業は、荅宿地区よりも高い位置まで必要でございますので、3段マスト仕様となってございます。

続きまして、4番、ホイルローダー。数量2台、バケット容量0.6立方メートル、全長4.44メートル、全幅・バケット幅1.69メートル、全高2.54メートル。用途としては、糸の受入れ時に発生するわらくずやほこり等を乾燥施設に付随する湿式集塵機から積み込み、

敷地内の堆積場まで運搬する際に使用します。

資料3に入札の執行状況が記載されております。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第28、議案第74号　工事請負契約の変更について（聖沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第74号　工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、聖沢ため池環境保全整備工事について、契約変更を行うものであります。現在の契約金額は8,519万2,800円ですが、1,639万3,300円を減額し、6,879万9,500円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、聖沢ため池環境保全整備工事

2、施工箇所、浪江町大字川添字聖沢地内

3、契約の方法、指名競争入札

4、契約金額、変更前8,519万2,800円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額774万4,800円）、変更後6,879万9,500円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額625万4,500円）

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字牛渡字北荒神13番地

1、酒井工業株式会社浪江営業所、浪江営業所長、但野佳弘

6、工期、令和2年7月22日から令和3年7月30日

次に、議案資料を御覧ください。

変更の理由でございます。耐候性大型土のうについて施工実績により数量を減します。また、ため池敷へ重機を進入させるため、底質を固化させた後に敷き鉄板を敷設する計画としておりましたが、地下水対策を実施したことにより、ため池上流範囲では想定以上に底質の乾燥が進み、固化剤を用いての底質を固化しなくとも敷き鉄板の敷設が可能となったため、固化剤の数量を減といたします。

変更内容については、1）、施工実績による耐候性大型土のうが217袋の減、2）、仮設工としてバックホー攪拌混合1,069立方メートルの減及び固化剤散布157トンの減となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第29、議案第75号　工事請負契約の変更について（春卯野ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第75号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、春卯野ため池環境保全整備工事について、契約変更を行うものであります。現在の契約金額は2億1,829万3,900円ですが、287万4,300円を減額し、2億1,541万9,600円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書により説明いたします。

- 1、契約の目的、春卯野ため池環境保全整備工事
- 2、施工箇所、浪江町大字立野字春卯野地内
- 3、契約の方法、指名競争入札
- 4、契約金額、変更前2億1,829万3,900円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,984万4,900円）、変更後2億1,541万9,600円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,958万3,600円）
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聰
- 6、工期、令和2年6月17日から令和3年7月30日

次に、議案資料を御覧ください。

変更の理由でございます。無機系凝集剤、耐候性大型土のうについて、施工実績により数量を減いたします。内訳については、施工実績により無機系凝集剤1,170キロの減及び耐候性大型土のう39袋の減となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第30、議案第76号 土地の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第76号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、室原地区防災拠点整備事業に伴い、その用地を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 議案書により説明いたします。

- 1、取得の目的、室原地区防災拠点整備事業
  - 2、取得する土地、別紙にありますが、室原地区防災拠点整備事業取得明細書、別紙のほうを御覧ください。こちらのとおり、福島県双葉郡浪江町大字室原字八龍内23番地ほか4筆、登記地目は田、面積合計が9,075平米となります。
- 議案書本文のほうにお戻りください。
- 3、取得予定価格、1,270万5,000円
  - 4、取得の方法、売買契約
  - 5、取得の相手方、福島県双葉郡浪江町大字室原字八龍内39番地、吉田敏明になります。

次に、議案資料1を御覧ください。

土地取得予定箇所を表示した位置図になります。赤枠の部分が全体の整備用地として、このうち黄色で染まった部分が本件議案による取得用地となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第31、議案第77号　和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第77号　和解についてご説明いたします。

本案は、福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償を求める調停の申し立てについて、原子力損害賠償紛争解決センターから和解案の提示があったことから、同和解案に基づき相手方と和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　企画財政課長。

○企画財政課長（西　健一君）　では、議案書によりご説明申し上げます。

1、和解する相手方の住所及び氏名、東京都千代田区内幸町1丁目1番3号、東京電力ホールディングス株式会社、代表執行役社長、小早川智明

2、事件の概要、町は、平成31年3月28日に請求した町が所有する建物の価値の喪失または減少等に関する損害の請求のうち、相手方が一部支払いに合意した額等控除すべき額を除いた額及び申し立てに係る代理人に要する費用を支払うよう原子力損害賠償紛争解決センターに調停を求め、同センターから和解案の提示があったものでございます。

3、和解の内容、（1）相手方は、町に対し損害賠償金66億3,409万8,451円の支払い義務を有する。（2）相手方は、町に対し上記の金額から仮払金15億円を控除した51億3,409万8,451円を支払う。（3）本和解に関する手続費用は各自の負担とする。

次に、資料1に和解契約書案及びその別紙として施設の一覧表をお付けしております。

次に、資料2を御覧ください。

資料2では、弁護士からの意見書をお付けしております。冒頭の第1のところに結論がございまして、和解案に異議はないとのご意見をいただいております。下から4行目になりますが、申し立て時の請求額は126億4,636万2,266円でございました。

次のページを御覧ください。

下から6行目になります。損害割合については、帰還困難区域以外において東電の主張する避難指示期間について、建物の時価相当額の年6%に対して浪江町の主張が採用され、取り壊し予定の建物大半について全損扱いとなったこと、またその下ですが、賠償対象、賠償対象外について、東電が公衆用トイレ、体育館等のインフラ施設は対象外と主張したのに対しまして、対象となるとする浪江町の主張が採用され、全ての建物が対象となったことなどが和解案の主要な分析内容でございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時45分まで休憩といたします。  
(午前10時25分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。  
(午前10時45分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 日程第32、議案第78号 令和3年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第78号 令和3年度浪江町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31億774万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を275億7,674万9,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、予算書、事項別明細書によりご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款10地方交付税、補正額4億1,357万9,000円の増につきましては、福島再生加速化交付金対象事業の補助裏分に係ります震災復興特別交付税の増でございまして、主な事業としましては、ため池放射性物質対策事業、認定こども園整備事業、水道施設整備事業などでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、18億7,859万4,000円の増につきましては、主に福島再生加速化交付金帰還環境整備につきましては、主にため池放射性物質対策事業、水道施設整備事業、認定こども園整備事業などに係る交付金の増、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金につきましては、本庁舎改修工事（第3期）の補助の増、福島再生加速化交付金水産業共同利用施設復興促進につきましては、サケのふ化施設及び採捕施設等の整備事業に係る交付金の増でございます。

目3民生費国庫補助金、1,674万1,000円の増につきましては、主に新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化基金の増でございまして、低所得子育て世帯生活支援特別給付金に係る増でございます。

10ページでございます。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、5,214万9,000円の増につきましては、福島再生加速化交付金の増でございまして、認定こども園増築工事に係る増でございます。目3衛生費県補助金、1,000万円の増につきましては、脱炭素復興まちづくり推進事業補助金の増でございまして、ゼロカーボンビジョンの策定業務に係る補助の増でございます。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、財源不足対応のための財政調整基金繰入金の増でございまして、ゼロカーボンビジョン策定業務委託料、県営土地改良事業負担金、いわき出張所移転費用などの増に係る繰入れの増でございます。

目2浪江町復旧復興基金繰入金、8,588万8,000円の増につきましては、ため池放射性物質対策事業や水道施設整備事業に係ります浪江町復旧復興基金繰入金の増でございます。

目7浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金、5億2,513万8,000円

の増につきましては、浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金の増でございますして、ため池放射性物質対策事業や水道施設整備事業に係る繰入れの増でございます。

目 9 公公用施設維持基金繰入金、5,200万円の増につきましては、本庁舎改修工事（第3期）に係る増でございます。

続きまして、12ページからは歳出でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費、1億400万円の増につきましては、本庁舎改修工事（第3期）に係る増でございます。

目 7 企画費、20億6,947万2,000円の増につきましては、主に節24積立金の増でございまして、主に浪江町帰還環境整備交付金基金の積立ての増でございまして、主な事業としましては、ため池放射性物質対策事業、水道施設整備事業などでございます。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 5 認定こども園費、1億5,512万2,000円の増につきましては、主に節14工事請負費の認定こども園建築工事の増でございます。

目 6 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、1,654万1,000円の増につきましては、次のページになりますが、主に節18負担金補助及び交付金の低所得子育て世帯に支給する子育て世帯生活支援特別給付金の増でございます。

款 4 衛生費、項 3 上水道費、目 1 上水道費、3億5,038万5,000円の増につきましては、主に節18負担金補助及び交付金の上水道事業補助金の増でございまして、小野田取水場建築工事に係るものでございます。

項 4 環境保全費、目 1 ゼロカーボン推進費、3,000万円の増につきましては、ゼロカーボンビジョン策定業務委託料の増でございます。

款 6 農林水産業費、項 2 農業土木費、目 1 農地保全管理費、2億8,061万7,000円の増につきましては、ため池放射性物質対策工事の増でございます。

目 2 請戸川土地改良区水利事業促進費、1,680万円の増につきましては、浪江堰の撤去工事にかかります県営土地改良事業負担金の増でございます。

項 4 水産業費、目 1 水産振興費、5,175万7,000円の増につきましては、小野田地区に整備しますサケふ化施設及び荒井地区に整備しますサケ採捕施設に係ります用地測量及び地質調査、揚水量調査に係る増でございます。

次に、5ページにお戻りください。

第2表は、継続費の補正でございます。

まず、変更でございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、本庁舎改修工事（第3期）につきましては、検討しておりました本庁舎の省エネルギー化の工事内容が決まりましたので、総額及び年割額を記載のとおり変更するものでございます。

次に、追加でございます。

款4衛生費、項3上水道費、事業名、水道施設整備事業、小野田取水場建設から次のページになりますが、最後の事業名、山田ため池環境保全整備工事までの4事業につきましては、事業計画上、その施工等に複数年を要するため、記載のとおり新たに継続費を設定し、総額及び年割額を定めるものでございます。

次に、第3表は、地方債の変更でございます。

道路橋梁施設災害復旧事業につきましては、菅原橋の下部工の事業でございまして、令和3年度分の起債限度額を計上していたところでございますが、事業としましては3カ年の事業でございますので、起債限度額も3カ年分を計上しておく必要がございますので、限度額を記載のとおり変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第33、議案第79号　令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第79号　令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億1,280万7,000円とするものであります。

詳細については、健康保健課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　健康保健課長。

○健康保健課長（掃部関　久君）　それでは、予算書、事項別明細書により説明いたします。

まず初めに、歳入についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、52万円の増。これは、国民健康保険被保険者の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に要した費用の全額を県が特別調整交付金

として交付するものです。

次に、7ページを御覧願います。

款2保険給付費、項6傷病手当金、目1傷病手当金、52万円の増。これは、国民健康保険被保険者で給与の支払いを受けていた者が新型コロナウイルス感染症により療養し、労務に服することができない場合に支給する傷病手当金です。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 訂正をお願いいたします。

先ほど、提案理由の説明の中で、歳入歳出予算の総額を正しくは35億1,280万7,000円とするものを誤って表現をさせてしました。正しくは35億1,280万7,000円でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第34、議案第80号 令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第80号 令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億330万3,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、事項別明細書により説明いたします。

6ページをお開きください。

歳入です。

款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金、300万円の増は、今年2月13日に発生した地震により被災した下水道施設の災害復旧事業実施によるものであります。

続きまして、下、7ページを御覧ください。

歳出になります。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目4下水道災害復旧費300万円の増は、節12委託料で、同じく2月13日の地震により被害を受けた下水道管渠の災害復旧工事に係る設計委託費であります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第35、議案第81号 令和3年度浪江町水

道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第81号 令和3年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

本案は、資本的収入4億6,040万9,000円の増額、資本的支出4億7,201万5,000円の増額をするものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、補正予算説明資料によりご説明いたします。

資料の12ページをお開きください。

上の段、資本的収入になります。

款1水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債、1億3,000万円の増及び項4補助金、目1補助金、3億3,040万9,000円の増は、いずれも小野田取水場建設工事のための収入であります。

次に、下の段、資本的支出になります。

款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目3配水設備改良費、4億7,201万5,000円の増は、工事請負費4億6,500万円、委託料701万5,000円の増で、いずれも小野田取水場建設工事の事業費であります。

次に、6ページにお戻りいただきてお開きください。

継続費に関する調書であります。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、小野田取水場建設工事であります。令和3年度から令和5年度までの3ヵ年事業とし、総事業費は11億5,999万4,000円であります。3ヵ年における年割額及び事業費に対する財源内訳につきましては、記載のとおりであります。

今回の補正予算につきましては、震災後の計画による水道施設の整備等について、復興財源による交付金等を利用して実施するものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第36、同意第2号 荘野財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第2号 荘野財産区管理会委員の選任についてご説明いたします。

本案は、苅野財産区管理会委員の任期が令和3年6月28日に満了となることから、新たな苅野財産区管理会委員を選任するため、苅野財産区管理条例第2条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める苅野財産区管理会委員は、柄本勝雄氏、石井安宗氏、榎台芳寛氏、松本伸一氏、末永章氏、阿部莊司氏及び丹伊田敦氏の7名の方で、行政区より推薦がありましたので、苅野財産区管理会委員に選任したいと考えております。

議員各位のご賛同をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第37、同意第3号　津島財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　同意第3号　津島財産区管理会委員の選任についてご説明いたします。

本案は、津島財産区管理会委員の任期が令和3年6月28日に満了となることから、新たな津島財産区管理会委員を選任するため、津島財産区管理条例第2条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める津島財産区管理会委員は、佐々木保彦氏、鶴原眞三氏、石崎茂氏、今野勝彦氏、菅野一利氏、佐野富寿雄氏及び関場健治氏の7名の方で、行政区より推薦がありましたので、津島財産区管理会委員に選任いたしたいと考えております。

議員各位のご賛同をよろしくお願ひをいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第38、同意第4号　農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者等またはこれに準ずる者とすることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　同意第4号　農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者等またはこれに準ずる者とすることについてご説明いたします。

本案は、農業委員会の委員の任命に当たり、委員の過半数を認定農業者等またはこれに準ずる者とするため、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号規定により、議会の同意を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 同意4号資料により説明いたします。

今回、農業委員の改選に伴い、4月1日から4月30日まで募集を行ったところ、定数12名に対し12名の応募がありました。法律上、定数のうち過半数を認定農業者等が占めるようにしなければならないとされております。応募者のうち認定農業者の資格を有している者が6名となっており、過半数を満たしておりません。しかし、浪江町のように区域内に認定農業者が少ないなど原則どおりの委員構成が困難な場合もあることから、例外規定が設けられております。その内容は、参考として記載しております。法律施行規則第2条第1号となります。浪江町内における認定農業者の数が農業委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合において、認定農業者等または準ずる者とすることについて議会の同意が必要ということになります。

その要件に照らし合わせて得た数が96名となります。現在、町内で認定農業者数が18名となっており、これを下回っていることから、例外規定、認定農業者に準ずる者を適用することができます。

例外規定の認定農業者に準ずる者とはどういう者かと言いますと、過去に認定農業者であった者や認定農業者等の農業に従事、経営参画する親族等や認定就農者である個人などが挙げられます。

今回の候補者に、過去に認定農業者であった者、認定就農者である個人に該当する者がいることから、農業委員会の定数12名に対し、認定就農者またはこれに準ずる者を合わせると8名となり、過半数を占めることができます。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第39、同意第5号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第5号 農業委員会委員の任命についてご説明いたします。

本案は、農業委員会委員の任命が令和3年7月7日で満了になることから、新たな農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める農業委員会委員は、中野弘寿氏、小澤英之氏、原田良一氏、山本幸一郎氏、佐々木茂夫氏、柴野正男氏、神長倉正満氏、鈴木敬二郎氏、紺野宏氏、若月芳則氏、菅野富美恵氏、鈴木

幸子氏の12名の方で、長年にわたる農業経営の実績は豊富な経験及び知識等を有することから適任であり、農業委員会委員に任命したいと考えております。

議員各位のご賛同をよろしくお願ひをいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第40、報告第1号　令和2年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　報告第1号　令和2年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和2年度において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した繰越明許費に係る予算の繰越しについて、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君）　それでは、繰越明許費繰越計算書によりご説明申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、IRU光ケーブル移設事業につきましては、金額のところが繰越設定額になりますが、912万3,000円、翌年度繰越額は912万3,000円全額を翌年度へ繰り越しいたします。

以下、裏面までの合計16事業につきまして、繰越設定額合計は106億6,834万7,000円、翌年度繰越額合計は95億7,849万円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第41、報告第2号　令和2年度浪江町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　報告第2号　令和2年度浪江町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和2年度において、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定に基づき行った事故繰越しについて、同法施行令第150条第3項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、事故繰越し繰越計算書によりご説明申し上げます。

事業名、学習用タブレット購入事業につきましては、375万1,000円を翌年度へ繰越しいたします。内容は、タブレット機器購入費でございます。事故繰越しの理由としまして、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令等により、機器の製造及び物流が稼働停止し、年度内の機器納入が困難となつたためございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第42、報告第3号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第3号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和2年度において、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定に基づき行った事故繰越しについて、同法施行令第150条第3項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、浪江診療所事務長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部閑 久君） それでは、繰越計算書によりご説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、事業名、オンライン資格確認システム整備委託。こちらは、仮設津島診療所及び浪江診療所それぞれ66万円を繰越すものでございます。理由としては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令等により、機器の製造及び物流が稼働停止し、年度内の機器納入が困難となつたためです。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第43、報告第4号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第4号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和2年度において、地方自治法第213条第1項の規定

に基づき設定した繰越明許費に係る予算の繰越しについて、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、住宅水道に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、繰越計算書によりご説明いたします。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、事業名、公共下水道災害復旧事業。内容は、東日本大震災に伴う被災管渠（樋渡地区）の災害復旧事業であります。事業額は1,374万3,000円で、令和3年度への繰越額が1,374万3,000円です。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第44、報告第5号 令和2年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第5号 令和2年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和2年度における建設改良費及び営業費用の一部を、地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書きの規定に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、住宅水道に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、予算繰越計算書によりご説明いたします。

1ページをご覧ください。

款1水道事業費用、項1営業費用、事業名、荔野中継ポンプ場受水槽水位計更新工事、繰越額320万円。

続きまして、2ページを御覧ください。

款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、事業名、小野田系統配水管布設工事、繰越額6億円。事業名、国道114号石綿管布設替え工事（その1）、繰越額4,272万円。事業名、国道6号配水管推進測量設計業務委託、繰越額2,000万円。事業名、北幾世橋地区石綿管布設替え工事、繰越額7,200万円。事業名、下水道工事に伴う配水管移設工事（樋渡地区）、繰越額200万円。各事業における理由につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

---

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

質疑については、15日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

15日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれで延会します。

（午前11時17分）

令和 3 年 6 月 10 日（木曜日） 常任委員会

令和 3 年 6 月 11 日（金曜日） 常任委員会

令和 3 年 6 月 12 日（土曜日） 休 日

令和 3 年 6 月 13 日（日曜日） 休 日

令和 3 年 6 月 14 日（月曜日） 全員協議会

# 6月定例町議会

(第3号)

## 令和3年浪江町議会6月定例会

### 議事日程（第3号）

令和3年6月15日（火曜日）午前9時開議

- |       |        |                                                |
|-------|--------|------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第48号 | 浪江町税特別措置条例の一部改正について                            |
| 日程第 2 | 議案第49号 | 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正について          |
| 日程第 3 | 議案第50号 | 浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正について   |
| 日程第 4 | 議案第51号 | 浪江町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について                      |
| 日程第 5 | 議案第52号 | 浪江町手数料徴収条例の一部改正について                            |
| 日程第 6 | 議案第53号 | 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第54号 | 浪江町下水道条例の一部改正について                              |
| 日程第 8 | 議案第55号 | 浪江町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について            |
| 日程第 9 | 議案第56号 | 浪江町水道事業給水条例の一部改正について                           |
| 日程第10 | 議案第57号 | 浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正について                        |
| 日程第11 | 議案第58号 | 浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について                     |
| 日程第12 | 議案第59号 | 浪江町保育所条例の廃止について                                |
| 日程第13 | 議案第60号 | 工事請負契約の締結について（浪江地区公共施設新築工事（建築））                |
| 日程第14 | 議案第61号 | 工事請負契約の締結について（浪江地区公共施設新築工事（機械設備））              |
| 日程第15 | 議案第62号 | 工事請負契約の締結について（つしま活性化センター改修工事）                  |
| 日程第16 | 議案第63号 | 工事請負契約の締結について（上ノ原ため池環境保全整備工事）                  |
| 日程第17 | 議案第64号 | 工事請負契約の締結について（堤上ため池環境保全整備工事）                   |

日程第 1 8	議案第 6 5 号	工事請負契約の締結について（菅原橋橋梁災害復旧工事（下部工））
日程第 1 9	議案第 6 6 号	工事請負契約の締結について（丈六公園整備工事 その 2）
日程第 2 0	議案第 6 7 号	工事請負契約の締結について（先人の丘整備工事）
日程第 2 1	議案第 6 8 号	工事請負契約の締結について（地域公共施設外構整備工事）
日程第 2 2	議案第 6 9 号	工事請負契約の締結について（運動公園倉庫トイレ新築工事（建築））
日程第 2 3	議案第 7 0 号	物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付軽積載車購入）
日程第 2 4	議案第 7 1 号	物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（C D – 1 型）購入）
日程第 2 5	議案第 7 2 号	物品購入契約の締結について（浪江町乾燥調製貯蔵施設用パレット購入）
日程第 2 6	議案第 7 3 号	物品購入契約の締結について（浪江町乾燥調製貯蔵施設用フォークリフト・ホイルローダー購入）
日程第 2 7	議案第 7 4 号	工事請負契約の変更について（聖沢ため池環境保全整備工事）
日程第 2 8	議案第 7 5 号	工事請負契約の変更について（春卯野ため池環境保全整備工事）
日程第 2 9	議案第 7 6 号	土地の取得について
日程第 3 0	議案第 7 7 号	和解について

出席議員（16名）

1番	武 藤 晴 男 君	2番	紺 野 豊 君
3番	吉 田 邦 弘 君	4番	佐々木 恵 寿 君
5番	小 澤 英 之 君	6番	半 谷 夫 君
7番	紺 野 則 夫 君	8番	佐々木 正 君
9番	山 本 幸 一 郎 君	10番	高 野 武 君
11番	渡 邊 泰 彦 君	12番	松 田 孝 司 君
13番	平 本 佳 司 君	14番	佐々木 勇 治 君
15番	山 崎 博 文 君	16番	紺 野 榮 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 吉 田 長 数 博 君	副 町 佐 藤 長 良 樹 君
副 町 小 林 長 弘 典 君	教 育 筝 井 長 淳 一 君
代表監査委員 山 本 邦 一 君	総務課長 選挙管理委員会書記長 横 山 秀 樹 君
企画財政課長 西 健 一 君	産業振興課長 清 水 中 君
農林水産課長兼 農業委員会事務局長 金 山 信 一 君	住宅水道課長 木 村 順 一 君
建設課長 戸 浪 義 勝 君	教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長 蒲 原 文 崇 君
会計管理者兼 出納室長 中 野 隆 幸 君	住民課長 柴 野 一 志 君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長兼 仮設津島診療所事務長 掃部関 久 君	介護福祉課長 松 本 幸 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長  
吉田厚志君  
書記  
鎌田典太朗君

次長兼係長  
中野夕華子君

---

### ◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。  
ただいまの出席議員数は16人であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
(午前 9時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（佐々木恵寿君） ここで議会運営委員会開催のため、暫時休議します。

(午前 9時00分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午前 9時13分)

---

### ◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第48号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） おはようございます。

何点か質問したいと思います。  
第48号の資料2、主な改正の内容ということで、第4条の2もしくは第5条について、令和5年3月31日まで延長するというものであります。それは理解できます。その前段として、第4条の2の地域経済牽引事業促進区域、これはどこが該当するのか教えていただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 区域についてお答えいたします。

県のほうで促進区域として定めておりますところは、浪江町全域となっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） 町内全域だということで。そうしますと、承認地域経済牽引事業者、この事業者は町内に存在するのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 承認事業者が存在するかについてでござりますけれども、まず地域経済牽引事業の承認要件といたしまして、福島県の相双地域では4つの分野を定めてございます。1点目が、航空宇宙産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野に関わる事業、それから、2点目といたしまして、再生エネルギー関連産業やロボット関連産業等のインフラを活用した高度なものづくり分野、3点目が、ロボット産業推進協議会の知見を活用した第四次産業革命、4点目といたしまして、ロボット関連産業の技術を活用した医療関連産業分野でございます。これで分野に基づいて県の認定を受けたものについて承認事業者ということになります。今のところ承認を受けたものはゼロということで、浪江町には存在しておりません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第48号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第49号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 浪江町復興産業集積区域というふうなのは、どの部分を言われるのかお伺いします。

- 議長（佐々木恵寿君） 答弁。住民課長。
- 住民課長（柴野一志君） 浪江町の産業集積区域でございますけれども、大きく括りますと、各産業団地のことを言っております。  
以上でございます。
- 議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。
- 16番（紺野榮重君） 課税免除というふうなことによって、浪江町の税収、そういうふうなものに影響はあるのかどうかお伺いします。
- 議長（佐々木恵寿君） 住民課長。
- 住民課長（柴野一志君） 本条例に基づきまして課税免除を行った実績といたしましては、0件でございます。そういった意味では、まだ浪江町の財政に影響するようなところはございません。仮にこちらを活用して固定資産税の課税免除を行った場合については、交付税のほうにおいて一部補填をされることになっておりますので、そういった意味では大きく浪江町の税制に影響を与えるようなことはないと、こう考えております。  
以上でございます。
- 議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより議案第49号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立全員〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。  
よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第50号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第50号 浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第50号 浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第51号 浪江町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第51号 浪江町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第52号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第52号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第53号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第53号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第54号 浪江町下水道条例の

一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第54号 浪江町下水道条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第55号 浪江町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第55号 浪江町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君）　日程第9、議案第56号　浪江町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第56号　浪江町水道事業給水条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君）　日程第10、議案第57号　浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第57号　浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君）　日程第11、議案第58号　浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第58号　浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君）　日程第12、議案第59号　浪江町保育所条例の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第59号　浪江町保育所条例の廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君）　日程第13、議案第60号　工事請負契約の締結について（浪江地区公共施設新築工事（建築））を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第60号　工事請負契約の締結について（浪江地区公共施設新築工事（建築））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君）　日程第14、議案第61号　工事請負契約の締結について（浪江地区公共施設新築工事（機械設備））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第61号　工事請負契約の締結について（浪江地区公共施設新築工事（機械設備））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君）　日程第15、議案第62号　工事請負契約の締結について（つしま活性化センター改修工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木　茂君）　改修工事については問題はないと思うのですが、通行していたり津島に帰る方々が、今まで活性化センターでトイレの使用をしておりました。それで、改修工事を伴うと、活性化センター内のトイレの使用ができなくなる恐れがありまして、じゃ外にあるトイレと言っても、ちょっと和式のトイレが非常に掃除されていないものですから、使いづらいという住民の要望がございましたので、その辺を調整していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君）　答弁。農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　トイレの使用のご質問にお答えいたします。

今回活性化センター復旧工事ということで、施設全体に工事が入るものですから、トイレを使いながらの改修工事というのは難しいのが現状でございます。現在屋外トイレがございまして、多少の不便はおかけするかもしれないのですけれども、屋外トイレの使用でよろしくお願ひしたいと思います。バリアフリーのトイレの対応というところまでは、今のところ考えていないというところが現状でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君）　8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木　茂君）　分かりました。

それでは、外にあるトイレなのですが、これ多くの方々にご利用していただけるように看板の設置とか、あとはトイレの掃除、職員の方にやっていただくわけにはいかないので、現地に除染の建設会社があるようですから、委託して掃除していただくような方法を取っていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君）　ほかに。

16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君）　活性化センター改修工事に直売所も入っておりますが、これを復興にどのように生かしていかれるのか、お伺いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　直売所の改修についてのご質問にお答

えいたします。

震災前は地区の企業組合により直売所として運営されていた施設になります。今回は国の財源を使いまして、復旧ということで対応するわけですけれども、将来的には直売所の活用も視野に入れながら、当面は農業者、あとは町民に活用していただきながら、その後の活用を検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第62号 工事請負契約の締結について（つしま活性化センター改修工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第63号 工事請負契約の締結について（上ノ原ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第63号 工事請負契約の締結について（上ノ原ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。  
よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第64号 工事請負契約の締結について（堤上ため池環境保全整備工事）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより議案第64号 工事請負契約の締結について（堤上ため池環境保全整備工事）を採決します。  
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。  
よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第65号 工事請負契約の締結について（菅原橋橋梁災害復旧工事（下部工））を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより議案第65号 工事請負契約の締結について（菅原橋橋梁災害復旧工事（下部工））を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。  
よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第66号 工事請負契約の締結について（丈六公園整備工事 その2）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 2点ほど質問させていただきます。

丈六公園整備工事、その1が終わってその2に入ったわけなのですが、現在県道落合浪江線が拡幅工事に入っておりまして、非常に見晴らしがあまりよくなくて、丈六公園近辺の交通がちょっと危険な状態になっているなという印象があります。その中で、その1、その2とも両方とも共通しているのですが、県道落合線と丈六公園の接地部分の1つは草です。草が非常に今伸びていると。これが交通の妨げになっている。あとは樹木が伸びて、枝が丈六公園のほうから道路のほうに枝が伸びていて、その整備もしないとちょっと危険な状態だなというふうに感じているのですけれども、今回の工事の中で、この辺まで何とか一緒に整備していただきたいというふうに思っています。その辺のご意見を聞きたいということと、それとその1が終わった後、なかなか手入れができていなくて、やはりこの草が生えて、整備前の状況になりかかっているところがあるので、その2もそうなのですが、整備が終わった後の管理、それを今どんなふうに考えているか、ちょっと2点ほどお尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、まず1点目の県道との接点においての除草並びに樹木の整理についてですけれども、県道の拡幅も含めまして、丈六公園工事に入るわけでございますが、現状を確認させていただきまして、まず通行の支障になるものにつきましては、県と調整しまして対応させていただければと考えております。また、整備の手入れにつきましては、これまで大字高瀬地区と管理委託等について、地元でというようなことで協議はさせていただいておりますが、地域の方も区長さんはじめ大分ご高齢の方となっているというようなことの話も伺っておりますので、できるだけ部落と調整をしますけれども、今後は単独費用をもっての管理も必要ではないかと今検討しているところが現状でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今課長のお答えのとおりだと思うのですが、丈六公園の管理に関しては、もう整備する時点から地元の方に管理していただくのはかなり難しいだろうなというふうには思っていたので、ぜひやはりせっかくこの整備したのに、見晴らしが悪くて整備されているのかどうかも分からぬような状況になっているので、その辺はやはりこれだけの予算をかけて、その1、その2というふうに丈六公園の整備工事が始まっているので、ぜひ管理の面も町のほうでいろいろな策を考えていただきたいと思います。要望です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第66号 工事請負契約の締結について（丈六公園整備工事 その2）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第67号 工事請負契約の締結について（先人の丘整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 先人の丘整備工事というふうなことで、請戸地区の方々の墓所のところにこれを埋立てて、先人の丘を造るといふことでしょうけれども、請戸地区外の方々の流された石碑は入れることができるのかどうかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 先人の丘のほうに請戸地区外の方の流された墓石は一緒に整理できるのかというようなご質問でありますが、今回先人の丘につきましては、請戸側から南側の地区、請戸、両竹、

中浜地区の方々の墓石についての集積がされたと考えているところでございまして、請戸側から北の墓石については対象となっていなのが現状でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） ちょっと高さ的に確認したいのですけれども、防災林に囲まれて、結局周りから見えなくなるのは、ちょっと先人の丘としてはいかがなものかと思いますので、高さ的にどうなのか。あと、案内標識とか具体的に浜街道からとか案内表示板とかは設置する考えはあるのかお伺いしたいとおもいます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） まず、丘の高さにつきましては、現地盤から約5メートルの盛土となる予定でございます。

あと、案内表示板につきましては、今検討しておりませんでしたので、大字請戸地区と調整しまして、検討させていただきます。以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第67号 工事請負契約の締結について（先人の丘整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第68号 工事請負契約の締結について（地域公共施設外構整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第68号 工事請負契約の締結について（地域公共施設外構整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第69号 工事請負契約の締結について（運動公園倉庫トイレ新築工事（建築））を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第69号 工事請負契約の締結について（運動公園倉庫トイレ新築工事（建築））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、議案第70号 物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付軽積載車購入）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第70号 物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付軽積載車購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第24、議案第71号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-1型）購入）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 今回のこの配備は幾世橋地区でありますけれども、全体的な配備はどのようになるのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 消防車両の配置計画ですが、今後の消防団への消防車両の配置につきましては、第1分団、第2分団、第3分団、第4分団、第5分団にそれぞれ消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ付軽積載車1台の計2台を配置する計画をしております。また、第7分団につきましては、水槽付きの消防タンク自動車1台、小型動力ポンプ付積載車3台の配備を計画しております。なお、第6分団の請戸地区につきましては、今後の状況から整備の検討をしてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） そうしますと、CD-1というふうなものは大体12345ですか、そこに配備されると。それで小型自動車ポンプは集約されて、各分団大体1台というふうなことになっていくのですか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） そのような配置計画であります。なお、議

員、先ほどの質問で、このタンク車の配置先を幾世橋と申し上げられたかもしれませんけれども、この車両につきましては苅野地区、第4分団のほうに配置の予定でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第71号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-1型）購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第25、議案第72号 物品購入契約の締結について（浪江町乾燥調製貯蔵施設用パレット購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第72号 物品購入契約の締結について（浪江町乾燥調製貯蔵施設用パレット購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君）　日程第26、議案第73号　物品購入契約の締結について（浪江町乾燥調製貯蔵施設用フォークリフト・ホイルローダー購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第73号　物品購入契約の締結について（浪江町乾燥調製貯蔵施設用フォークリフト・ホイルローダー購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君）　日程第27、議案第74号　工事請負契約の変更について（聖沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第74号　工事請負契約の変更について（聖沢ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。  
よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第28、議案第75号 工事請負契約の変更について（春卯野ため池環境保全整備工事）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより議案第75号 工事請負契約の変更について（春卯野ため池環境保全整備工事）を採決します。  
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。  
よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第29、議案第76号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） 何点かお伺いします。  
室原地区防災拠点整備に当たり、今回土地の取得が出てきたと。この議会に付する案件は5,000平方メートル以上の案件で今回出ました。この位置図の資料で、今回黄色が取得に当たると。その黄色以外ありますけれども、これは全部で数えたら10か所か11か所ぐらいだと思うのですけれども、何か所か教えていただきたいと思います。また、所有者は何名かも含めてお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） お答えいたします。

まず、地権者でございますが、今回吉田敏明さん以外に5名にな

ります。全体の面積としましては、2万220.23平方メートルでございまして、ここから今回の部分を引いた残りがこれ以外の部分になるのですが、今回の部分が1万2,705平方メートルを除いた部分がそれ以外の部分ということになります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 続けてください。

○総務課長（横山秀樹君） すみません、間違えました。

ただいまのは金額の千円単位を抜かしたものでございまして、訂正させていただきます。9,075平方メートルを除いた部分が残りの用地面積ということになります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） そうすると、残りが多分1万1,145.23平方メートルで、地権者が5名いるということですが、この残りの地権者は、おおむね取得に関してはどういう感触かお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 先ほどの地権者数、訂正させていただきたいと思います。吉田敏明さんほか6名になります。この方たちにつきましては、宅地部分につきましては前年度で契約を終了しております、残りは農地ですので、農地転用を待つ形で仮契約、農地転用も許可にはなったのですが、今の段階では仮契約という状況でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第76号 土地の取得についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時20分まで休憩とします。  
(午前 9時59分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。  
(午前10時20分)

---

#### ◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第30、議案第77号 和解についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） この和解について何点か質問させていただきます。

この和解額66億3,409万8,451円の支払いの義務を有すると。非常に賠償金額とすれば満額には満たなかったにしろ、すばらしい和解額だったというふうなことで、事務局並びにそれから弁護団の方に感謝を申し上げる次第でございます。その上ででございますが、その契約の和解契約書ですね。その案についてでございますが、建物に関わる財物損害、65億6,051万3,913円、それに係る弁護士費用が7,358万4,531円になっております。この和解契約書の中身の弁護士費用の部分に対して質問させていただきます。

契約書、当然町のほうで弁護士のほうに依頼して、そういういた裁判に関する資料等々の整備、それから提出に至った時間というものは、相当な時間がかかっているのかというふうに考えておりますけれども、当然町としては弁護士費用に関して、弁護人と契約書を作成して、当然依頼しているものというふうに解釈しますが、その中身についてお伺いいたします。さらには、契約書については当然弁護士個々人との契約書の取り交わしになっているのかというふうなことも併せてお伺いします。また、その弁護士の費用でございますけれども、当然この3人の弁護士の方々、全て契約の金額については一律になっているのかというふうなことを、初めにお尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 弁護士費用についてお答え申し上げます。

和解案に記載の弁護士費用は、これはいわゆる成功報酬と言われるようなものでございまして、業界の標準的な計算方法があるようございまして、賠償額、この金額に対して幾らまでは何%、それ

を超えたたら何%というふうな標準的な計算方法がございまして、それに基づいて算出されている弁護士費用でございまして、町で弁護士にお支払いした費用ということではございません。

それから、2点目の弁護士との契約について、どのような契約になっているかということでございますが、町と弁護士との契約は実費相当分のお支払いのみの契約になってございます。最初に着手金として10万円お支払いしますが、その後の費用については旅費ですか消耗品ですか通信費、そういうものの実費相当分のみのお支払いとなってございます。

それから、契約は弁護士事務所ごとに2件の契約となってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） 弁護士の費用について、着手金が10万円というふうなことでの中身の契約だと、あと成功報酬だというふうなことになっているわけでございますけれども、成功報酬というのは当然のことながら、町で請求してそれに対して東京電力のほうで65億何がし、66億ですか、弁護士費用も含んでおるわけでございますけれども、それに対するいわゆる成功報酬の7,300万何がしだというふうなことの理解を私はしたわけなのでございますが、当然成功報酬に関しても、その成功額、いわゆる東京電力に対する賠償額の中身で何%というふうなことでの契約にすべきではないのかと、私はそういうふうに思うのですが、その辺どのように考えているか、お願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 成功報酬と申し上げましたが、この賠償額に対して1億円までの部分は何%、それからそれを超える部分については何%、ただし争いのない部分については除くと、そういう計算方法がございまして、それに基づいて算出されているものでございます。町でこれを計算して請求したというよりは、これはADR側でこのように計算して算出したというものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに。

15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） この和解に至るまでは最初の調停に関して、令和元年6月議会で議案として、調停の申立てについてということで、平成31年3月28日に請求した122億7,802万1,617円、申立て額です。全協の資料でもADR申立ては令和元年9月30日に約122億円申し立てたというふうな流れになっているはずです。今回弁護士による

和解案に対する意見ということで、申立て時の請求額が126億4,636万2,266円と記載してあります。つまり差額があるわけですが、この差異はどのようなことで生じているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 和解案に記載の額が弁護士費用を含む金額になってございまして、差が生じてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） 弁護士費用は7,358万4,538円ですよね。申立て時の122億と、この弁護士による意見による126億の差が、弁護士費用だけではないはずなんです。そこを聞いているんですけれども。もう一度。

---

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。

（午前10時29分）

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時30分）

---

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答え申し上げます。

申立て時におきまして、弁護士費用の割合を3%として計算してこのような金額になったものでございます。実際に和解案が出た場合には3%ではなく、この7,300万円という数字になったというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） ちょっと分かったような分かんないような。

それはそうとして、じゃ今後の対応についてなのですけれども、今まで東電の賠償に係る賠償金は町の行財政長期安定化基金に積み立てておりました。令和元年度決算で基金残高が約42億円ありました。今回和解が成立して、町のほうに差額の約51億円が入るということで、当然これ基金に積み立てるのかと思うのですが、そういう処理でよろしいのかということと、あと東電に対しての賠償金の請求はこれで行政経費の賠償の請求を終わっているはずですし、財物のほうも多分終わったのかと思うのですけれども、今後賠償請求に関わることはあるのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 賠償金の今後につきましては、おただ

しのとおり行財政長期安定化基金のほうに積み立てたいと考えてございます。それから、東電との賠償につきましてですが、ADRとして争っているものはなくなりますが、直接請求で一部残っているものがございますので、これと比較しますと少額になりますが、引き続き進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第77号 和解についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（午前10時34分）

# 6月定例町議会

(第4号)

## 令和3年浪江町議会6月定例会

### 議事日程（第4号）

令和3年6月16日（水曜日）午前9時開議

- |        |                          |                                          |
|--------|--------------------------|------------------------------------------|
| 日程第 1  | 議案第 78号                  | 令和3年度浪江町一般会計補正予算（第1号）                    |
| 日程第 2  | 議案第 79号                  | 令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）            |
| 日程第 3  | 議案第 80号                  | 令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）             |
| 日程第 4  | 議案第 81号                  | 令和3年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）                  |
| 日程第 5  | 同意第 2号                   | 苅野財産区管理会委員の選任について                        |
| 日程第 6  | 同意第 3号                   | 津島財産区管理会委員の選任について                        |
| 日程第 7  | 同意第 4号                   | 農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者等又はこれに準ずる者とすることについて |
| 日程第 8  | 同意第 5号                   | 農業委員会委員の任命について                           |
| 日程第 9  | 報告第 1号                   | 令和2年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について               |
| 日程第 10 | 報告第 2号                   | 令和2年度浪江町一般会計事故繰越し繰越計算書について               |
| 日程第 11 | 報告第 3号                   | 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計事故繰越し繰越計算書について |
| 日程第 12 | 報告第 4号                   | 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について        |
| 日程第 13 | 報告第 5号                   | 令和2年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書について                |
| 日程第 14 | 報告第 6号                   | 令和2年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について                 |
| 日程第 15 | 浪江町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について |                                          |
| 日程第 16 | 請願・陳情審査報告<br>請願第 2号      | 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書            |
| 日程第 17 | 発委第 4号                   | 浪江町議會議員定数調査特別委員会設置に                      |

関する決議（案）

- 追加日程第1　浪江町議会議員定数調査特別委員会委員の選任について  
日程第18　発議第2号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）  
日程第19　発議第3号　多核種除去設備等処理水の海洋放出に関する意見書（案）  
日程第20　委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

出席議員（16名）

1番	武 藤 晴 男 君	2番	紺 野 豊 君
3番	吉 田 邦 弘 君	4番	佐々木 恵 寿 君
5番	小 澤 英 之 君	6番	半 谷 夫 君
7番	紺 野 則 夫 君	8番	佐々木 正 君
9番	山 本 幸 一 郎 君	10番	高 野 武 君
11番	渡 邊 泰 彦 君	12番	松 田 孝 司 君
13番	平 本 佳 司 君	14番	佐々木 勇 治 君
15番	山 崎 博 文 君	16番	紺 野 榮 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 吉 田 長 数 博 君	副 町 佐 藤 長 良 樹 君
副 町 小 林 長 弘 典 君	教 育 笠 井 長 淳 一 君
代表 監査 委員 山 本 邦 一 君	総務課長 兼 選挙管理委員会書記長 横 山 秀 樹 君
企画財政課長 西 健 一 君	産業振興課長 清 水 中 君
農林水産課長兼 農業委員会事務局長 金 山 信 一 君	住宅水道課長 木 村 順 一 君
	教育委員会事務局 教育次長 兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長 蒲 原 文 崇 君
建設課長 戸 浪 義 勝 君	
会計管理者兼 出納室長 中 野 隆 幸 君	住民課長 柴 野 一 志 君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長兼 仮設津島診療所事務長 掃部関 久 君	介護福祉課長 松 本 幸 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長  
吉田厚志君  
書記  
鎌田典太朗君

次長兼係長  
中野夕華子君

---

### ◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。  
ただいまの出席議員数は16人であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
(午前 9時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第78号 令和3年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 16番、紺野榮重です。

3点ほど質問いたします。

12ページの款が総務費、項が総務管理費、目が企画費で、節の12委託料、660万、この内容説明をお願いします。

それから、13ページの款、衛生費、項、上水道費、節の上水道費で、14の節のボーリング工事1,997万6,000円。それから、18の負担金補助金及び交付金というようなことで3,300万円、この内容の説明をお願いします。

最後に、14ページの款、農林水産費、項が農業土木費、目の請戸川土地改良区水利事業促進費というふうなことで、負担金補助金及び交付金というふうなことで1,680万円、この説明では浪江堰の撤去というふうなことありましたけれども、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 12ページ、款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節12委託料の内容はというご質問でございました。  
これは、アメリカのランカスター市との協定に係る費用でございまして、ランカスター市側から申出がありました水素社会実現に向けた連携につきまして、現在、協定に向けた調整を進めているところでございまして、今年の秋頃を目途に、先方で来日されまして、当町において締結式を行いたいというふうに考えているところでござ

ざいます。

これに関しまして、通訳の手配ですとか、資料の英訳ですとか、それから、地場産品を使った食事の手配や伝統芸能の催しなど、そうした経費につきまして、計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） ページ13ページ下、款が4衛生費、項が3上水道費、目が1上水道費の節が14工事請負費、1,997万6,000円、ボーリング工事についてですが、これは帰還困難区域の復興再生拠点区域内で井戸工事をするため計上しているもので、室原、津島で各1件ずつ、井戸2件分でございます。

その下の節18、負担金補助及び交付金、3億3,040万9,000円、上水道事業補助金ですが、これは後で出てきます議案第81号令和3年度浪江町水道事業会計補正予算にあります、小野田取水場建設事業に対する再生加速化交付金ですね、この事業費の3分の2と、復興特別交付税30分の1分でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 事項別明細14ページ、目2請戸川土地改良区水利事業促進費の県営土地改良事業負担金1,680万円についてお答えいたします。

この事業内容といたしましては、大伝橋下流にございます現在は使用されていない浪江堰について、河川管理に支障を及ぼし災害発生の要因となるおそれがあるためということで、県が事業主体となり、撤去する事業となります。

そのうち、町負担分の10.5%が1,680万円でございまして、今回計上させていただいております。残りの負担分なんですかけれども、県が10.5%、国が79%という事業となってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） ランカスター市とのそういうふうな中でのかかりだというふうなことですけれども、ちょっと私が心配するのは、以前に興化市との姉妹都市を結んだわけですけれども、そういうふうな中であまりにも大きな都市との関係の中で、そこら辺が今度のランカスター市とのこの協定との違いといいますか、その辺はどういうふうなことか、お伺いしたいというふうに思います。

それから、水道事業でのボーリングで1,997万6,000円というふうなことは、2件の場所だというふうなことですけれども、ボーリン

グするのに 1 か所約1,000万弱かかるというふうなことは、普通ではちょっと考えにくい費用だというふうに思いますけれども、その辺はどうなののかお伺いいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ランカスター市と興化市との違いということでご質問いただきました。

以前、興化市との友好都市協定というものがございましたが、これはお互いに友好を深めるということが目的のものであったと認識しておりますが、今回の同じ目的に向かっていくような形になっております。水素社会を実現していくという共通の目的に向かってお互いが努力していくと、そういう協定になってございまして、以前のものとは異なるものと考えおります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 高いのではないかというご質問ですが、お答えいたします。

前年までですと、解除区域内の工事ということで800万円ほどで計上していたと思います。今回は帰還困難区域内ということで、帰還困難区域のため特殊勤務経費が加算されている状況になります。それで高額になっていると考えております。

あともう一つは、積算のところで工事の深さを井戸掘りの深さを100メートルで設定しておりますので、浅く出ればその分変更で安くなるということにもなると思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） おはようございます。

何点かご質問いたします。

まず、歳入の10ページ、基金繰入金で、目の7浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金で、5億2,500万円ほどですね。次の歳出で、同基金に積立てを12ページ、2の1の7の24積立金、約17億円になっています。

この基金は3月の定例会で基金の条例改正がありまして、この帰還環境整備交付金基金というのは、今はもうない。施行が4月1日からは帰還・移住等環境整備、移住等と入っているはずですが、予算編成の際に基金との関係で整合性があるかどうか、基金から繰り入れて基金に積み立てる、ないものから持ってきてないものに積み

立てるというのは補正予算の編成上どうなのかということで、それをお伺いします。

次、2つ目、同じく12ページの民生費、児童福祉費、認定こども園、14の工事請負費1億5,451万7,000円、これは定例会前の全協で認定こども園の3教室を増築したいというような説明、必要性を受けまして、私は理解をしました。子育て環境を整えるのは、これは行政の責務だと思っています。

ただ、この財源上、1億5,000万円ほどの財源で、国県支出金が1億円、約3分の2と思うんですけれども、残り一般財源から約5,000万円となっていますが、この5,000万円というのは歳入の震災特公で補助裏というふうな理解でよろしいのかどうかを、まずは伺いたいと思います。

次に、13ページの一番上の負担金補助金及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金、これは1人当たり5万円で300件というようなことでよろしいのかどうかお伺いします。

最後に、16ページ、一番上の6で外国青年招致事業費、今回補正で委託料で400万円ほど補正増になっております。補正前、つまり、当初で630万円ほど予算を確保していながら、僅か3か月も満たないうちに400万円のALT委託料というのは、どういう経緯があるのかどうか、お伺いいたします。

以上です。

---

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため、暫時休議します。

（午前 9時12分）

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時21分）

---

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

ご指摘の浪江町帰還環境整備交付金基金と表記している部分につきまして、ご指摘のとおり3月の議会におきまして、浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金というふうに名称を変更しているところでございます。

当初予算におきましては、こちらの元の表記、浪江町帰還環境整備交付金基金と表記して当初予算を組んでいたところでございまして、その名称を使用して補正予算を組んだところでございました。

正しくは、ご指摘のとおり浪江町帰還・移住等環境整備交付金基

金というのが正しいものでございます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問の2点目につきましてご説明申し上げます。

事項別明細書12ページ、款3 民生費、項2 児童福祉費、目5 認定こども園費の工事請負費の財源についてのご質問だと思います。

こちらにつきまして、にじいろこども園の園舎増築についての工事費でございまして、こども園につきましては、認定こども園ということで保育所機能と幼稚園機能と2つを持ち合わせております。

まず、1つ目が保育所機能としましての財源につきましては、厚労省から直接交付金という形で交付をされまして、8分の5の補助率になってございます。もう一つ、幼稚園のほうについてですが、これは文科省からの交付金になります。県経由で町のほうの歳入に入るということで、こちらの補助率は4分の3となっております。

いずれの補助金の補助残につきましては、復興特交のほうで措置されることとなってございます。

以上でございます。

続きまして、事項別明細書13ページ、款3 民生費、項2 児童福祉費の中の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の18負担金補助金でございます。

こちらについてはご質問のとおり、対象人数300人ということを見越しまして、300人掛ける5万円という形で1,500万円計上させていただいているところでございます。

続いて、事項別明細書16ページ、款10教育費、項1 教育総務費、目5 外国青年招致事業費、ALTの委託料ということで400万円ほど計上させていただいております。

こちらにつきましては、これまで浪江町のALTの招致につきましては、国、県、協会などで進めているJETプログラムによりまして、招致をさせていただいているところでございます。こちら今現在、配置しているALT教員のほうが7月末で任期が切れるということで、帰国をする予定になっております。切れ目なくALT指導助手を配置するために、JETプログラム事務局のほうに問い合わせたところですが、現在コロナウイルスの関係で招致についていつになるか分からず、見通しが立たないという答えでございました。

でありますので、JETプログラムではなくて、民間でも同様に

ＡＬＴ指導助手の配置をするメニューがございまして、今回計上させていただいたのは、民間事業者の方にＡＬＴ指導助手の配置を依頼するための委託費となってございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） 基金に関しては、新規件名でやるべきだったと。

ただ、当初予算で旧基金名で編成した経過があって、そのままということです。執行上、問題がなければそれでいいんですけども、ただ、しっかりととしたその辺は把握をしないと、予算の編成の仕方もクエスチョンマークがつきますので、おだしこういただきたいと思います。これは要望です。

次に、13ページの子育て世帯生活支援特別給付金1人当たり5万円の300人分と。これは去年の9月でしたかの補正で、1人2万円の給付金がありまして、これも300人分計上されていました。

つまり、半年経過して同じ300人ということは、その所得の基準が昨年の場合は一昨年の年間所得で、今回もまた一昨年の年間所得の低所得ということで理解してよろしいのか。それとも去年の所得によって今回300、同じ数字で出たのかということで、もう一点言うのであれば、これは教育委員会からもらった資料かな、直近の所得情報の判明以降、可能な限り速やかに支給するというふうに記載しておりますので、もし直近で対象者が増えたのであれば、すぐに対応しなくちゃいけないと思いますが、それでよろしいのかどうかお伺いします。

ＡＬＴに関しては、7月帰国でまだ帰ってくる見通しが立たないので、新たな民間に委託するということです。見通しが立たずではなくて、コロナの影響でもうなかなか来れないんだというふうになつた場合の補正の額、当初の額、これは落とすのか、そのまま相手先にお支払いするか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） まず、1点目のご質問にお答えいたします。

給付金でございますけれども、昨年の所得に基づいて算定した低所得者という形で、対象者を限定させていただくということでございます。

また、直近の所得につきましては、1月からの所得で、その1か月だけを切り出して、その非課税世帯相当の所得とみなした世帯に対して対象とするというものでございまして、こちらについては申請をいただいて、こちらのほうで算定させていただくというような流れになってございます。

続きまして、A L Tでございます。こちらについては見通しが立たない部分、当初で予定していた部分については、ということでございますが、J E Tプログラムで申し込んでいた部分につきましては、キャンセルはできないということなので、見通しが立って配置されれば配置をしていくということになりますけれども、これがもう配置されないとということであれば、当然執行はしないものですから、後ほど精算の中で減額をさせていただくということで予定させていただいております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） 1点だけ、簡単な質問をさせてもらいます。

12ページなんですが、文書交付費でホームページ英語版サイト構築業務委託料なんでございますが、この国際社会において当然必要かなというふうに思ってはおりますけれども、何を目的としているのかというようなことと、それから、その英語版の必要性、それから、その内容、浪江町がその英語版を構築することによって何を求めているのか、その中身をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

ホームページ英語版サイトにつきましては、ランカスター市との連携を今後進めていくという予定もございまして、その中で世界の注目を浴びることになっていくということを念頭に、英語による浪江町ホームページの表記をしたいというふうに考えているものでございます。

内容としましては、町民向けのページのように頻繁に更新するようなページではなくて、継続的に浪江町について紹介するようなページについて、英語版のサイトを構築したいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 12番、松田です。

13ページの款3民生費、項3の災害救助費、目1の生活支援事業で、節13使用料及び賃借料、施設使用料は615万6,000円となっていますけれども、これは場所はどこになりますか。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 場所につきましては、こちらはいわき出張所になってございます。住所につきましては、いわき市平南白

土1丁目5番12を予定してございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第78号 令和3年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第79号 令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第79号 令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第80号 令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第80号 令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計  
補正予算（第1号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第81号 令和3年度浪江町水  
道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第81号 令和3年度浪江町水道事業会計補正予算  
(第1号)を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎同意第2号の質疑、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、同意第2号 荏野財産区管理会委  
員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第2号 荏野財産区管理会委員の選任についてを採  
決します。

採決は、個別に起立により行います。

まず、柄本勝雄氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、柄本勝雄氏については同意することに決定しました。

次に、石井安宗氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、石井安宗氏については同意することに決定しました。

次に、榎台芳廣氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、榎台芳廣氏については同意することに決定しました。

次に、松本伸一氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、松本伸一氏については同意することに決定しました。

次に、末永章氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、末永章氏については同意することに決定しました。

次に、阿部壯司氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、阿部壯司氏については同意することに決定しました。

次に、丹伊田敦氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、丹伊田敦氏については同意することに決定しました。

以上、同意第2号については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎同意第3号の質疑、採決

○議長（佐々木恵寿君）　日程第6、同意第3号　津島財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第3号　津島財産区管理会委員の選任についてを採決します。

採決は、個別に起立により行います。

まず、佐々木保彦氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、佐々木保彦氏については同意することに決定しました。

次に、鳴原眞三氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、鳴原眞三氏については同意することに決定しました。

次に、石崎茂氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、石崎茂氏については同意することに決定しました。

次に、今野勝彦氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、今野勝彦氏については同意することに決定しました。

次に、菅野一利氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、菅野一利氏については同意することに決定しました。

次に、佐野富寿雄氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、佐野富寿雄氏については同意することに決定しました。

次に、関場健治氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、関場健治氏については同意することに決定しました。

以上、同意第3号については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第4号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、同意第4号 農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者等又はこれに準ずる者とすることについてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより同意第4号 農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者等又はこれに準ずる者とすることについてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、小澤英之君及び山本幸一郎君の退場を求めます。

[小澤英之君及び山本幸一郎君退場]

---

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

(午前 9時41分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午前 9時42分)

---

#### ◎同意第5号の質疑、採決

○議長（佐々木恵寿君）　日程第8、同意第5号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（佐々木恵寿君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第5号 農業委員会委員の任命についてを採決します。

採決は、個別に起立により行います。

まず、中野弘寿氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、中野弘寿氏については同意することに決定しました。

次に、小澤英之氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、小澤英之氏については同意することに決定しました。

次に、原田良一氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、原田良一氏については同意することに決定しました。

次に、山本幸一郎氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、山本幸一郎氏については同意することに決定しました。

次に、佐々木茂夫氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、佐々木茂夫氏については同意することに決定しました。

次に、柴野正男氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君）　起立全員であります。

よって、柴野正男氏については同意することに決定しました。

次に、神長倉正満氏について同意することに賛成の諸君の起立を

求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、神長倉正満氏については同意することに決定しました。

次に、鈴木敬二郎氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、鈴木敬二郎氏については同意することに決定しました。

次に、紺野宏氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、紺野宏氏については同意することに決定しました。

次に、若月芳則氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、若月芳則氏については同意することに決定しました。

次に、菅野富美恵氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、菅野富美恵氏については同意することに決定しました。

次に、鈴木幸子氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、鈴木幸子氏については同意することに決定しました。

以上、同意第5号については原案のとおり同意することに決定しました。

ここで小澤英之君及び山本幸一郎君の入場を許可します。

[小澤英之君及び山本幸一郎君入場]

---

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午前 9時45分）

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午前 9時46分)

---

#### ◎報告第1号の質疑

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第9、報告第1号 令和2年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
以上で報告第1号を終わります。
- 

#### ◎報告第2号の質疑

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第10、報告第2号 令和2年度浪江町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
以上で報告第2号を終わります。
- 

#### ◎報告第3号の質疑

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第11、報告第3号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
以上で報告第3号を終わります。
- 

#### ◎報告第4号の質疑

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第12、報告第4号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
以上で報告第4号を終わります。
- 

#### ◎報告第5号の質疑

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第13、報告第5号 令和2年度浪江町水

道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

---

#### ◎報告第6号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、報告第6号 令和2年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第6号 令和2年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和2年度において地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定した継続費に係る予算の繰越しについて、同法施行令第145条第1項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については企画財政課長に説明させますが、今回、対象事業の確認不足があり、繰越計算書で報告すべき事業に漏れがあったことから、新たに報告するものであります。

追加での報告となり、大変申し訳ございました。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、継続費繰越計算書によりご説明申し上げます。

款7商工費、項1商工費、事業名南産業団地造成工事、令和2年度継続費予算現額の合計が19億6,740万円、支出済額は13億7,000万円、残額は5億9,740万円、翌年度毎次繰越額は全額の5億9,740万円でございました。

ご説明は以上でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

---

○議長（佐々木恵寿君） ここで常任委員会開催のため、10時15分まで休憩します。

（午前 9時50分）

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時15分）

---

- 議長（佐々木恵寿君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
以上で報告第6号を終わります。
- 

◎浪江町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第15、浪江町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを行います。
- お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。
- これにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
- よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
- お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。
- これにご異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
- よって、議長が指名することに決定しました。
- 

- 議長（佐々木恵寿君） ここで資料配付のため暫時休議します。  
(午前10時16分)
- 

- 議長（佐々木恵寿君） 再開します。  
(午前10時18分)
- 

- 議長（佐々木恵寿君） ただいま配付した資料のとおり、選挙管理委員会委員に、根本伸治氏、北博子氏、神長倉正満氏、末永一郎氏、以上の方を指名します。
- お諮りします。ただいま指名した方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
- よって、ただいま指名した根本伸治氏、北博子氏、神長倉正満氏、末永一郎氏、以上の方が、選挙管理委員会委員に当選されました。
- 次に、選挙管理委員会補充員には次の方を指名します。
- 第1順位、渡邊幸氏、第2順位、佐山弘明氏、第3順位、桑原泉

氏、第4順位、堀井宏宣氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名した方を、選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した第1順位、渡邊幸氏、第2順位、佐山弘明氏、第3順位、桑原泉氏、第4順位、堀井宏宣氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員会補充員に当選されました。

---

#### ◎請願・陳情審査報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、請願・陳情審査報告を議題とします。

---

#### ◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 請願第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を議題とします。

付託中の委員会から、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木恵寿君） ただいま朗読のとおりです。

所管委員長から趣旨説明をお願いします。

産業・建設常任委員会委員長、紺野則夫君、登壇でお願いします。

[産業・建設常任委員長 紺野則夫君登壇]

○産業・建設常任委員長（紺野則夫君） それでは、報告をいたします。

請願第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書の審査結果についてご説明をいたします。

福島県では少子高齢化と人口減少、流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口も減少し、人手不足が深刻化しています。これに歯止めをかけ、県内の労働力確保、人口流出抑制防止するためには最低賃金の引上げにより、一定の賃金水準を確保する必要があると当委員会では判断いたしました。

よって、本請願については、その趣旨を十分に理解できるものであり、事務局長朗読のとおり採択すべきと決定したものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより請願第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を採決します。

採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、請願第2号については採択することに決定しました。

---

#### ◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、発委第4号 浪江町議会議員定数調査特別委員会設置に関する決議（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木恵寿君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、平本佳司君、登壇をお願いします。

[議会運営委員長 平本佳司君登壇]

○議会運営委員長（平本佳司君） ご説明を申し上げます。

浪江町議会の議員定数は、平成25年の一般選挙から20名を16名に削減し現在に至っております。この間、全町避難から避難指示区域の一部解除され、町内での居住が可能になるなどの変化がありましたが、いまだに9割の町民が町外で避難生活を送るなど、特殊な状況が継続しております。

このような状況を踏まえ、適正な議員定数について、調査研究をするため、特別委員会を設置を求めるものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発委第4号 浪江町議会議員定数調査特別委員会設置に関する決議（案）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐々木恵寿君） ここで議会運営委員会開催のため、暫時休議します。

（午前10時27分）

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時32分）

---

### ◎日程の追加

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。浪江町議会議員定数調査特別委員会の設置に伴い、お手元に配付のとおり、浪江町議会議員定数調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、浪江町議会議員定数調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にするに決定しました。

---

### ◎浪江町議会議員定数調査特別委員会委員の選任について

○議長（佐々木恵寿君） 追加日程第1、浪江町議会議員定数調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

---

○議長（佐々木恵寿君） 資料配付のため、暫時休議します。

（午前10時33分）

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時34分）

---

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。浪江町議会議員定数調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、吉田邦弘君、小澤英之君、半谷正夫君、佐々木茂君、高野武君、松田孝司君、山崎博文君、紺野榮重君を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を浪江町議会議員定数調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっています。

これより委員の方は、全員協議会室にお集まりいただき、委員長及び副委員長を互選されるようお願いします。

---

○議長（佐々木恵寿君） ここで暫時休議します。

（午前10時35分）

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時44分）

---

○議長（佐々木恵寿君） ただいま浪江町議会議員定数調査特別委員会において、委員長に半谷正夫君、副委員長に小澤英之君が互選されましたので、報告します。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木恵寿君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の紺野則夫君、登壇でお願いします。

[7番 紺野則夫君登壇]

○7番（紺野則夫君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

ただいま事務局長朗読のとおりであります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、発議第3号 多核種除去設備等処理水の海洋放出に関する意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木恵寿君） 提出者の高野武君から提案理由の説明を求めます。

高野武君、登壇でお願いします。

[10番 高野 武君登壇]

○10番（高野 武君） ただいま事務局長の朗読のとおりであります。

趣旨をご理解いただき、議員各位の賛同を求めます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） それでは、何点か質問させていただきます。

この意見書の（案）、当然、国、東京電力は責任を持って、この原子力の事故処理、そういうふうなものに早期に当たっていただき、早急に対処していただくというのが我々議会も、それから、福島県民も、国民も願うところではあります。

当然、こういった意見書について、国に対して出すべき、そういう

うふうに私は思うわけでございますけれども、5月24日に国と東京電力からこの放出についての説明がございました。国、東京電力では2年間の中に、いわゆるこういった賠償の問題、それから、その処理水のいわゆる処理計画等々、具体的に示して、近いうちにさらに我々に対する説明をするというふうなことが、あのときは説明の中にありました。

この文言の中なんでございますが、いわゆる町の再生が停滞することは許されることではなく、今後とも継続的な取組が求められている。この継続的な取組というのは、どういうふうな中身なのか具体的に、議員のほうから答弁のほうよろしくお願ひいたします。

それから、風評、賠償等については、私24日の日も、5月24日に国に対して、その風評被害が起こってからの賠償ではなく、当然、中間指針で改定して、平成25年で中間指針の四次追補は多分終わっているのではないかなというふうに思われました。

その後、全く中間指針の見直しをされておりません。そのときに中間指針の中身を見直していただき、風評被害があったから賠償、そういうふうな設けるものではなく、当然その中間指針の中で、改めて国が賠償の中身を、基準を設けていただきたいというふうなことを私は申し上げました。

そういうふうなこともありますて、その賠償、それから、被害の立証等の責任も明記されていなかったような私は記憶がございます。当然、具体的な賠償基準、示されておりませんでした。先ほども申し上げましたけれども、改めて説明に伺う、その明示して改めてお伺いするというふうなことが国のほう、それから、東京電力のほうから説明があったかと思います。

この文面を見ますと、なかなか意見書としてはもう少し具体的に、それから、今後その風評に対するものは当然のことではありますけれども、やはり我々浪江町議会として、放出反対の意見を昨年の6月でしたか、可決しているような状況でありますので、その辺いわゆる国が閣議決定されたから、それが全てであって、今後もそういうふうな中身に進むんだろうというふうなことを思われますけれども、やはり我々議会として反対した立場から、反対したんだけれども、こういうふうなことというのは当然必要なんですよというふうことの明示が必要ではないのかというふうに私は考えております。

その辺、提案者である高野議員の答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、高野武君。

○10番（高野 武君） 第1点目の件ですけれども、やはり再生が停滞することは許されることではないということは、今までに浪江町で

復興再生拠点、この件に関していまだに道半ばであります。その辺を重点的に申し上げました。

2点目ですけれども、いろんな形での風評被害が賠償、立証責任等も明記されているということは、やはり国のほうの説明として、これからということですけれども、これから当然、賠償関係はしっかりと取り組む、これは明記した私個人は考えております。

3番目に、反対した立場からどうなんだということだと思いますけれども、この件はやはり前回の反対の決議書というものは、国が方針が決定する前での決議でありますので、当然、今回も国の方針の決定と関係省庁からの説明を受けたことで、その内容に対して一歩踏み込んだ文面になっておりますが、宛先も国と関係機関となっております。

あとは、先ほど来の反対だけれども、今回とはちょっと違うんじゃないということでありますけれども、これはあくまでも私、漁業者としての立場としてはもちろん反対であります。これはあくまでも前提としてご理解ください。

そして、また容認とも取れる内容の整合性という点ではあると思いますけれども、反対の意思表示ということは、前回の決議書の中で申し上げておりますので、今さら申し上げることはございませんから、先ほど1番目の事業の説明の中でもありましたとおり、復興事業、道半ばという点を考えたときに、今後の国の動向を注視したい、そういう点から以上5点ほどの記載をしております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第3号 多核種除去設備等処理水の海洋放出に関する意見書（案）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題とします。

---

○議長（佐々木恵寿君） 資料配付のため暫時休議します。  
(午前11時05分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。  
(午前11時06分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員会委員長から、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査又は調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。  
以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。

---

### ◎町長挨拶

○議長（佐々木恵寿君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る6月8日の本定例会開会以来、熱心にご審議をいただき、ご提案申し上げました全ての議案についてご賛同いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行に十分生かしてまいりたいと考えております。

このたび上程させていただきました付議事件につきましては、どれもが重要なものです。特に、議案第62号つしま活性化センター改修工事につきましては、特定復興再生拠点整備において同地区の活動の拠点となる施設となりますので、解除に向け、しっかりと整備してまいります。

また、議案第77号につきましては、かねてより懸案であった町施設の賠償に係る和解であり、一定の結論を見たことに安堵しております。

さらに、議案第78号の一般会計補正予算（第1号）では、認定こども園建設工事を計上させていただきました。現在、定員が30名のところ28名を受け入れておりますが、今後の子育て世帯の増加に対応するために、60名増員の90名定員とする建築工事であります。若い世代の帰還や、移住・定住に不可欠である子育て環境の充実に、今後も尽力してまいります。

改めて、このたびは議会改選後、初の定例会でしたが、皆様それぞれが培った豊かなご知見をお伺いする機会となり、今後の町政運営に際しまして、心強さを感じさせていただきました。

引き続き、持続可能なまちづくりに向け、議員各位におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、本来であれば、行政報告でご報告申し上げる案件でありました「NAMIE WATER」についてであります。去る6月9日の記者会見で、 Mondselektion 金賞の受賞報告を行いました。発表の仕方については、検討の結果6月9日の会見での発表になった次第であります。

金賞の受賞の報告以降、イオン、道の駅なみえにおける評価は非常に高く、今後におきましても「NAMIE WATER」をアピールすることで、町内の放射能の影響といった町に対するマイナスイメージや風評を払拭するとともに、自然豊かな本来の浪江町を知っていただくため、これからも安心を伝える努力を積み重ねてまいります。

結びとなります。コロナ禍の中、これから夏を迎えるに当たり、日増しに暑さが厳しくなりますが、皆様におかれましては、お体に十分ご留意の上、健やかな毎日を過ごされることをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ご苦労さまでございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。  
これをもって、令和3年浪江町議会6月定例会を閉会します。  
(午前11時09分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和　年　月　日

署名　浪江町議会議長　佐々木　恵寿

署名　議員　小澤英之

署名　議員　半谷正夫

署名　議員　紺野則夫